

第2期徳島市国土強靭化地域計画

令和6年度～令和10年度

素案

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨、位置付け	1
第2章 基本的な考え方	2
第3章 強靭化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	4
第4章 国土強靭化の推進方針	17
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	19
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	28
3 必要不可欠な行政機能を確保する	35
4 経済活動を機能不全に陥らせない	37
5 情報通信サービス、電力等ライフルайн、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	42
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	47
横断的分野	52
本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標	60
第5章 施策の重点化	65
第6章 計画の推進と進捗管理	66
参考資料	
計画の策定経過	
徳島市国土強靭化地域計画策定会議設置要綱	
徳島市国土強靭化地域計画策定会議・幹事会名簿	
徳島市国土強靭化地域計画策定市民会議設置要綱	
徳島市国土強靭化地域計画推進会議設置要綱	
徳島市国土強靭化地域計画推進会議・幹事会名簿	
徳島市国土強靭化地域計画推進市民会議設置要綱	
別紙1 施策及び重要業績指標一覧 (P.1-1～P.1-16)	
別紙2 その他資料編 (P.2-1～P.2-26)	
別紙3 脆弱性評価結果 (P.3-1～P.3-43)	

はじめに

徳島市は、水都と呼ばれるように多くの河川が流れ、水と緑に囲まれた自然豊かな都市である一方、三角州に広がる低地帯が多く、古くから地震による津波や地盤沈下、台風に伴う高潮被害や広範囲の浸水被害に見舞われた歴史があります。また、我が国全体を見ても、地震が周期的に発生し、近い将来に発生する可能性が高い南海トラフ地震への懸念が高まっています。

こうした中、市民生活や地域社会に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害に備え、人命や社会機能を守り被害を最小限に抑える対応が図られなければなりません。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、国土強靭化基本法を定めて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することや、生命、身体及び財産の保護並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を目指し、施策を推進しています。

徳島市も国・県との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする「第2期徳島市国土強靭化地域計画」を策定します（令和6年3月）。

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となっている。

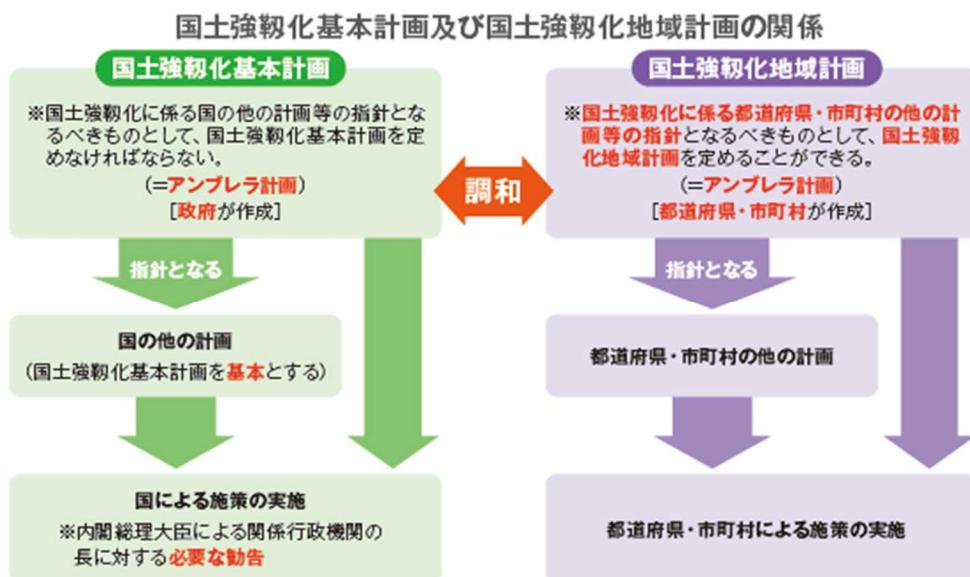
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靭化」を実現するため平成26年6月に国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。その後、近年の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年7月に基本計画の見直しが行われている。

本市においても、近年多発する大規模自然災害を迎えるに際して、「強靭な徳島市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るために、徳島市国土強靭化地域計画の第1期計画を令和2年3月に策定した。

翌年以降も計画の推進及び進捗管理を効果的かつ効率的に行うため、新たな施策の追加や、各施策の重要業績指標について、年次ごとの目標値をとりまとめ、各年度において計画の見直しを行っているが、第1期計画の計画期間が令和5年度までとなっているため、第2期徳島市国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 本計画の位置付け

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）第13条に基づく、「国土強靭化地域計画」であり、国土強靭化に関し、総合計画2021との整合を図りながら、本市が有する様々な計画等の指針となるものである。なお、本計画は、基本計画及び徳島県国土強靭化地域計画（以下「県計画」という。）と調和を図るものとする。



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和10年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、目標年次を迎える前であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

基本法においては、国土強靭化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎える際、「強靭な徳島市」をつくりあげるためには、県計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

3 本市の強靭化を推進する上での基本的な方針

(1) 本市の強靭化に向けた取組姿勢

- ・本市の強靭性を損なう原因を**あらゆる側面から検討し、取組にあたること**
- ・短期的な視点によらず、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と政策立案概念の双方を持ちつつ、**長期的な視野を持って計画的な取組にあたること**
- ・国や県をはじめ関係機関等と連携し、協力を得るなど、**総力を挙げた取組**とするこ
- と
- ・本市が有する**潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること**
- ・**復興事前準備**の取組を推進すること

・「持続可能な開発目標（S D G s）」への対応

持続可能な環境や社会の実現に向け、平成 27 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（S D G s）」の達成に貢献すること（※別紙 2 に関連資料を添付）

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、効果的に施策を推進すること
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・非常時に防災・減災等の効果を發揮するのみならず、**平時にも有効に活用できる対策**となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた**時間管理概念**や、**財政資金の効率的な使用**による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・既存の社会資本を有効活用することにより、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、**民間資金の活用**を図ること
- ・施設等の**効率的かつ効果的な維持管理**に資すること

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・本市の特性を踏まえた、本市独自の**先進的な取組を反映**すること
- ・**人のきずなや地域コミュニティとの連携を強化**するとともに、民間活力を積極的に活用し、社会全体の強靭化を推進すること
また、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・**ダイバーシティの視点を踏まえた**施策を推進すること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、**自然との共生**を図ること
- ・「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における**防災対応**への取組を推進すること
(※別紙 2 に関連資料を添付)
- ・他機関等からの**支援の長期途絶に備えた取組**を推進すること

第3章 強靭化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本市の強靭化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本市の特性

(1) 地勢

本市は、徳島県の東部に位置し、市内北部を流れる吉野川がつくりだした沖積平野の三角州上に造られた面積 191.52km²、人口約 25 万人の都市である。

土地は、南西部が高く東北に至るに従って平坦になっているが、地質が肥よくで気候が温暖であるところから、農業の適地となっている。

市域は広く、ほぼ中央部に市の象徴といるべき眉山（標高 290m）と城山（標高 61.7m）があり、市内には吉野川をはじめ、勝浦川、園瀬川、新町川、助任川など 134 もの川が流れ、水運を活用した産業の発展にも大きく寄与してきた。また、これらの小分流の間には、常三島、福島、寺島など「島」のつく地名が多く、水の都の感を強くしている。

しかし、昭和 21 年の南海大地震により地盤の沈下が激しく、満潮位以下の低地帯が市街地の 50%以上を占めており、台風、大雨、高潮などの影響を受けやすい地勢となっている。

(2) 地質

徳島県の地質構造は、東西に中央構造線、仏像構造線などの構造線が走り、北から和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯に分けられる。

中央構造線の南側の三波川帯は、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩から成り、深部まで基岩が破碎され、地質が非常に脆弱であることから、多数の地すべり地が分布しており、日本有数の地すべり地帯で、本市南西部はこの三波川帯に含まれている。

また、本市北部の徳島平野は沖積低地で沖積層が広がり、地震による液状化の可能性が高い地質である。

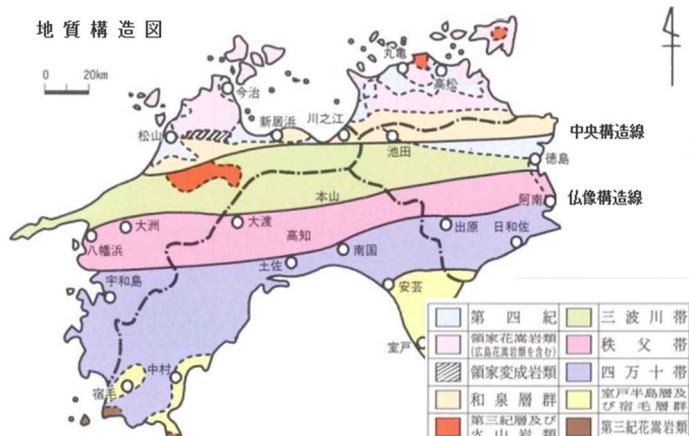


図 地質構造図
(資料参照：徳島県国土強靭化地域計画)

(3) 気象

本市は温暖な気候に恵まれている。平成3年から令和2年までの年間平均気温は16.8度、年間降水量は1,619.9mmで、令和4年の年間平均気温は17.2度、年間降水量は1,150.5mmである。

徳島県は台風の進路に当たることが多いので降水量は暖候期に多く寒候期に少ない。寒候期は空気の乾燥した日が続くことが多い。風は地形の影響で冬季には北西の風、夏季には南東の風が吹きやすい。夏の夕方には夕なぎの現象が起こる。



図 徳島市の気象データ
平成3年から令和2年まで
30年間の月別平均気温及び月別平均降水量
(資料参照：徳島地方気象台)

(4) 人口

令和5年10月時点での本市の人口は、247,285人となっており、5年前の平成30年10月の252,515人に比べ7,230人減少し、平成10年以降は少子高齢化の影響などにより減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いている。世帯の小規模化が進んでいる。

表 徳島市の人口推移 (資料参照：徳島市住民基本台帳)

年次	世帯数		人口(人)			
	世帯	増減数	総数	男	女	増減数
平成10年10月	101,631	-	264,471	126,464	138,007	-
平成15年10月	106,222	4,591	263,202	125,568	137,634	△ 1,269
平成20年10月	110,657	4,435	259,488	123,387	136,101	△ 3,714
平成25年10月	115,451	4,794	257,831	122,279	135,552	△ 1,657
平成30年10月	119,493	4,042	254,515	120,810	133,705	△ 3,316
令和5年10月	122,257	2,764	247,285	117,711	129,574	△ 7,230

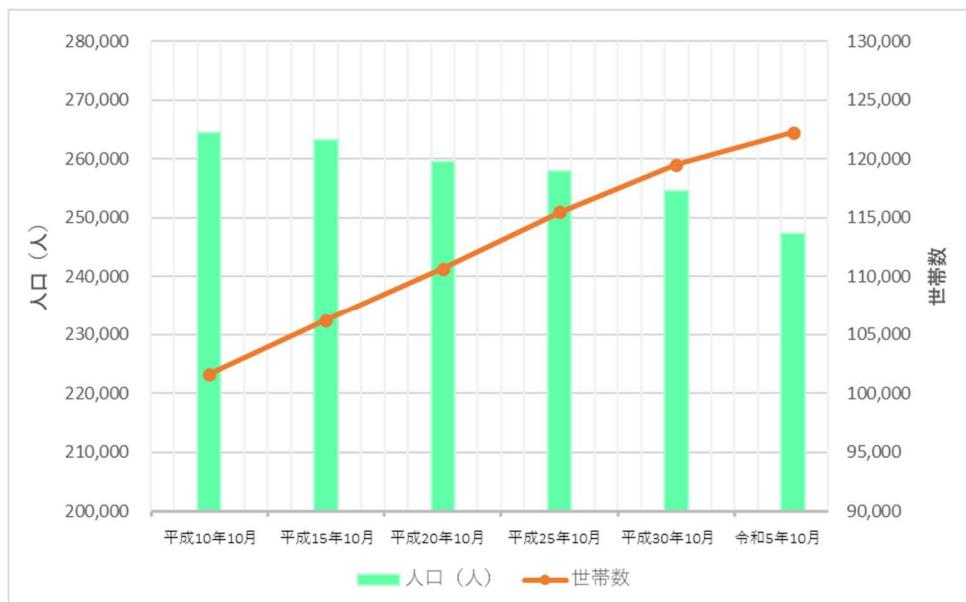


図 徳島市の人口推移
(資料参照：徳島市住民基本台帳)

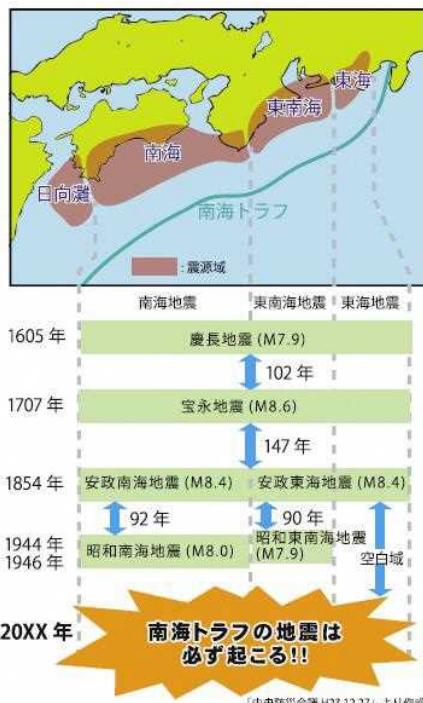
(5) 災害の歴史

①南海トラフ地震

徳島県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている。南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

令和3年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70～80%となっている。

江戸時代以降に発生した大地震及び近年発生した大地震等を次に示した。



和暦	西暦	マグニチュード	地震名	被害状況
慶長9年 12月16日	1605年	7.9	慶長地震	淡路島安坂村千光寺の諸堂倒れ、仏像が飛散したとあるのみ。津波が犬吠埼から九州までの太平洋岸に来襲して、八丈島で死者57人、浜人湖近くの橋本で100戸中80戸流され、死者多数、紀伊西岸広村で1,700戸中700戸流失、阿波宍喰で波高2丈、死者1,500人余、土佐甲ノ浦で死者350人余、崎浜で死者50人余、室戸岬付近で死者400人余等ほぼ同時に2つの地震が起きたとする考えと、東海沖の1つの地震とする考えがある。
宝永4年 10月4日	1707年	8.6	宝永地震	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死者2万人、潰家6万、流失家2万。震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。室戸・串本・御前崎で12m隆起し、高知市の東部の地約20km ² が最大2m沈下した。遠州灘沖及び紀伊半島沖で2つの巨大地震が同時に起きたとも考えられる。
安政元年 11月4日	1854年	8.4	安政東海地震	被害は関東から近畿に及び特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。この地震による居宅の潰・焼失は約3万軒、死者は2千～3千人と思われる。沿岸では著しい地殻変動が認められた。
安政元年 11月5日	1854年	8.4	安政南海地震	東海地震の32時間後に発生、近畿付近では2つの地震の被害をはっきりとは区別できない。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく、波高は串本で15m、久礼で16m、種崎で11mなど、地震と津波の被害の区別が難しい。死者数千人、室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸・串本で約1m隆起、甲浦・加太で約1m沈下した。

(参考：徳島市地域防災計画.地震災害対策編.平成30年修正版)

和暦	西暦	マグニチュード	地震名	被害状況
昭和19年 12月7日	1944年	7.9	昭和東南海地震	静岡・愛知・三重などで合わせて死者・不明者1,223人、住家全壊17,599、半壊36,520、流失3,129。遠く長野県諏訪盆地での住家全壊12などを含む。津波が各地に来襲し、波高は熊野灘沿岸で6~8m、遠州灘沿岸で12m、紀伊半島東岸で30~40cm地盤沈下した。
昭和21年 12月21日	1946年	8.0	昭和南海地震	被害は中部以西の日本各地にわたり、死者1,330人、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、焼失2,598。津波が静岡県より九州にいたる海岸に来襲し、高知・三重・徳島沿岸で4~6mに達した。室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で1.27m、潮岬で0.7m上昇、須崎・甲ノ浦で約1m沈下。高知付近で田園15km ² が海面下に没した。
昭和30年 7月27日	1955年	6.4	徳島県の南部地震	昭和30年7月27日10時20分、那賀川上流を中心に震度5の地震揺れがあったと推定される。震源付近の宮浜、平谷、木頭の各村及び海南町で山・崖崩れが多数起り、宮浜村では死傷者も出た。被害は死者1人、負傷者5人、山崩れ20箇所、トンネル崩壊1箇所、道路11箇所に及んだ。
昭和35年 5月23日	1960年	8.5	チリ沖地震	チリ地震津波、日本全体で死者・不明者142人、家屋全壊1,500棟余、半壊2,000棟（津波被害）
平成7年 1月17日	1995年	7.3	平成7年（1995年） 兵庫県南部地震	阪神淡路大震災、死者・不明者6,437人、負傷者43,792人、全壊104,906棟、半壊144,274棟、全半焼7,132棟、一部地域で震度7
平成23年 3月11日	2011年	9.0	平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震	東日本大震災、死者・不明者21,839人、負傷者6,219人、全壊127,830棟、半壊275,807棟、一部破損766,671棟（平成27年3月現在）、被害の多くは巨大津波によるもの。
平成28年 4月16日	2016年	7.3	平成28年（2016年） 熊本地震	4月14日21時26分に前震が発生し、28時間後の4月16日1時25分に本震が発生した。死者数は関連死を含め272人、住家全壊8,642棟（令和元年9月13日現在）であった。
平成30年 6月18日	2018年	6.1	大阪府北部を震源とする地震	6月18日7時58分、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生。死者6人、住家の全壊21棟、一部損壊は61,266棟（令和元年8月20日現在）となっている。停電件数は大阪府内で最大17万戸を超えた。また、この地震によるブロック塀の倒壊で下敷きとなり亡くなった方が複数発生した。
平成30年 9月7日	2018年	6.7	平成30年北海道胆振東部地震	9月7日3時7分、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生した。この揺れにより、石狩、胆振地方を中心に被害を受け、死者43人、住家全壊469棟（平成31年4月1日現在）となっている。厚真町では大規模な土砂災害が発生し、道内2,900カ所以上で液状化現象と見られる異常が確認され、一時は離島を除く道内全域で大規模な停電が発生した。

(参考：徳島市地域防災計画.地震災害対策編.平成30年修正版、徳島県自然災害誌、気象庁、消防庁資料等)

和暦	西暦	マグニチュード	地震名	被害状況
令和3年 2月13日	2021年	7.3	福島県沖を震源とする地震	2月13日23時7分、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生。死者3人、負傷者187人、住家の全壊144棟、半壊は3,070棟、一部破損は35,361棟（令和4年11月18日現在）の被害が確認された。
令和4年 3月16日	2022年	7.4	福島県沖を震源とする地震	3月16日23時36分、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生。死者4人、負傷者248人、住家の全壊224棟、半壊は4,630棟、一部破損は52,388棟（令和5年3月24日現在）の被害が確認された。また、被害は広範囲に及び、15都県で人的又は住家への被害が確認された。
令和5年 5月5日	2023年	6.5	石川能登地方を震源とする地震	5月5日14時42分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生。死者1人、負傷者は40人以上、住家全壊30棟、住家半壊169棟（令和5年6月7日現在）の被害が確認された。

(参考：気象庁、消防庁資料等)

②大規模な水害

本市は「水都」と表現されるように多くの河川が流れている。これにより豊かな環境が恵まれてきた一方で、徳島県が台風の常襲地帯でもあるため、これまで幾度となく水害が発生し、大きな被害を受けてきた。

特に吉野川は、「四国三郎」とも呼ばれ、我が国の3大暴れ川の一つであり、かつては、毎年のように氾濫し、流域の人々を苦しめてきた。その名残として、吉野川流域では高地蔵や高石垣の家が各地に見られる。

また、本市は昭和36年には第二室戸台風による高潮災害で、2万を超える住家が全半壊又は浸水等の被害を受け、当時の徳島市役所東側（現市役所駐輪場付近）で約90cmの浸水を記録する等、甚大な被害にあっていている。近年では平成16年10月にも台風23号によって、佐古地区での雨量が排水施設の排水能力を上回ったため、内水氾濫が起きる等、長時間にわたっての浸水被害が発生した。

これら台風や高潮以外でも、短時間での集中豪雨による道路冠水も発生しており、水害による被害を受けやすい地域特性であるため、水害対策は本市の強靭化にとって重要な課題となる。

本市がこれまで被害を受けてきた主な風水害及び近年発生した全国の大規模な風水害を次に示した。

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
昭和9年 9月21日	1934年	室戸台風	高知県室戸市に上陸し、被害は北海道を除く全国におよび、徳島県では高潮による大きな被害を受けた。人的被害は徳島市で1人が亡くなり、住家では133戸が全壊、81戸が半壊、床上浸水は4,650戸、床下浸水は9,800戸が被害を受けた。
昭和25年 9月3日	1950年	ジェーン台風	徳島県日和佐町（現美波町）に上陸し、大阪湾で高潮が起り、船舶や家屋が被害を受ける等、全国で大きな被害を残した。人的被害は徳島市で7人が亡くなり、行方不明者が6人、負傷者が11人、住家では11戸が全壊、30戸が半壊、流失が3戸、床上浸水は2,414戸、床下浸水は18,958戸が被害を受けた。

(参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等)

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
昭和36年 9月16日	1961年	第二室戸台風	高知県室戸市に上陸し、徳島県東部を通って阪神間を抜けた最大級の台風で、徳島県に記録的な高潮被害を残した。人的被害は徳島市で1人が亡くなり、17人が負傷、住家では118戸が全壊、353戸が半壊、床上浸水は13,867戸、床下浸水は20,864戸が被害を受けた。
平成16年 10月19日～20日	2004年	台風23号	10月20日13時頃、高知県土佐清水市に上陸した台風23号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市では、19日から20日にかけての総降水量349mm、最大瞬間風速36.1m/sを観測した。人的被害では、農業用水への転落等により、徳島市で2人が亡くなった。
平成21年 8月9日～10日	2009年	台風9号	日本の南海上を北上する台風9号の影響により、南から暖かく湿った空気が流れ込んだことで、大気の状態が非常に不安定となり、徳島県全域で大雨となった。このとき徳島市では、8月9日から10日にかけて、1時間降水量90.5mmの猛烈な雨を観測し、観測史上第1位となった。人的被害では、用水路への転落等により、徳島市で2人が亡くなった。
平成25年 9月3日～4日	2013年	温帯低気圧	台風17号から変わった温帯低気圧が四国沖を東進した影響で、南から暖かく湿った空気が流れ込んだことで、徳島県では各地で大雨となった。このとき徳島市では、9月3日から9月4日にかけての総降水量は282mmを観測した。住家への被害では、床上浸水が6棟、床下浸水が26棟で発生した。また、多々羅川の護岸でも一部損傷被害を受けた。
平成26年 8月8日～10日	2014年	台風11号	8月10日6時頃、高知県安芸市付近に上陸した台風11号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市では、8日から10日にかけての総降水量が466mm、10日に最大瞬間風速33.2m/sを観測した。徳島市では、住家被害で床上浸水が15棟、床下浸水が45棟、土砂災害も1箇所で確認された。
平成30年 6月28日～7月8日	2018年	台風7号 梅雨前線	『平成30年7月豪雨』と呼ばれ、西日本を中心に全国の広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mmを超えた。また、48時間雨量、72時間雨量等が、中国地方や近畿地方等の多くの地点で観測史上第1位となった。この豪雨による河川の氾濫や土砂災害での被害は、全国で死者237人、行方不明者8人、住家の全壊6,767棟、半壊11,243棟、床上浸水7,173棟、床下浸水21,296棟（平成31年1月9日現在）となった。
平成30年 9月4日	2018年	台風21号	9月4日12時頃、徳島県に上陸した台風21号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。徳島市では、4日に最大瞬間風速32.7m/sを観測し、同日の降水量は74.5mm、人的被害は負傷者2人。この台風では、全国的に強風による被害が多発し、強風による転落や転倒、飛来物に当たる等で死者や負傷者が多数出ている。また、大阪湾では高潮が発生し、関西国際空港の滑走路やターミナルが浸水・停電する等の被害を受けた。強風による電柱の倒壊、電線に飛来物が当たり故障する等、停電被害は関西電力圏域の8府県でも発生し、約224万戸以上が停電した。
令和2年 7月3日～7月31日	2020年	令和2年7月豪雨	『令和2年7月豪雨』と呼ばれ、全国各地で記録的な大雨を記録した。熊本県では球磨川水系13箇所での氾濫・決壊により、65人が亡くなるなど、甚大な被害が発生したほか、全国でも豪雨による被害が多数発生し、死者86人、住家の全壊1,627棟、半壊4,535棟の被害が確認された。

(参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等)

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
令和3年 9月7日～9月9日	2021年	線状降水帯	海陽町で511.5mm、美波町日和佐で392.5mm（9月7日13時～9日16時）の雨量を観測するなど、徳島県南部で大雨を記録した。8日には線状降水帯が発生し、海陽町では床上浸水15戸、床下浸水51戸の浸水被害が確認された。

（参考：徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等）

③大規模な土砂災害

徳島県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊でも大きな被害を受けている。

本市でも眉山周辺や南西部等に山地が広がっており、土砂災害警戒区域も多く指定されている。近年の異常気象を考慮すれば、これまで以上に土砂災害に対する備えの重要性が高まっている。

本市がこれまで被害を受けてきた主な土砂災害を次に示した。

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
昭和45年 7月8日	1970年	梅雨前線	四国南岸沿いに停滞していた梅雨前線により大雨が降った。徳島市八万町では土砂災害により1人が亡くなった。
平成15年 5月31日	2003年	台風4号	5月31日6時30分頃、愛媛県宇和島市付近に上陸した台風4号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市南佐古では裏山が崩れ、倉庫が1棟全壊する被害が発生した。
平成15年 8月8日	2003年	台風10号	8月8日22時前、高知県室戸市付近に上陸した台風11号だが、徳島県各地では上陸前から大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市飯谷町沖野の県道で山腹が幅約15m、高さ約15mにわたって崩壊した。
平成16年 10月20日	2004年	台風23号	10月19日から徳島県内では台風23号による大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市でも19日から多量の降雨を記録し、20日11時頃から14時頃にかけて、市内の複数箇所でがけ崩れが発生し、人的被害はなかったものの、住家被害（半壊1棟、一部被害3棟）が発生した。

（参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等）

④大雪による災害

徳島県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、大雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成26年12月に、県西部の山間部を中心に降った雪は、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立したところであり、改めて、本市でも大雪災害に対する備えの必要性が認識された。

本市がこれまで被害を受けてきた主な雪害（凍害）を次に示した。

和暦	西暦	被害状況
平成12年 1月26日～27日	2000年	1月26日から冬型の気圧配置となり、強い寒気が流入し、27日9時には徳島市で3cmの積雪を観測した。この雪により市内各地では渋滞が発生し、国道55号で15km～20km、国道11号では10km以上、国道192号でも5km～7kmの渋滞が観測された。

（参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台資料等）

和暦	西暦	被害状況
平成15年 1月4日～5日 及び 1月29日～30日	2003年	1月4日から強い冬型の気圧配置となり、徳島県の上空約5,500mに-30°C前後の強い寒気が流れ込んだため、県北部と山地を中心に大雪となり、徳島市でも5日9時に最深積雪4cmを観測した。5日朝には徳島市営バス86便が運休になる等、交通への影響も大きく、各地では渋滞やスリップ事故が発生した。 1月29日から30日にかけても強い冬型の気圧配置となり、徳島県では広い範囲で積雪となった。徳島市でも29日9時に最深積雪3cmを観測し、日中から夜にかけて雪は断続的に降り、夕方から降った雪は踏み固められ凍結した。帰宅ラッシュと重なり、県北部で記録的な大渋滞（国道11号と国道55号南行き17km、北行き11km、国道192号12km等）となり、解消したのが翌日の所もあった。徳島市営バスの全線475便が運休になる等、交通への影響も大きく、渋滞やスリップ事故が発生した。
平成17年 12月17日～18日	2005年	12月17日から18日にかけて、四国地方の上空約5,500m付近に-36°C以下の非常に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まったため、徳島県全域で大雪となった。徳島市でも18日3時に積雪6cmを観測し、12月の最深積雪としては過去3番目（当時）の積雪を記録した。また、日最低気温は18日0時35分に-1.2°Cを観測している。徳島市営バス等の路線バスや、徳島市発の高速バスが午前中を中心に運休となるなど、交通網も麻痺した。
令和4年 12月23日～24日	2022年	12月23日から24日にかけて、西日本の上空約1,500mに-9°C以下の強い寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となって徳島県北部を中心に大雪となった。雪雲が吉野川沿いを東進したため平地でも積雪となり、23日は徳島市でも最深積雪10cmを観測し、12月としては過去2番目の記録となった。人的被害も転倒などにより12人が負傷した。

(参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台資料等)

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、本市の特性や次の5つの事項を踏まえる。

- ◆ 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が70～80%となっていること
- ◆ 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること
- ◆ 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していることから、本市でも河川及び内水の氾濫、高潮による被害、また土砂災害の発生等が懸念されること
- ◆ 雪に不慣れな地域である故、事故等の多発などが懸念されること
- ◆ これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること

以上のことから、本市が想定する災害及びその規模等は、次のように決定する。

主な大規模自然災害	想定する規模等	
南海トラフ地震・津波	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。	
中央構造線・活断層地震等 (直下型地震等)	中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。	
台風・梅雨前線 豪雨・大雪等	大規模風水害 (高潮・洪水等)	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊、線状降水帯による局地的な集中豪雨等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	大雪災害	短期間での除雪が困難となる、又は着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する大雪を想定。
複合災害	台風が連続して襲来する場合や、豪雨で緩んだ地盤が地震によって崩れる土砂災害の発生（胆振東部地震等）、南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること（地震により地盤沈下した地域が、豪雨災害により浸水被害に遭う）等を想定。	

上記で示した、想定する規模等については、南海トラフ地震・津波の被害想定（徳島県想定）、中央構造線・活断層地震の被害想定（徳島県想定）、大規模風水害（国及び徳島県想定の吉野川等8河川の洪水時最大規模の浸水想定）、大規模土砂災害（本市作成の土砂災害ハザードマップ）を参考とする。なお、別紙2の「その他資料編」に各災害による被害想定等の関連資料を示した。

4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別施策分野と5つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

個別施策	①行政施策分野	行政機能 警察・消防等
	②住環境分野	住宅・都市 環境
	③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
	④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産
	⑤国土保全・交通分野	交通・物流 国土保全 土地利用

(2) 横断的分野

横断的施策	①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
	②人材育成分野	民間の人材確保・育成等
	③官民連携分野	さまざまな官民連携施策
	④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等
	⑤研究開発分野	簡易耐震化 L E D製品等

なお、研究開発分野については、現在のところ、本市の既存施策では該当する施策が無いため、今後本計画を推進する上で、国・県等の動向を踏まえ、該当する新たな施策を検討していく。

5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、最悪の事態を想定した上で、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、6つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして31の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6 数多かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
	4-2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
	4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
	4-5 異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3 都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5 基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(2) 6つの事前に備えるべき目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標	復興事前準備	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ					
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
3 必要不可欠な行政機能を確保する					
4 経済活動を機能不全に陥らせない					
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる					
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する					

「起きてはならない最悪の事態」を念頭に、この最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

6 重要業績指標（KPI : Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標ができるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定し、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

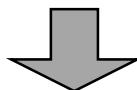
7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により整理するものとする。

1 現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市等が実施している取組を調査・整理する。

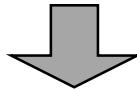
- ①本市の各部局において、実施している取組を調査
- ②国、県、関係防災機関、関係団体等で実施している取組を調査
- ③本市等の取組を整理



2 現状分析

本市等の取組について、現在の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

- ①本市等の取組の進捗状況や達成度を整理
- ②「最悪の事態」を回避するため、現在の取組を進めるだけで十分か分析
- ③不足する場合には、必要な取組等を検討
- ④同様に「個別施策分野」、「横断的分野」においても分析検討を実施



3 脆弱性評価まとめ等

「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」ごとに課題のとりまとめを行い、重要業績指標の現況値を記載する。

8 脆弱性評価結果

脆弱性の評価にあたって活用する施策及び重要業績指標とその現状値・目標値は、別紙1のとおりである。また、脆弱性評価結果は別紙3のとおりである。

第4章 国土強靭化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

「本市の強靭化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後、何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。

(「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめるとした。)

●施策の重点化

31 のプログラムについては、本市が直面するリスクを踏まえて、いかなる大規模自然災害が発生しようとも 4 つの基本目標を達成するための、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

【推進方針の構成内容】

次ページ以降に掲載する、推進方針の構成内容を以下に示す。

1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
①	対象とするプログラム名：1-1,1-2,1-3
②	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
③	<要点> 住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災、津波による死傷者の発生を防ぐ。 また、大規模津波発生時に素早い避難ができるよう、市民への津波情報伝達体制の整備を進めるとともに、市民の津波避難意識の向上を図るため、避難訓練を重ね、災害時要配慮者対策も促進する。さらに、必要に応じて津波避難路・避難場所の整備を検討するとともに、国及び県と連携して海岸、河川堤防の整備を進める。

- ① 「事前に備えるべき目標」の名称
- ② 対象とするプログラム名（この場合は 1-1、1-2、1-3 が対象）
- ③ プログラムに示されているリスクへの対策を要点としてまとめたもの

④	住宅・建築物・交通施設の耐震化
⑤	【住宅・建築物の耐震化促進等】
⑥	施策 No.30（他の該当プログラム：4-2） ・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭い道路整備等促進事業により、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、ブロック塀・瓦屋根の安全対策、含有アスベスト調査・除去、狭い道路の整備等を促進する。
⑦	

- ④ 対応方針の分類名（耐震化、津波対策、インフラ整備等の分類）
- ⑤ 施策名等
- ⑥ 各施策に割り当てた番号（⑩と同一）※施策一覧表は別紙1を参照
- ⑦ 他の該当するプログラムの番号
- ⑧ 施策の概要

⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭

指標名	施策No	指標性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% <R5>	100% <R7>	都市建設部	道路建設課
危険な空き家の除却数	29	累計	220件 <R5>	340件 <R10>	都市建設部	建築指導課
住宅・建築物の耐震化促進等	30	累計	1,310件 <R5>	1,920件 <R10>	都市建設部	建築指導課
四国横断自動車道周辺対策	33	累計	69% <R5>	97.4% <R10>	都市建設部	広域道整備課
徳島環状道路周辺対策		累計	4% <R5>	100% <R7>	都市建設部	広域道整備課

- ⑨ 各施策における指標の名称
- ⑩ 各指標を設定している施策に割り当てた番号（⑥と同一）
- ⑪ 指標性質（指標の数値が性質（単年、累計など）を示す）
- ⑫ 現状値（年度のみ記載の場合は、年度当初を意味する（例：R5→令和5年度当初））
- ⑬ 目標値（年度のみ記載の場合は、年度末を意味する（例：R10→令和10年度末））
- ⑭ 各施策の担当部局及び課

対象とするプログラム：1-1,1-2,1-3

1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災、津波による死傷者の発生を防ぐ。

また、大規模津波発生時に素早い避難ができるよう、市民への津波情報伝達体制の整備を進めるとともに、市民の津波避難意識の向上を図るために、避難訓練を重ね、災害時要配慮者対策も促進する。さらに、必要に応じて津波避難路・避難場所の確保を検討するとともに、国及び県と連携して海岸、河川堤防の整備を進める。

住宅・建築物・交通施設の耐震化

【住宅・建築物の耐震化促進等】

施策 No.33（他の該当プログラム：4-2）

- 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭い道路整備等促進事業により、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、ブロック塀・瓦屋根の安全対策、含有アスベスト調査・除去、狭い道路の整備等を促進する。

避難路等の整備・安全対策

道路施設等の整備により、災害時の住民の避難路や緊急車両の経路における安全性を確保するとともに、密集市街地における延焼を防ぐ防火帯としても効果が見込まれる。

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- 防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から実施されてきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加等により、その必要性が増している。無電柱化事業は、昭和61年の第1期から平成29年の第6期まで実施し、徳島市では4.9kmが整備されており、今後も無電柱化を促進していく。

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- 住吉万代園瀬橋線（南昭和工区）事業用地取得のため、地権者と交渉を進め、R7年度末の事業用地取得完了を目指している。

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- 四国横断自動車道の建設に伴い、周辺地域にもたらされる地域分断等の影響を軽減し整備促進を図るため、各地区対策協議会と設計協議で同意に至った道路、水路等の整備事業を行う。

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

- ・徳島環状道路の建設に伴い、周辺地域にもたらされる地域分断等の影響を軽減し整備促進を図るため、各地区対策協議会と設計協議で同意に至った道路、水路等の整備事業を行う。

防火対策の推進、消防防災施設等の整備

【老朽建築物の安全対策の促進】

施策 No.34（他の該当プログラム：なし）

- ・長年放置され、地域の景観を悪化、老朽化による倒壊のおそれがある管理不十分な危険な空き家対策に取り組むことで、地域の景観及び防災力向上を図る。

【消防団員の確保】

施策 No.60（他の該当プログラム：2-1,3-1）

- ・地域防災の中核として必要とされる消防団員を確保するため、消防団活動についての普及啓発や入団促進活動に積極的に取り組む。

【消防車両等の適正な維持管理】

施策 No.61（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-1）

- ・消防活動体制を維持するため、消防車両及び資機材等の適切な点検整備や必要に応じた更新を行う。

【119番通報受理体制の充実】

施策 No.63（他の該当プログラム：1-4,1-5）

- ・聴覚・言語障害者向けNET119緊急通報システムや、外国人向け三者間同時通訳システムの普及を図るとともに、民間通報事業者等とも連携して通報受理に係る体制を構築し、誰もが質の高い消防・救急サービスを受けられるよう119番通報受理体制を充実させる。



徳島市NET119緊急通報システムのイメージ図

【高機能消防指令センターの安定的な運用】

施策 No.64（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-6）

- ・高機能消防指令センターを安定的に運用するためシステム等の保守点検を行うとともに、耐用年数を迎えた機器の更新のため、10年ごとに全面更新（5年ごとに中間更新）を行い、119番通報に適切に対処する。

【住宅防火対策の推進】

施策 No.66（他の該当プログラム：なし）

- ・住宅用火災警報器の設置及び既設世帯に対する適切な維持管理についての普及啓発を図る。

避難体制の強化

【災害種別図記号による避難場所標識板の設置】

施策 No.50（他の該当プログラム：1-4,1-5）

- ・災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行うとともに、平時においても避難への認識を高めるため、避難場所であるコミュニティセンター及び市立小・中・高校に、どの災害での避難場所であるかを示す標準化されたピクトグラム標識板を設置している。今後は、新たな設置箇所の選定や既設標識板の維持補修を続ける必要がある。



災害時の避難所
(八万コミュニティセンター)

【災害情報伝達体制の維持】

施策 No.65（他の該当プログラム：1-4,1-5,5-1）

- ・徳島市防災ラジオや災害情報案内サービス等の多様な情報伝達手段を用い、災害情報を的確に市民に伝達する体制を維持する。

地域防災力の強化

【家具転倒防止対策】

施策 No.51（他の該当プログラム：なし）

- ・地震発生時に家具等の転倒による被災を軽減するため、家具転倒防止器具を自身で取り付けることが難しい高齢者や障害者のいる世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを支援する。



【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】

施策 No.52（他の該当プログラム：1-4,1-5,3-1）

- ・市内全地区に自主防災連合組織が結成されているが、地域住民の自主防災活動に関する理解促進を図るために、パンフレット等を配布し、自主防災組織を未だ結成していない町内会等に対する啓発を実施する。

家具転倒防止対策推進（家具固定）
事業パンフレット

【防災研修会の開催】

施策 No.53（他の該当プログラム：1-4,1-5,3-1）

- 市民への防災知識の普及啓発による地域防災力の強化を図ることを目的として、毎年1回、町内会、自主防災組織、その他市民等を対象に「市民防災研修会」を実施している。今後は、災害状況の変動に伴い、ニーズに即した研修内容を選定する必要がある。

«横断的分野に含まれる施策»

<リスクコミュニケーション分野>

【福祉避難所の拡充】施策 No.15

【地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進】施策 No.16

【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進】施策 No.41

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】施策 No.54

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

<人材育成分野>

【徳島市民総合防災訓練】施策 No.55

【防災サポーターの登録育成】施策 No.56

【防火・防災意識の普及啓発】施策 No.67

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<官民連携分野>

【避難支援マップの作成】施策 No.57

【地区別津波避難計画の策定】施策 No.58

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備】施策 No.2

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

【公営住宅の長寿命化】施策 No.35

【学校施設の長寿命化】施策 No.69

【学校施設の防災機能強化】施策 No.70

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

«本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標»

【徳島東部都市計画区域マスタープランの策定】関連指標 No.1

【緊急輸送道路等における橋梁（15m 以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長（累計）】関連指標 No.3

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8

【津波避難対策緊急事業計画の策定支援】関連指標 No.10

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化(対象3公園)】関連指標 No.11

【鉄道高架事業の推進】関連指標 No.12

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】関連指標 No.13

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14

※指標概要及び重要業績指標は p.60~p.64 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
無電柱化をした市道の延長	24	一	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	道路建設課
四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69% 〈R5〉	97.4% 〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	広域道整備課
既存木造住宅の耐震改修工事等件数	33	累計	1,310件 〈R5〉	1,920件 〈R10〉	都市建設部	建築指導課
危険な空き家の除却数	34	累計	220件 〈R5〉	340件 〈R10〉	都市建設部	建築指導課
家具転倒防止対策事業実施世帯数	51	累計	924世帯 〈R5〉	推進 〈R10〉	危機管理局	防災対策課
自主防災組織加入者率	52	累計	43.23% 〈R5〉	47.0% 〈R10〉	危機管理局	防災対策課
消防団員の定員に対する充足率	60	累計	85.4% 〈R5〉	86.9% 〈R10〉	消防局	総務課
消防車両の現有数維持	61	単年	55台 〈R5〉	55台 〈R10〉	消防局	警防課
住宅用火災警報器の設置率	66	累計	85.4% 〈R4〉	90% 〈R10〉	消防局	予防課

対象とするプログラム：1-4,1-5	
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生

<要点>

令和3年度に全戸配布した徳島市洪水・高潮ハザードマップを活用して防災啓発を図るとともに、防災訓練を実施することにより安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐとともに長期浸水に備えるため、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し、防災インフラの損壊等の防止を図る。

また、治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図るとともに、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

事前の防災力強化 -----

【予防接種の推進】

施策 No.18（他の該当プログラム：2-3,2-7）

- ・大規模な浸水被害が発生した場合や避難所等において感染症の発生・蔓延を予防するため、平時から予防接種を推進する。

【都市浸水対策】

施策 No.37（他の該当プログラム：なし）

- ・都市下水路及び公共下水道（雨水）を整備し内水排除を図ることで、市街地における浸水被害の軽減を図る。

【下水道施設の地震対策・災害対策】

施策 No.38,40（他の該当プログラム：2-7,5-4）

- ・頻発化・激甚化する水災害の発生に備え、既存ポンプ場施設の耐水化対策を実施することで、雨水排水機能不全による浸水や、汚水による周辺環境等の汚染を防ぐとともに、下水道関係者等の安全を確保する。また、徳島市下水道総合地震対策計画に基づき、処理場・ポンプ場施設及び管路施設の耐震対策を実施しておくことで、南海トラフ地震などの大規模地震による被害を軽減し、地震災害後に洪水・高潮等が発生した場合の機能停止を防ぐ。

安全な避難体制の確立 -----

再掲の施策

【災害種別図記号による避難場所標識板の設置】

施策 No.50（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3）

施策概要は p.21 参照

【119番通報受理体制の充実】

施策 No.63（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3）

施策概要は p.20 参照

【災害情報伝達体制の維持】

施策 No.65（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,5-1）

施策概要は p.21 参照

避難路等の整備・安全対策 -----

道路施設等の整備により、災害時における避難路の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

地域防災力の強化 -----

自主防災組織の活動を推進することにより、地域における防災力を強化する。

再掲の施策

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】

施策 No.52（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,3-1）

施策概要は p.21 参照

【防災研修会の開催】

施策 No.53（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,3-1）

施策概要は p.22 参照

消防力の強化 -----

再掲の施策

【消防車両等の適正な維持管理】

施策 No.61（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-1）

施策概要は p.20 参照

【高機能消防指令センターの安定的な運用】

施策 No.64（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-6）

施策概要は p.21 参照

『横断的分野に含まれる施策』

〈リスクコミュニケーション分野〉

【福祉避難所の拡充】施策 No.15

【地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進】施策 No.16

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】施策 No.54

【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進】施策 No.41

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

<人材育成分野>

【防火・防災意識の普及啓発】施策 No.67

【防災サポートーの登録育成】施策 No.56

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<官民連携分野>

【避難支援マップの作成】施策 No.57

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備】施策 No.2

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

【下水道施設の老朽化対策】施策 No.39

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

«本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標»

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8

【吉野川・今切川の整備の促進】関連指標 No.15

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】関連指標 No.16

【危機管理型水位計の整備】関連指標 No.17

【洪水浸水想定区域図の作成】関連指標 No.18

【洪水タイムラインの作成】関連指標 No.19

【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】関連指標 No.20

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】関連指標 No.21

【土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数（累計）】

関連指標 No.22

【土砂災害警戒区域の指定率】関連指標 No.23

【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】関連指標 No.24

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
予防接種者数・接種率の増加	18	単年	R4年度1期 97.6% R4年度2期 93.4%	95% <R10>	子ども未来部	子ども健康課
◆無電柱化をした市道の延長	24	一	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% <R5>	100% <R7>	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69% <R5>	97.4% <R10>	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4% <R5>	100% <R7>	都市建設部	広域道整備課
都市浸水対策整備面積	37	累計	2,459ha <R5>	2,465ha <R10>	都市建設部 上下水道局	河川水路課 下水道整備課
下水道施設の耐震診断実施率	38	累計	14施設 (13%) <R5>	105施設 (100%) <R10>	上下水道局	下水道整備課
耐水化対策済みの都市下水路ポンプ場箇所数	40	累計	4か所 <R5>	9か所 <R8>	都市建設部	河川水路課
都市下水路ポンプ場の耐震診断実施件数		累計	5件 <R5>	9件 <R10>	都市建設部	河川水路課
◆自主防災組織加入者率	52	累計	43.23% <R5>	47.0% <R10>	危機管理局	防災対策課
◆消防車両の現有数維持	61	単年	55台 <R5>	55台 <R10>	消防局	警防課

◆印の施策は再掲のものを示す

2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

対象とするプログラム：2-1

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<要点>

警察、消防、自衛隊等における災害対応能力の強化等に合わせて、県、県内外の他市町村、その他関係機関との訓練実施等により連携強化を図る。また、自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を補うため、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

災害対応能力の強化

【徳島市地域防災計画の改定】

施策 No.42（他の該当プログラム：なし）

- ・災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、徳島市域に係る災害対策に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等について必要な事項を定める。防災関係組織の総力を結集して、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資する計画とするため、毎年度検討を加え、必要な修正を行う。

消防力の強化

再掲の施策

【消防団員の確保】

施策 No.60（他の該当プログラム：1-2,3-1）

施策概要は p.20 参照

【消防車両等の適正な維持管理】

施策 No.61（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.20 参照

『横断的分野に含まれる施策』

<人材育成分野>

【応急手当の普及啓発】施策 No.62

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<長寿命化対策分野>

【消防施設の適正な維持管理】施策 No.59

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆消防団員の定員に対する充足率	60	累計	85.4% <R5>	86.9% <R10>	消防局	総務課
◆消防車両の現有数維持	61	単年	55台 <R5>	55台 <R10>	消防局	警防課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：2-2,2-4,2-5,2-6	
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<要点>

県、県内外の他市町村、その他関係機関との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。

救助・救急、医療活動に支障が出ないよう、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

高規格道路のミッシングリンクの解消、緊急輸送道路等の耐震化、無電柱化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐとともに、家庭や地域・市・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。さらに、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。

孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化する。

災害時のエネルギー確保 -----

【コミュニティセンター・支所への太陽光パネル・蓄電池設置】

施策 No.3（他の該当プログラム：5-2）

- ・避難拠点施設や災害対策連絡所となっているコミュニティセンターや支所における太陽光パネル・蓄電池の整備を図る。

【再生可能エネルギーの普及促進】

施策 No.7（他の該当プログラム：5-2）

- ・住宅用太陽光発電システムに、家庭用蓄電システムや電気自動車用充給電設備の設置に対する補助を追加することで、再生可能エネルギーの普及に繋げ、災害時に強い地域づくりに努める。

飲料水の確保 -----

【飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理】

施策 No.43（他の該当プログラム：なし）

- ・蔵本公園駐車場、津田小学校校庭及び新町川公園に整備している飲料水兼用耐震性貯水槽について、毎年点検を実施するとともに、必要に応じて応急給水資材の修繕・補修を行う。

農業生産基盤の強化 -----

【中山間地域等直接支払事業による支援】

施策 No.20（他の該当プログラム：4-4,4-6）

- ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することで、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援し、中山間地域等における農用地の減少と耕作放棄地の発生を防止する。

消防指令機能の維持 -----

再掲の施策

【高機能消防指令センターの安定的な運用】

施策 No.64（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.21 参照

交通網の維持 -----

道路施設等の整備により、災害発生後の支援ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

救助・救急、医療活動の維持 -----

【災害用備蓄燃料及び備蓄水量の増量】

施策 No.72（他の該当プログラム：なし）

- ・大規模災害発生時における災害拠点病院としての機能維持のため、非常用発電機用の燃料備蓄タンクの新設、及び上水受水槽を増設した。今後は、燃料タンクの油面及び受水槽の水位の確認を継続する。燃料タンクについては、受変電設備年次精密点検などで消費した燃料の補充を行う。

【災害用備蓄品（3日分の食糧の確保及び災害時に必要な備品の確保）】

施策 No.73（他の該当プログラム：なし）

- ・災害拠点病院は食糧を3日間備蓄することが指定要件となっているため、食糧の確保及び災害時に必要な備品を常時確保している。今後は、賞味期限切れを迎える食料や、使用期限を迎える非常用トイレ凝固剤の買い換え及び、災害想定に合わせた備蓄物品の確保が必要である。

『横断的分野に含まれる施策』

〈リスクコミュニケーション分野〉

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】施策 No.54

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

<官民連携分野>

【受援計画の策定】施策 No.44

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

【水道施設の耐震化】施策 No.74

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

«本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標»

【緊急輸送道路等における橋梁（15m 以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【四国横断自動車道（徳島 JCT～徳島東 IC（仮称））の整備】関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東 IC（仮称）～小松島 IC（仮称））の整備】関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加 IC 設置】関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】関連指標 No.7

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8

【徳島東 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象 3 公園）】関連指標 No.11

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】関連指標 No.13

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】関連指標 No.16

【B C P 策定病院数】関連指標 No.25

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
徳島市域における住宅用太陽光発電システム設置件数	7	累計	6,852件（68.5%） 〈R5〉	9,200件（92%） 〈R10〉	環境部	環境保全課
中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	20	累計	365,736m ² 〈R5〉	365,736m ² 〈R6〉	経済部	農林水産課
◆無電柱化をした市道の延長	24	一	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69% 〈R5〉	97.4% 〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	広域道整備課
耐震性貯水槽点検施設数	43	単年	3箇所/年 〈R5〉	3箇所/年 〈R10〉	危機管理局	危機管理課
非常用発電機用燃料（A重油）備蓄量	72	単年	3.0日分 〈R5〉	3.0日分 〈R10〉	病院局	総務管理課
上水受水槽保有水量		単年	3.0日分 〈R5〉	3.0日分 〈R10〉	病院局	総務管理課
災害用備蓄品（3日分の食糧の確保及び災害時に必要な備品の確保）	73	単年	3.0日分 〈R5〉	3.0日分 〈R10〉	病院局	総務管理課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：2-3,2-7	
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<要点>	
長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立し、避難所等においても感染症の発生・まん延を防ぐ。また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。	

衛生環境の維持 -----

【徳島市災害廃棄物処理計画】

施策 No.5（他の該当プログラム：6-3）

- ・巨大災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的として策定している。国が南海トラフ巨大地震の被害想定見直しを予定しており、今後の国及び県の動向を見極めた上で、必要に応じて改定を行う。

再掲の施策

【下水道施設の地震対策・災害対策】

施策 No.38,40（他の該当プログラム：1-4,5-4）

施策概要は p.24 参照

感染症対策 -----

【衛生害虫駆除活動】

施策 No.4（他の該当プログラム：なし）

- ・水害時の家屋等の消毒活動を実施し、感染症等の大規模発生を抑制する。

再掲の施策

【予防接種の推進】

施策 No.18（他の該当プログラム：1-4）

施策概要は p.24 参照

『横断的分野に含まれる施策』

〈リスクコミュニケーション分野〉

【福祉避難所の拡充】施策 No.15

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

〈人材育成分野〉

【徳島市民総合防災訓練】施策 No.55

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

〈長寿命化対策分野〉

【下水道施設の老朽化対策】施策 No.39

【学校施設の防災機能強化】施策 No.70

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆予防接種者数・接種率の増加	18	単年	R4年度1期 97.6% R4年度2期 93.4%	95% <R10>	子ども未来部	子ども健康課
◆下水道施設の耐震診断実施率	38	累計	14施設 (13%) <R5>	105施設 (100%) <R10>	上下水道局	下水道整備課
◆耐水化対策済みの都市下水路ポンプ場箇所数	40	累計	4か所 <R5>	9か所 <R8>	都市建設部	河川水路課
◆都市下水路ポンプ場の耐震診断実施件数		累計	5件 <R5>	9件 <R10>	都市建設部	河川水路課

◆印の施策は再掲のものを示す

3

必要不可欠な行政機能を確保する

対象とするプログラム：3-1,3-2

3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<要点>

警察の被災等による警察機能の大幅な低下を補うため、関係機関の協力を仰ぐとともに、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。また、徳島市危機管理センター（仮称）の整備や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図る。

治安の維持

災害発生時には、治安の悪化が懸念されることから、警察や消防、消防団や自主防災組織等との連携を図り、地域の巡回などを実施することで、治安の維持に努める。

再掲の施策

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】

施策 No.52（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.21 参照

【防災研修会の開催】

施策 No.53（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.22 参照

【消防団員の確保】

施策 No.60（他の該当プログラム：1-2,2-1）

施策概要は p.20 参照

行政機関の機能強化

【徳島市本庁舎の浸水対策】

施策 No.1（他の該当プログラム：なし）

- ・発生確率が高まっている南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に効果的、効率的な対応を行うため、地上化された本庁舎用のインフラ設備機能、公用車駐車場機能及び災害対応拠点機能を併せ持つ徳島市危機管理センター（仮称）の新築を行う。

【危機管理センター（仮称）の機能整備】

施策 No.45（他の該当プログラム：なし）

- ・大規模災害を見据え、市役所本庁舎の災害対応機能の強化のため、危機管理センター（仮称）機能を整備する。

【災害対策本部組織部別訓練の実施】

施策 No.47（他の該当プログラム：なし）

- ・災害時における職員の対応力強化を図るため、災害対策本部各班の個別訓練を実施し、課題の解消を図りつつ、実践体制の整備を図る。

【復興まちづくりのための事前準備】

施策 No.48（他の該当プログラム：6-1,6-2,6-3,6-4,6-5,6-6）

- ・南海トラフ地震等の大規模災害に際し、発災後の「復興計画」の策定が円滑に行われるよう、基礎データと被害想定の重ね合わせや課題の集約を行うなど、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を推進する。

«横断的分野に含まれる施策»

<リスクコミュニケーション分野>

【業務継続計画の改善】施策 No.46

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

<人材育成分野>

【徳島市民総合防災訓練】施策 No.55

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<長寿命化対策分野>

【消防施設の適正な維持管理】施策 No.59

【学校施設の長寿命化】施策 No.69

【学校施設の防災機能強化】施策 No.70

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

«本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標»

【事前復興の取組の推進】関連指標 No.26

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
徳島市危機管理センター（仮称）新築工事の進捗	1	累計	0% 〈R5〉	100% 〈R7〉	財政部	財産管理活用課
危機管理センター（仮称）の機能整備	45	累計	機能強化に向けての協議 〈R5〉	機能整備完了 〈R7〉	危機管理局	危機管理課
訓練実施回数	47	単年	1回/年 〈R5〉	1回/年 〈R10〉	危機管理局	危機管理課
◆自主防災組織加入者率	52	累計	43.23% 〈R5〉	47.0% 〈R10〉	危機管理局	防災対策課
◆消防団員の定員に対する充足率	60	累計	85.4% 〈R5〉	86.9% 〈R10〉	消防局	総務課

◆印の施策は再掲のものを示す

4

経済活動を機能不全に陥らせない

対象とするプログラム：4-1,4-2,4-3

4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

<要点>

物流ルートの耐災害性を高めるとともに、中小企業者等の企業防災・減災等についての取組や、有害物質の取り扱い事業者等の拡散防止対策を促進する。また、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。

B C P策定等の促進-----

【「事業継続計画（B C P）」の策定促進】

施策 No.19（他の該当プログラム：6-1,6-2,6-6）

- ・大規模災害発生時に、市内中小企業者等の事業継続あるいは企業活動の早期再開に向けた防災・減災に取り組むための「事業継続計画（B C P）」の策定支援を各関係機関との連携により支援する。

交通網の維持 -----

道路施設等の整備により、災害発生後の経済活動に必要となる輸送ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

有害物質の拡散防止 -----

再掲の施策

【住宅・建築物の耐震化促進等】

施策 No.33（他の該当プログラム：1-1,1-2）

施策概要は p.19 参照

«横断的分野に含まれる施策»

<官民連携分野>

【指定金融機関との連携取組の推進】施策 No.68

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

※施策概要及び重要業績指標は p.57~p.59 参照

«本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標»

【緊急輸送道路等における橋梁（15m 以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【四国横断自動車道（徳島 JCT～徳島東 IC（仮称））の整備】関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東 IC（仮称）～小松島 IC（仮称））の整備】関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加 IC 設置】関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】関連指標 No.7

【徳島東 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9

※指標概要及び重要業績指標は p.60~p.64 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	19	累計	14社 〈R5〉	26社 〈R10〉	経済部	経済政策課
◆無電柱化をした市道の延長	24	一	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69% 〈R5〉	97.4% 〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	広域道整備課
◆既存木造住宅の耐震改修工事等件数	33	累計	1,310件 〈R5〉	1,920件 〈R10〉	都市建設部	建築指導課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：4-4,4-5	
4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<要点>	
大規模災害による農業・工業の生産活動の停止や、交通網の途絶により、市民の生活に甚大な影響を受けることがないよう対策を講ずる。	

農業生産基盤の強化 -----

再掲の施策

【中山間地域等直接支払事業による支援】

施策 No.20（他の該当プログラム：2-4,4-6）

施策概要は p.29 参照

交通網の維持 -----

道路施設等の整備により、災害発生後の経済活動に必要となる物流ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

----- 《横断的分野に含まれる施策》

<官民連携分野>

【中央卸売市場再整備事業】施策 No.22

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

«本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標»

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東IC（仮称））の整備】関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東IC（仮称）～小松島IC（仮称））の整備】関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加IC設置】関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約35km）の整備】関連指標 No.7

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8

【徳島東ICと複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象3公園）】関連指標 No.11

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14

【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】関連指標 No.24

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】関連指標 No.27

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	20	累計	365,736m ² 〈R5〉	365,736m ² 〈R6〉	経済部	農林水産課
◆無電柱化した市道の延長	24	一	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12%〈R5〉	100%〈R7〉	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69%〈R5〉	97.4%〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4%〈R5〉	100%〈R7〉	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：4-6	
4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
<要点>	
森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。	

農地・森林の保全・管理

【鳥獣被害防止】

施策 No.21（他の該当プログラム：なし）

- 農地、森林の適切な管理により野生鳥獣による被害に対応するため、侵入防止柵の設置、有害鳥獣の捕獲による被害防止を図る。徳島市鳥獣被害対策協議会を事業主体として、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した鳥獣侵入防止柵の設置を進めており、令和4年度までに91.3kmを設置している。今後の課題として、侵入防止柵設置による野生動物の動向の変化を捉え、設置箇所の最適化を検討する必要がある。

再掲の施策

【中山間地域等直接支払事業による支援】

施策 No.20（他の該当プログラム：2-4,4-4）

施策概要は p.29 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	20	累計	365,736m ² <R5>	365,736m ² <R6>	経済部	農林水産課
鳥獣侵入防止柵の設置延長	21	累計	91.3km <R5>	103.5km <R10>	経済部	農林水産課

◆印の施策は再掲のものを示す

5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

対象とするプログラム：5-1

5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	---

<要点>

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等により、市民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないよう対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。また、放送設備の非常用電源設備の津波浸水対策等に努めテレビ・ラジオ放送の中止等を防ぐ。

市民への情報伝達体制の強化

【災害用映像情報収集ネットワーク整備】

施策 No.49（他の該当プログラム：なし）

- 災害発生時に、迅速に市内の災害状況を把握・収集し、適時適切に応急対策・避難対策を実施するため、本庁舎等への高所カメラの設置及び国土交通省河川監視カメラへの接続などにより災害用映像情報収集ネットワークを整備する。

再掲の施策

【災害情報伝達体制の維持】

施策 No.65（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.21 参照

«横断的分野に含まれる施策»

<リスクコミュニケーション分野>

【地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進】施策 No.16

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】施策 No.54

※施策概要及び重要業績指標は p.52～p.53 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
津波浸水地域（L2）の映像情報カバー率	49	累計	0% 〈R5〉	100% 〈R10〉	危機管理局	危機管理課

対象とするプログラム：5-2,5-3,5-4	
5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止

<要点>

自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や水道未普及地の整備推進や下水管渠の耐震化、下水処理場における津波対策の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

電力供給体制の整備 -----

再掲の施策

【コミュニティセンター・支所への太陽光パネル・蓄電池設置】

施策 No.3（他の該当プログラム：2-4）

施策概要は p.29 参照

【再生可能エネルギーの普及啓発】

施策 No.7（他の該当プログラム：2-4）

施策概要は p.29 参照

下水道施設等への対策 -----

【し尿処理施設の浸水対策】

施策 No.9（他の該当プログラム：なし）

- 東部環境事業所し尿処理施設は、南海トラフ地震による津波浸水想定区域、勝浦川による洪水（最大想定規模）の浸水想定区域に該当するため、施設への浸水を防止する対策及び浸水により使用が不可能になる機器の移設等について検討を行う。

【し尿処理施設の耐震化対策】

施策 No.10（他の該当プログラム：なし）

- 東部環境事業所し尿処理施設について、大規模災害による施設の倒壊を未然に防ぐため、耐震補強工事を実施した。

【し尿処理施設の老朽化対策】

施策 No.11（他の該当プログラム：なし）

- 東部環境事業所し尿処理施設の第1工場（昭和53年竣工）及び第2工場（昭和59年竣工）は、それぞれ稼働から46年、40年が経過している。毎年定期的な補修や計画的な機器の更新で延命化を図っているが、施設の老朽化に対応するため早急に更新計画を策定し、し尿処理事業が機能停止しないよう対策を図る。

再掲の施策

【下水道施設の地震対策・災害対策】

施策 No.38,40（他の該当プログラム：1-4,2-7）

施策概要は p.24 参照

«横断的分野に含まれる施策»

<長寿命化対策分野>

【下水道施設の老朽化対策】施策 No.39

【水道施設の耐震化】施策 No.74

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆徳島市域における住宅用太陽光発電システム設置件数	7	累計	6,852件（68.5%） 〈R5〉	9,200件（92%） 〈R10〉	環境部	環境保全課
し尿処理施設の老朽化対策	11	—	主要設備の維持補修 ・整備工事を実施 〈R5〉	主要設備の維持補修 ・整備工事を実施 〈R10〉	環境部	東部環境事業所 施設課
◆下水道施設の耐震診断実施率	38	累計	14施設（13%） 〈R5〉	105施設（100%） 〈R10〉	上下水道局	下水道整備課
◆耐水化対策済みの都市下水路ポンプ場箇所数	40	累計	4か所〈R5〉	9か所〈R8〉	都市建設部	河川水路課
◆都市下水路ポンプ場の耐震診断実施件数		累計	5件〈R5〉	9件〈R10〉	都市建設部	河川水路課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：5-5	
5-5	基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<要点>	
本市各地への輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路・津波迂回路等の整備、耐震化・無電柱化や高規格道路のミッシングリンクの早期解消、土砂災害対策、海岸・河川堤防等の整備、海上輸送拠点となる港湾施設の耐震化等を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで、交通ネットワークの早期復旧を実現する。	

交通網の維持 -----

道路施設等の整備により、災害発生後の経済活動に必要となる輸送ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,6-3）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,6-3）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

土地境界の復元 -----

【地籍調査の推進】

施策 No.23（他の該当プログラム：6-4）

・被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

----- 『横断的分野に含まれる施策』

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

----- 『本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標』

【緊急輸送道路等における橋梁（15m 以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【四国横断自動車道（徳島 JCT～徳島東 IC（仮称））の整備】関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東 IC（仮称）～小松島 IC（仮称））の整備】関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加 IC 設置】関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】関連指標 No.7

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8

【徳島東 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】関連指標 No.13

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】関連指標 No.16

【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】関連指標 No.20

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】関連指標 No.21

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】関連指標 No.27

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
地籍調査進捗率	23	累計	21.56% 〈R5〉	22.56% 〈R10〉	都市建設部	都市建設政策課
◆無電柱化をした市道の延長	24	一	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69% 〈R5〉	97.4% 〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は再掲のものを示す

6

社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

対象とするプログラム：6-1,6-2,6-6

6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

<要点>

自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。また、大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るために、復興事前準備の取組を推進するとともに、市内中小企業者等のBCPの策定を促進する。

事前復興への取組

再掲の施策

【復興まちづくりのための事前準備】

施策 No.48（他の該当プログラム：3-2,6-3,6-4,6-5）

施策概要は p.36 参照

BCP 策定等の促進

再掲の施策

【「事業継続計画（BCP）」の策定促進】

施策 No.19（他の該当プログラム：4-1）

施策概要は p.37 参照

《横断的分野に含まれる施策》

<人材育成分野>

【災害ボランティアコーディネーターの養成】施策 No.17

【防災サポートーの登録育成】施策 No.56

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<官民連携分野>

【受援計画の策定】施策 No.44

※施策概要及び重要業績指標は p.56 参照

《本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【BCP策定病院数】関連指標 No.25

【事前復興の取組の推進】関連指標 No.26

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
◆徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	19	累計	14社 〈R5〉	26社 〈R10〉	経済部	経済政策課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム : 6-3,6-4,6-5	
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
<要点>	
災害廃棄物の迅速な処理を行えるよう、被災後に早期かつ的確に復興を進められる体制を整備する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。さらに、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われないよう取組を推進する。	

災害廃棄物の処理 -----

再掲の施策

【徳島市災害廃棄物処理計画】

施策 No.5 (他の該当プログラム : 2-3,2-7)

施策概要は p.33 参照

廃棄物処理施設の整備 -----

【新たな一般廃棄物中間処理施設の整備】

施策 No.6 (他の該当プログラム : なし)

- 本市の一般廃棄物中間処理施設である東部環境事業所及び西部環境事業所の老朽化が進んでいることから、マリンピア沖洲の北部浄化センターの未利用敷地に、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用して、新たな一般廃棄物中間処理施設（マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設）を整備する。

廃棄物処理施設等への対策 -----

【家庭ごみ収集車両津波等対策】

施策 No.8 (他の該当プログラム : なし)

- 東部環境事業所は、南海トラフ地震による津波浸水想定区域、勝浦川による洪水（最大想定規模）の浸水想定区域に該当するため、市が保有している一般廃棄物収集関係車両が浸水等により使用できなくなる可能性があることから、継続的に車両が使用できるよう対策を講じる必要がある。

【ごみ処理施設の浸水対策】

施策 No.12 (他の該当プログラム : なし)

- 東部環境事業所ごみ処理施設は、南海トラフ地震による津波浸水想定区域、勝浦川による洪水（最大想定規模）の浸水想定区域に該当するため、施設への浸水を防止する対策及び浸水により使用が不可能になる機器の移設等について検討を行う。

【ごみ処理施設の老朽化対策】

施策 No.13 (他の該当プログラム : なし)

- 東部環境事業所ごみ焼却施設（昭和 54 年竣工）及び西部環境事業所ごみ焼却施設（平成 3 年竣工）は、それぞれ稼働から 44 年、33 年が経過している。このように、老朽化が著しいことから、災害時にも安定して施設を稼働できるように、整備計画に基づき設備の維持補修及び整備を実施する。

【家庭ごみ収集車両浸水対策】

施策 No.14（他の該当プログラム：なし）

- 西部環境事業所は、吉野川、鮎喰川、飯尾川による洪水（最大想定規模）の浸水想定区域に該当するため、市が保有している塵芥収集車及び連絡車が浸水等により使用できなくなる可能性があることから、事業所敷地内に退避可能なスペースを設置または、既存施設の改修を行う。

復旧・復興事業への備え -----

【応急仮設住宅用地等の確保】

施策 No.36（他の該当プログラム：なし）

- 大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るためにには、災害後の人口流出をできるだけ避ける必要がある。そのため、災害救助法及び徳島市地域防災計画に基づき、応急仮設住宅を建設するための用地確保を着実に実施する。

再掲の施策

【地籍調査の推進】

施策 No.23（他の該当プログラム：5-5）

施策概要は p.45 参照

【復興まちづくりのための事前準備】

施策 No.48（他の該当プログラム：3-2,6-1,6-2,6-6）

施策概要は p.36 参照

交通網の維持 -----

道路施設等の整備により、災害廃棄物の処理に必要となる輸送ルート等の安全性を確保する。

再掲の施策

【無電柱化の促進】

施策 No.24（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5）

施策概要は p.19 参照

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5）

施策概要は p.19 参照

【四国横断自動車道周辺対策】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.19 参照

【徳島環状道路周辺対策】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3）

施策概要は p.20 参照

«横断的分野に含まれる施策»

<人材育成分野>

【災害ボランティアコーディネーターの養成】施策 No.17

【文化財保存活用事業の推進】施策 No.71

※施策概要及び重要業績指標は p.54～p.55 参照

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの定期点検】施策 No.25

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】施策 No.26

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】施策 No.27

【災害対策連絡所への避難道路点検】施策 No.31

【道路ストックの長寿命化】施策 No.32

※施策概要及び重要業績指標は p.57～p.59 参照

«本市強靭化に関連する国、県及び関係機関の主な指標»

【緊急輸送道路等における橋梁（15m 以上）の耐震化率】関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】関連指標 No.3

【四国横断自動車道（徳島 JCT～徳島東 IC（仮称））の整備】関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東 IC（仮称）～小松島 IC（仮称））の整備】関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加 IC 設置】関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】関連指標 No.7

【徳島東 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】関連指標 No.21

【事前復興の取組の推進】関連指標 No.26

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】関連指標 No.27

※指標概要及び重要業績指標は p.60～p.64 参照

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
施設整備の進捗率	6	累計	10% 〈R5〉	80% 〈R10〉	環境部	環境施設整備室
ごみ焼却施設の老朽化対策	13	—	主要設備の維持補修 ・整備工事を実施 〈R5〉	主要設備の維持補修 ・整備工事を実施 〈R10〉	環境部	東・西環境事業所 施設課
◆地籍調査進捗率	23	累計	21.56% 〈R5〉	22.56% 〈R10〉	都市建設部	都市建設政策課
◆無電柱化をした市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69% 〈R5〉	97.4% 〈R10〉	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4% 〈R5〉	100% 〈R7〉	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は再掲のものを示す

【福祉避難所の拡充】

施策 No.15（該当プログラム：1-3,1-4,1-5,2-3）

- ・大規模災害時に、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする避難者等の受け皿として設置する福祉避難所となる施設数を増やす。

【地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進】

施策 No.16（該当プログラム：1-3,1-4,1-5,5-1）

- ・避難行動要支援者の個別避難計画作成を推進するとともに、地域団体等への要支援者名簿情報等の提供を進め、災害時における要支援者の避難支援体制の整備を進める。

【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進】

施策 No.41（該当プログラム：1-3,1-4,1-5）

- ・要配慮者利用施設の利用者が災害時に円滑かつ迅速に避難できるよう、本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設について、各施設の管理者は想定される災害種別（津波、洪水、高潮、土砂災害等）ごとに避難確保計画を作成することが義務付けられている。本市は、未作成の施設に対し避難確保計画の作成を促すとともに、避難訓練の実施についても呼びかける。



個別避難計画作成のイメージ図

【業務継続計画の改善】

施策 No.46（該当プログラム：3-2）

- ・業務継続計画について、訓練等により課題を整理し、適宜修正を重ね、事業継続の実効性を高める。

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】

施策 No.54（該当プログラム：1-3,1-4,1-5,2-6,5-1）

- ・大規模災害発災直後にも人命救助活動等に空白の時間が生じないよう、市内一円をデジタル通信網でカバーし、直接通信が可能で複数回線使用が可能となるよう、災害に強い自営通信システムを整備する。

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
福祉避難所の受入可能人数	15	累計	1,883人 〈R5〉	2,030人 〈R10〉	健康福祉部	健康福祉政策課
避難行動要支援者の個別避難計画作成者数	16	累計	1,411人 〈R5〉	2,200人 〈R10〉	健康福祉部	健康福祉政策課
要配慮者利用施設における避難確保計画の提出率	41	単年	100% 〈R5〉	100%を維持 〈R10〉	危機管理局	危機管理課
業務継続計画修正回数	46	単年	1回/年 〈R5〉	1回/年 〈R10〉	危機管理局	危機管理課
通信機器のデジタル化率	54	累計	44.37% 〈R5〉	100% 〈R10〉	危機管理局	防災対策課

【災害ボランティアコーディネーターの養成】

施策 No.17（該当プログラム：6-1,6-2,6-3）

- ・大規模災害発生時に、迅速な支援活動体制の構築が進められるよう、被災地のニーズ把握やボランティア活動希望者との連携・調整を行うボランティアコーディネーターの養成・確保のため、養成講座の開催支援を行う。

【徳島市民総合防災訓練】

施策 No.55（該当プログラム：1-3,2-3,3-2）

- ・東日本大震災等の近年発生した大規模災害を受け、行政側が被災した状況での避難所運営については、その多くの部分を住民側による対応に頼らざるを得ない状況となることが浮き彫りとなった。そのため、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図り、来るべき大規模災害に備えるため避難所運営訓練を含む総合防災訓練を開催する。

【防災サポーターの登録育成】

施策 No.56（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,6-2）

- ・防災士を対象とした防災サポーターを登録し、専門研修や訓練を実施する。平常時には、市民に対し防災情報を発信、大規模災害時には、避難所等において市民を牽引する役割を担ってもらえる体制を整備する。

【応急手当の普及啓発】

施策 No.62（該当プログラム：2-1）

- ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層において、応急手当の普及啓発活動を推進し、命の大切さや救命法の重要性を浸透させる。

【防火・防災意識の普及啓発】

施策 No.67（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

- ・地域の自主防災組織や幼少年・女性消防クラブ等の活動支援及び育成指導を行うとともに、幼稚園や学校、事業所、町内会等を対象とした防火・防災教室等を開催し、地域の防火・防災対策を推進する。

【文化財保存活用事業の推進】

施策 No.71（該当プログラム：6-5）

- ・文化財を適切に保存・整備していくため、文化財を守り伝える人づくりや、文化財の防災対策を推進する。

● 重要業績指標 ●

指標名	施策 No	指標 性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
災害ボランティアコーディネーター養成講座参加者数	17	単年	0人 〈R5〉	60人 〈R10〉	健康福祉部	健康福祉政策課
避難所運営訓練実施地区数	55	累計	8地区 〈R5〉	20地区 〈R10〉	危機管理局	防災対策課
応急手当に関する講習等への参加者数	62	単年	7,947人 〈R4〉	10,000人以上 〈R10〉	消防局	警防課
防火・防災に関する訓練や講習等への参加者数	67	単年	20,222人 〈R4〉	40,000人以上 〈R10〉	消防局	予防課

【中央卸売市場再整備事業】**施策 No.22（該当プログラム：4-4）**

- 施設の老朽化・耐震化対策といった様々な重要課題がある現施設を再整備することにより、防災拠点施設としての災害対応機能の強化・充実を図る。

【受援計画の策定】**施策 No.44（該当プログラム：2-4,6-2）**

- 災害発生直後の混乱期に受援活動を円滑に進めるため、平成31年3月に「徳島市災害時受援計画」を策定した。今後は、防災訓練等の結果を踏まえて、適宜、加筆・修正を加えて、より実効性のある計画とする。

【避難支援マップの作成】**施策 No.57（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）**

- 大規模災害の発生時の被害を最小限にとどめるには、地域防災力の強化が不可欠であり、そのためには、住民一人一人に地域の特性を周知し、防災意識の向上を図ることが肝要となる。そのため、住民自らが考え作成する防災マップの作成を支援する。そうすることで、住民自らが居住する地域の特性（どのような危険性があり、どこに避難場所があるか、そこに向かう避難経路があるか等）を確認し、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図るとともに、避難支援マップを自宅に置いているだけのものにせず、有効に活用されるようフォローアップを図る。

【地区別津波避難計画の策定】**施策 No.58（該当プログラム：1-3）**

- 津波浸水想定区域を有する地区において、徳島市津波避難計画や地震・津波防災マップを基本に、地区別津波避難計画を策定する。策定に際しては、ワークショップ等を開催し、各避難場所の収容可能人数や避難所要時間等を考慮した避難計画を、住民参加により地区ごとの避難方法を考案し、住民の避難先を検討する。

【指定金融機関との連携取組の推進】**施策 No.68（該当プログラム：4-3）**

- 本市と指定金融機関におけるそれぞれのBCPの実効性を向上させるため、県が進める指定金融機関との連携について、「大規模災害時資金安定供給連携協議会等」において情報交換を行いながら、本市と指定金融機関の具体的な業務の連携方法について確認を進める。

●重要業績指標●

指標名	施策No	指標性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
地震津波避難支援マップ作成数（全体30地区）	57	累計	23地区〈R5〉	30地区〈R10〉	危機管理局	防災対策課
地区別津波避難計画策定数（全19地区）	58	累計	15地区〈R5〉	19地区〈R10〉	危機管理局	防災対策課

【コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備】

施策 No.2 (該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,1-4,1-5)

- ・避難拠点施設や災害対策連絡所となっているコミュニティセンターや支所の建替え・新設による避難拠点施設の整備を図る。

【橋りょうの定期点検】

施策 No.25 (該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

- ・「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回の定期点検を実施し、5年ごとに長寿命化修繕計画の見直しを行う。

【緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化】

施策 No.26 (該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

- ・平成27年度に策定した「徳島市橋梁耐震化計画」に基づき、災害時における避難・救援を担う緊急輸送道路、避難路等に係る橋梁の耐震化を図り、道路網を確保する。

【「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化】

施策 No.27 (該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

- ・平成31年に策定した「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、対象橋りょうの長寿命化対策を実施する。

【災害対策連絡所への避難道路点検】

施策 No.31 (該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-4,5-5,6-3)

- ・第1期計画で実施してきた災害対策連絡所への避難道路点検については一定の成果を得ているが、今後の災害に備えて通行の安全を維持していくためには継続的な安全点検が必要であるため、引き続き主要道路（国道、県道）から災害対策連絡所を結ぶ市道の点検を円滑に進めていく。

【道路ストックの長寿命化】

施策 No.32 (該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

- ・第1期計画で実施してきた道路小規模附属物（道路照明灯、道路標識）の点検結果に加え、未点検施設及び道路舗装の健全度を適切に把握するため、計画的に点検を実施する。これら道路ストックの損傷状況や健全度、道路の重要性を踏まえた長寿命化修繕計画を策定し、その計画に基づき、定期点検並びに維持・修繕工事を実施する。

【公営住宅の長寿命化】

施策 No.35 (該当プログラム : 1-1)

- ・建物の長寿命化を図るため、徳島市公営住宅等長寿命化計画により順次外壁改修工事を行う。

【下水道施設の老朽化対策】

施策 No.39（該当プログラム：1-4,2-7,5-4）

- 老朽化により能力や耐久力が低下している下水道施設を改築し長寿命化を図ることで、浸水被害や道路陥没等の下水道施設に起因する災害を未然に防止する。そのため、都市下水路ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づき、ポンプ場施設の改築工事を実施する。また、下水道ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づき、処理場・ポンプ場施設の改築工事を実施する。

【消防施設の適正な維持管理】

施策 No.59（該当プログラム：2-1,3-2）

- 消防施設の改修により機能向上や長寿命化を図るとともに、老朽化により建替えの必要な施設は、求められる機能や安全性の向上も検討した上で、計画的に整備していく。

【学校施設の長寿命化】

施策 No.69（該当プログラム：1-1,1-2,3-2）

- 学校施設は、建設から数十年以上経過しているものが多く、施設や設備等の劣化が進んでいる。施設や設備の老朽化状況を踏まえ、長寿命化工事や大規模改造工事等を行うことにより、施設や設備等の安全性や耐久性を確保する。老朽化が進行している場合は、改築や除却等を検討する。

【学校施設の防災機能強化】

施策 No.70（該当プログラム：1-1,1-2,2-3,3-2）

- 学校施設は、建設から数十年以上経過しているものが多く、施設や設備等の劣化が進んでいる。非構造部材の耐震対策工事や児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事等を実施することで、安全安心な環境を確保する。また、今後の課題として避難所及び避難場所等として求められる機能及び設備（トイレ、バリアフリー等）の確保・改修・更新等や、施設全体の省エネルギー化、災害時に水・電気・ガス等を確保するための工事等を行う必要があると考える。

【水道施設の耐震化】

施策 No.74（該当プログラム：2-4,5-4）

- 老朽化が進んだ基幹管路を耐震適合性のある管路へ更新することにより地震等の災害時に被害を低減し、市民へ安定した飲用水の供給を行う。

● 重要業績指標 ●

指標名	施策No	指標性質	現状値	目標値	担当	
					部局	課
定期点検を行う橋りょう数(橋)	25	単年	中小規模橋りょう 273橋 〈R5〉	長寿命化修繕計画 見直し 〈R10〉	都市建設部	道路建設課
緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	26	累計	79% 〈R5〉	100% 〈R8〉	都市建設部	道路建設課
長寿命化対策の橋りょう数	27	累計	96橋 〈R5〉	216橋 〈R10〉	都市建設部	道路建設課
災害対策連絡所への避難道路点検の進捗率	31	累計	64% (1巡目) 〈R5〉	100% (2巡目) 〈R10〉	都市建設部	道路維持課
道路ストック長寿命化事業の進捗率	32	累計	点検・健全性診断 の実施 〈R5〉	定期点検・対策工事 の実施 〈R10〉	都市建設部	道路維持課
外壁改修工事実施数	35	累計	9棟 〈R5〉	21棟 〈R10〉	都市建設部	住宅課
都市下水路ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づく改築工事実施施設数	39	累計	0施設 〈R5〉	6施設 〈R10〉	都市建設部	河川水路課
下水道ストックマネジメント計画に基づく改築工事の進捗率		累計	設備0施設 管渠0m (0%) 〈R5〉	設備25施設 管渠1,803m (100%) 〈R10〉	上下水道局	下水道整備課
機能強化・改修を行った施設及び設備数	59	累計	6 〈R5〉	20 〈R10〉	消防局	総務課
学校施設の長寿命化	69	累計	2校 〈R5〉	13校 〈R10〉	教育委員会	総務課
学校施設の防災機能強化	70	累計	6校 〈R5〉	24校 〈R10〉	教育委員会	総務課
基幹管路の耐震管率	74	累計	51.03% 〈R5〉	53% 〈R10〉	上下水道局	水道整備課

国、県及び関係組織が実施する事業について、本市を強靭化する上で特に重要なものを以下にまとめた。本市は、国、県及び関係機関と連携してこれらの事業を推進し、一体となって強靭化に取り組む。

【徳島東部都市計画区域マスタープランの策定】関連指標 No.1

(該当プログラム : 1-1,1-2)

- ・県と連携し、基礎調査結果に基づく分析調査を進め、県においては本市等の関係市町と調整を図りながら、防災・減災対策も踏まえ、区域マスタープラン等を変更・策定する。

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】関連指標 No.2

(該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

【無電柱化した徳島市内の道路の延長（累計）】関連指標 No.3

(該当プログラム : 1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

【四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東IC（仮称））の整備】関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東IC（仮称）～小松島IC（仮称））の整備】関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加IC設置】関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約35km）の整備】関連指標 No.7

(該当プログラム : 2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】関連指標 No.8

(該当プログラム : 1-3,1-4,2-4,2-6,4-4,5-5)

【徳島東ICと複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】関連指標 No.9

(該当プログラム : 2-2,2-4,2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3)

- ・国、県及び関係機関は本市と連携し、高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道の整備を関係機関と促進する。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等の整備・耐震化、無電柱化の推進、斜面対策、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する県管理道や農林道の整備を推進する。

【津波避難対策緊急事業計画の策定支援】関連指標 No.10

(該当プログラム : 1-3)

- ・国及び県は本市と連携し、高速道路の法面を活用した避難路・避難場所の整備を推進するとともに、津波避難ビルの指定を促進する。また、夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を推進する。

**【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象3公園）】関連指標 No.11
(該当プログラム：1-3,2-4,4-4)**

- ・県は広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、公園内における避難場所の確保に取り組むとともに、防災機能の強化を推進する。対象3公園のうち、本市では藏本公園が対象となる。

**【鉄道高架事業の推進】関連指標 No.12
(該当プログラム：1-3)**

- ・鉄道高架事業については、事業効果の早期発現を目指し、早期着手が可能な区間から事業化を図るなど県は本市及び関係機関と連携し、効率的・効果的に事業を推進する。

**【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】関連指標 No.13
(該当プログラム：1-3,2-4,2-6,5-5)**

**【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】関連指標 No.14
(該当プログラム：1-3,2-4,2-6,4-4,5-5)**

- ・国及び県は本市と連携し、津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る。河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

**【吉野川・今切川の整備の促進】関連指標 No.15
(該当プログラム：1-4)**

**【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】関連指標 No.16
(該当プログラム：1-4,2-4,2-6,5-5)**

- ・大規模水害による被害を最小限にするため、国及び県は本市と連携し、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する。

【危機管理型水位計の整備】関連指標 No.17

【洪水浸水想定区域図の作成】関連指標 No.18

**【洪水タイムラインの作成】関連指標 No.19
(該当プログラム：1-4)**

- ・県は本市と連携し、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を推進する。

**【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】関連指標 No.20
(該当プログラム：1-4,5-5)**

- ・国及び県は本市と連携し、高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図の作成や、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】関連指標 No.21

(該当プログラム : 1-4,5-5,6-3,6-5)

- ・道路、河川、港湾、砂防など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、国及び県は本市と連携し、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るため、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

【土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数（累計）】

関連指標 No.22

(該当プログラム : 1-4,1-5)

- ・国及び県は本市と連携し、大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に要配慮者利用施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。

【土砂災害警戒区域の指定率】関連指標 No.23

(該当プログラム : 1-5)

- ・県は、令和元年末までに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき区域指定を完了させた。その公表や土砂災害警戒情報等の適時・適切な発令により、土砂災害の危険性の周知を強化する必要がある。さらに、本市と連携し、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る。

【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】関連指標 No.24

(該当プログラム : 1-4,1-5,4-5)

- ・防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。県は本市と連携して、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

【B C P 策定病院数】関連指標 No.25

(該当プログラム : 2-2,6-1,6-2,6-6)

- ・県は、医療機関の災害対策マニュアルや BCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施する。本市も県と連携し、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。

【事前復興の取組の推進】関連指標 No.26

(該当プログラム : 3-2,6-1,6-2,6-3,6-4,6-5,6-6)

- ・県は、震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、本市と連携し、事前復興の取組みを推進する。

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】関連指標 No.[27](#)

(該当プログラム : 4-4,5-5,6-3)

- ・県は本市や関係機関と連携し、物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送道路等の整備・耐震化や海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防の地震・津波対策を推進する。

●国、県及び関係機関の重要業績指標●

指標名	関連指標No	重要業績指標			関係する主な機関等 (本市以外)
		内訳	現状値	目標値	
徳島東部都市計画区域マスタープランの策定	1	徳島県	見直し着手〈H30〉	策定〈R4〉	徳島県
緊急輸送道路等における橋梁(15m以上)の耐震化率	2	国	48%〈H30〉	91%〈R4〉	国
無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)	3	国	14.6km〈H30〉	16.4km〈R4〉	国、徳島県
四国横断自動車道(徳島JCT～徳島東IC(仮称))の整備	4	徳島県	工事促進中〈H30〉	供用〈R3〉	西日本高速道路株式会社
四国横断自動車道(徳島東IC(仮称)～小松島IC(仮称))の整備	5	国	工事促進中〈H30〉	工事促進中〈R4〉	国
四国横断自動車道津田地区への追加IC設置	6	徳島県	工事推進中〈H30〉	設置〈R2〉	徳島県
徳島環状道路(延長約35km)の整備	7	国	工事施工中〈H30〉	工事促進中〈R4〉	国、徳島県
徳島小松島港沖洲(外)地区の防波堤の延伸整備	8	徳島県	防波堤延伸〈H30〉	完成〈R1〉	国、徳島県
徳島東ICと複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備	9	徳島県	整備中〈H30〉	部分供用〈R3〉 完成〈R4〉	徳島県
「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援	10	徳島県	75.0%〈H30〉	100%〈R4〉	国、徳島県
広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化(対象3公園)	11	徳島県	調査設計着手〈H30〉	9設備工事着手〈R4〉	徳島県
鉄道高架事業の推進	12	徳島県	関係機関協議〈H30〉	用地買収中〈R4〉	徳島県、 四国旅客鉄道株式会社
吉野川・今切川の地震・津波対策の促進	13	国	工事施工中〈H30〉	工事促進中〈R4〉	国
水門・樋門等の自動化・閉鎖率	14	国	100%〈H30〉	100%〈R4〉	国
吉野川・今切川の整備の促進	15	国	工事施工中〈H30〉	工事施工中〈R4〉	国
県管理河川(重点対策河川)の整備の推進	16	徳島県	70%〈H30〉	80%〈R4〉	徳島県
危機管理型水位計の整備	17	徳島県	—〈H30〉	50箇所〈R4〉	国、徳島県
		国	—〈H30〉	0箇所〈R2〉	
洪水浸水想定区域図の作成	18	徳島県	9河川〈H30〉	16河川〈R1〉	国、徳島県
		国	2河川〈H30〉	2河川〈R1〉	
洪水タイムラインの作成	19	徳島県	4河川〈H30〉	16河川〈R1〉	国、徳島県
		国	—〈H30〉	3河川〈R1〉	
海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進	20	徳島県	推進〈H30〉	推進〈R4〉	国、徳島県
老朽化対策に着手した施設数 (排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設)	21	国	排水機場 0基〈H30〉	排水機場 1基〈R4〉	国
			橋梁 5橋〈H30〉	橋梁 7橋〈R4〉	
			トンネル 1トンネル〈H30〉	トンネル 1トンネル〈R4〉	
土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数(累計)	22	徳島県	305施設〈H30〉	355施設〈R4〉	国、徳島県
土砂災害警戒区域の指定率	23	徳島県	81%〈H30〉	100%〈R1〉	徳島県
農業用ため池に関するデータベース整備・周知	24	徳島県	—〈H30〉	整備・周知〈R2〉	農林水産省
B C P策定病院数	25	徳島県	20病院〈H30〉	40病院〈R4〉	徳島県
事前復興の取組の推進	26	徳島県	—〈H30〉	24市町村〈R4〉	徳島県
緊急輸送道路における重点整備区間の改良率	27	徳島県	65%〈H30〉	75%〈R4〉	国、徳島県、 西日本高速道路株式会社
		国	1箇所・5.9km〈H30〉	1箇所・5.9km〈R4〉	

※重要業績指標の現状値及び目標値について、内訳欄が「徳島県」の場合は、徳島県国土強靭化地域計画(令和元年11月)で示された県内全体での値を示す。

内訳欄が「国」の場合は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所管轄のうち、徳島市に該当する値を示す。

第5章 施策の重点化

4つの基本目標を達成するため、本市の直面するリスクを踏まえ、31のプログラムのうち、特に重要な13のプログラムを重点化の対象とする。

●重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
(1) (2) (3) (4) 人本 市迅 命市 民速 の及 のな 保び 財復 護社 産旧 が会 及・ 最の び復 大重 公興 限要 共を 図な 施可 ら機 設能 れ能 のに るが被 致害 命の 的最 な小 障化 害が を図 受ら けれ ずる 維持 され る	<1>あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ <2>救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ <3>必要不可欠な行政機能を確保する <4>経済活動を機能不全に陥らせない <5>情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる <6>社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

第6章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

計画の推進については、徳島市、国、徳島県、民間事業者、NPO団体、市民等の叡智を結集し、本市の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いことから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による本市の強靭化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しはPDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



PDCAサイクルによる進捗管理と見直し

別紙 1 施策及び重要業績指標一覧

目 次

1 本市施策一覧（全74施策）	1-1
2 本市施策の重要業績指標	1-5
(1) 各プログラムの重要業績指標一覧	1-5
①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-5
②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の 健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	1-7
③必要不可欠な行政機能を確保する	1-9
④経済活動を機能不全に陥らせない	1-9
⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通 ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	1-11
⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	1-13
(2) 横断的分野の重要業績指標一覧	1-14
①リスクコミュニケーション分野	1-14
②人材育成分野	1-15
③官民連携分野	1-15
④長寿命化対策分野	1-16

重要業績指標一覧の凡例

・◆印の施策は、再掲のものを示す

1 本市施策一覧（全74施策）

施策No	施策名	指標名	現状値 (R5年度4月当初)	目標値 (R10年度末)	担当部局	担当課	該当するプログラム	個別施策分野	横断的施策分野
1	徳島市本庁舎の浸水対策	徳島市危機管理センター（仮称）新築工事の進捗	0%	100% (R7)	財政部	財産管理活用課	3-2	行政施策	—
2	コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備	重要業績指標の設定なし			市民文化部	市民協働課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5	行政施策	長寿命化対策
3	コミュニティセンター・支所の太陽光パネル・蓄電池設置	重要業績指標の設定なし			市民文化部	市民協働課	2-4,5-2	行政施策	—
4	衛生害虫駆除活動	重要業績指標の設定なし			環境部	環境政策課	2-3,2-7	保健医療・福祉	—
5	徳島市災害廃棄物処理計画	重要業績指標の設定なし			環境部	環境政策課	2-3,2-7,6-3	住環境	—
6	新たな一般廃棄物中間処理施設の整備	施設整備の進捗率	10%	80%	環境部	環境施設整備室	6-3	行政施策	—
7	再生可能エネルギーの普及促進	徳島市域における住宅用太陽光発電システム設置件数	6,852件 (68.5%)	9,200件 (92%)	環境部	環境保全課	2-4,5-2	住環境	—
8	家庭ごみ収集車両津波等対策	重要業績指標の設定なし			環境部	東部環境事業所業務課	6-3	住環境	—
9	し尿処理施設の浸水対策	重要業績指標の設定なし			環境部	東部環境事業所施設課	5-4	住環境	—
10	し尿処理施設の耐震化対策	重要業績指標の設定なし			環境部	東部環境事業所施設課	5-4	住環境	—
11	し尿処理施設の老朽化対策	し尿処理施設の老朽化対策	主要設備の維持補修・整備工事を実施	主要設備の維持補修・整備工事を実施	環境部	東部環境事業所施設課	5-4	住環境	—
12	ごみ処理施設の浸水対策	重要業績指標の設定なし			環境部	東部環境事業所施設課	6-3	住環境	—
13	ごみ処理施設の老朽化対策	ごみ焼却施設の老朽化対策	主要設備の維持補修・整備工事を実施	主要設備の維持補修・整備工事を実施	環境部	東・西部環境事業所施設課	6-3	住環境	—
14	家庭ごみ収集車両浸水対策	重要業績指標の設定なし			環境部	西部環境事業所業務課	6-3	住環境	—
15	福祉避難所の拡充	福祉避難所の受入可能人数	1,883人	2,030人	健康福祉部	健康福祉政策課	1-3,1-4,1-5,2-3	保健医療・福祉	リスクコミュニケーション
16	地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画作成の推進	避難行動要支援者の個別避難計画作成者数	1,411人	2,200人	健康福祉部	健康福祉政策課	1-3,1-4,1-5,5-1	保健医療・福祉	リスクコミュニケーション
17	災害ボランティアコーディネーターの養成	災害ボランティアコーディネーター養成講座参加者数	0人	60人	健康福祉部	健康福祉政策課	6-1,6-2,6-3	保健医療・福祉	人材育成

施策No	施策名	指標名	現状値 (R5年度4月当初)	目標値 (R10年度末)	担当部局	担当課	該当するプログラム	個別施策分野	横断的施策分野
18	予防接種の推進	予防接種者数・接種率の増加	個別小児定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチンの接種率 R4年度 1期 97.6% 2期 93.4%	95%	子ども未来部	子ども健康課	1-4,2-3,2-7	保健医療・福祉	—
19	「事業継続計画（BCP）」の策定促進	徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	14社	26社	経済部	経済政策課	4-1,6-1,6-2,6-6	産業	—
20	中山間地域等直接支払事業による支援	中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	365,736m ² (R6)	365,736m ² (R6)	経済部	農林水産課	2-4,4-4,4-6	産業	—
21	鳥獣被害防止	鳥獣侵入防止柵の設置延長	91.3km	103.5km	経済部	農林水産課	4-6	産業	—
22	中央卸売市場再整備事業	重要業績指標の設定なし			経済部	中央卸売市場施設課	4-4	産業	官民連携
23	地籍調査の推進	地籍調査進捗率	21.56%	22.56%	都市建設部	都市建設政策課	5-5,6-4	国土保全・交通	—
24	無電柱化の促進	無電柱化をした市道の延長	計画促進	計画促進	都市建設部	道路建設課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4, 2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3	国土保全・交通	—
25	橋りょうの定期点検	定期点検を行う橋りょう数（橋）	中小規模橋りょう 273橋	長寿命化修繕計画 見直し	都市建設部	道路建設課	1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6, 4-1,4-4,5-5,6-3	国土保全・交通	長寿命化対策
26	緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化	緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	79%	100% (R8)	都市建設部	道路建設課	1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6, 4-1,4-4,5-5,6-3	国土保全・交通	長寿命化対策
27	「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく橋りょうの長寿命化	長寿命化対策の橋りょう数	96橋	216橋	都市建設部	道路建設課	1-1,1-2,1-3,2-2,2-4,2-5,2-6, 4-1,4-4,5-5,6-3	国土保全・交通	長寿命化対策
28	都市計画道路の整備	事業用地取得率(面積ベース)	90.12%	100% (R7)	都市建設部	道路建設課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4, 2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3	国土保全・交通	—
29	四国横断自動車道周辺対策	四国横断自動車道周辺対策進捗率	69%	97.4%	都市建設部	広域道整備課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4, 2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3	国土保全・交通	—
30	徳島環状道路周辺対策	徳島環状道路周辺対策進捗率	4%	100% (R7)	都市建設部	広域道整備課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4, 2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3	国土保全・交通	—
31	災害対策連絡所への避難道路点検	災害対策連絡所への避難道路点検の進捗率	64% (1巡回)	100% (2巡回)	都市建設部	道路維持課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4, 2-5,2-6,4-4,5-5,6-3	国土保全・交通	長寿命化対策
32	道路ストックの長寿命化	道路ストック長寿命化事業の進捗率	点検・健全性診断の実施	定期点検・対策工事の実施	都市建設部	道路維持課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-2,2-4, 2-5,2-6,4-1,4-4,5-5,6-3	国土保全・交通	長寿命化対策
33	住宅・建築物の耐震化促進等	既存木造住宅の耐震改修工事等件数	1,310件 (見込み)	1,920件	都市建設部	建築指導課	1-1,1-2,4-2	住環境	—
34	老朽建築物の安全対策の促進	危険な空き家の除却数	220件	340件	都市建設部	建築指導課	1-1,1-2	住環境	—
35	公営住宅の長寿命化	外壁改修工事実施数	9棟	21棟	都市建設部	住宅課	1-1	住環境	長寿命化対策
36	応急仮設住宅用地等の確保	重要業績指標の設定なし			都市建設部	住宅課	6-4	住環境	—
37	都市浸水対策	都市浸水対策整備面積	2,459ha	2,465ha	都市建設部 上下水道局	河川水路課 下水道整備課	1-4	住環境	—
38	下水道施設の地震対策	下水道施設の耐震診断実施率	14施設 (13%)	105施設 (100%)	上下水道局	下水道整備課	1-4,2-7,5-4	国土保全・交通	—

施策No	施策名	指標名	現状値 (R5年度4月当初)	目標値 (R10年度末)	担当部局	担当課	該当するプログラム	個別 施策分野	横断的 施策分野
39	下水道施設の老朽化対策	都市下水路ストックマネジメント計画(R6~R10)に基づく改築工事実施施設数	0施設	6施設	都市建設部	河川水路課	1-4,2-7,5-4	国土保全・交通	長寿命化対策
		下水道ストックマネジメント計画に基づく改築工事の進捗率	設備0施設 管渠0m (0%)	設備25施設 管渠1,803m (100%)	上下水道局	下水道整備課	1-4,2-7,5-4	国土保全・交通	長寿命化対策
40	下水道施設の災害対策	耐水化対策済みの都市下水路ポンプ場箇所数	4か所	9か所〈R8〉	都市建設部	河川水路課	1-4,2-7,5-4	住環境	—
		都市下水路ポンプ場の耐震診断実施件数	5件	9件	都市建設部	河川水路課	1-4,2-7,5-4	住環境	—
41	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	要配慮者利用施設における避難確保計画の提出率	100%	100%を維持	危機管理局	危機管理課	1-3,1-4,1-5	保健医療・福祉	リスクコミュニケーション
42	徳島市地域防災計画の改定	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	2-1	行政施策	—
43	飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理	耐震性貯水槽点検施設数	3箇所/年	3箇所/年	危機管理局	危機管理課	2-4	行政施策	—
44	受援計画の策定	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	2-4,6-2	行政施策	官民連携
45	危機管理センター(仮称)の機能整備	危機管理センター(仮称)の機能整備	機能強化に向けての協議	機能整備完了 〈R7〉	危機管理局	危機管理課	3-2	行政施策	—
46	業務継続計画の改善	業務継続計画修正回数	1回/年	1回/年	危機管理局	危機管理課	3-2	行政施策	リスクコミュニケーション
47	災害対策本部組織部別訓練の実施	訓練実施回数	1回/年	1回/年	危機管理局	危機管理課	3-2	行政施策	—
48	復興まちづくりのための事前準備	重要業績指標の設定なし			危機管理局	危機管理課	3-2,6-1,6-2,6-3,6-4,6-5,6-6	行政施策	—
49	災害用映像情報収集ネットワーク整備	津波浸水地域(L2)の映像情報力 バー率	0%	100%	危機管理局	危機管理課	5-1	行政施策	—
50	災害種別図記号による避難場所標識板の設置	重要業績指標の設定なし			危機管理局	防災対策課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5	行政施策	—
51	家具転倒防止対策	家具転倒防止対策事業実施世帯数	推進 (924世帯)	推進	危機管理局	防災対策課	1-1,1-2,1-3	行政施策	—
52	地域防災力向上のための自主防災組織活動促進	自主防災組織加入者率	43.23%	47.0%	危機管理局	防災対策課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,3-1	行政施策	—
53	防災研修会の開催	重要業績指標の設定なし			危機管理局	防災対策課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,3-1	行政施策	—
54	無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保	通信機器のデジタル化率	44.37%	100%	危機管理局	防災対策課	1-3,1-4,1-5,2-6,5-1	行政施策	リスクコミュニケーション
55	徳島市民総合防災訓練	避難所運営訓練実施地区数	8地区	20地区	危機管理局	防災対策課	1-3,2-3,3-2	行政施策	人材育成
56	防災サポーターの登録育成	重要業績指標の設定なし			危機管理課	防災対策課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,6-2	行政施策	人材育成
57	避難支援マップの作成	地震津波避難支援マップ作成数(全体30地区)	23地区	30地区	危機管理局	防災対策課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5	住環境	官民連携
58	地区別津波避難計画の策定	地区別津波避難計画策定数(全19地区)	15地区	19地区	危機管理局	防災対策課	1-3	行政施策	官民連携
59	消防施設の適正な維持管理	機能強化・改修を行った施設及び設備数	6	20	消防局	総務課	2-1,3-2	行政施策	長寿命化対策
60	消防団員の確保	消防団員の定員に対する充足率	85.4%	86.9%	消防局	総務課	1-2,2-1,3-1	行政施策	—

施策No	施策名	指標名	現状値 (R5年度4月当初)	目標値 (R10年度末)	担当部局	担当課	該当するプログラム	個別 施策分野	横断的 施策分野
61	消防車両等の適正な維持管理	消防車両の現有数維持	55台	55台	消防局	警防課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-1	行政施策	一
62	応急手当の普及啓発	応急手当に関する講習等への参加者数 (R4)	7,947人 (R4)	10,000人以上	消防局	警防課	2-1	行政施策	人材育成
63	119番通報受理体制の充実	重要業績指標の設定なし			消防局	通信指令課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5	行政施策	一
64	高機能消防指令センターの安定的な運用	重要業績指標の設定なし			消防局	通信指令課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-6	行政施策	一
65	災害情報伝達体制の維持	重要業績指標の設定なし			消防局	通信指令課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,5-1	行政施策	一
66	住宅防火対策の推進	住宅用火災警報器の設置率 (R4)	85.4% (R4)	90%	消防局	予防課	1-2	行政施策	一
67	防火・防災意識の普及啓発	防火・防災に関する訓練や講習等への参加者数 (R4)	20,222人 (R4)	40,000人以上	消防局	予防課	1-1,1-2,1-3,1-4,1-5	行政施策	人材育成
68	指定金融機関との連携取組の推進	重要業績指標の設定なし			会計管理者	会計課	4-3	産業	官民連携
69	学校施設の長寿命化	学校施設の長寿命化	2校	13校	教育委員会	総務課	1-1,1-2,3-2	行政施策	長寿命化対策
70	学校施設の防災機能強化	学校施設の防災機能強化	6校	24校	教育委員会	総務課	1-1,1-2,2-3,3-2	行政施策	長寿命化対策
71	文化財保存活用事業の推進	重要業績指標の設定なし			教育委員会	社会教育課	6-5	行政施策	人材育成
72	災害用備蓄燃料及び備蓄水量の増量	非常用発電機用燃料（A重油）備蓄量	3.0日分	3.0日分	病院局	総務管理課	2-2	保健医療・福祉	一
		上水受水槽保有水量	3.0日分	3.0日分	病院局	総務管理課	2-2	保健医療・福祉	一
73	災害用備蓄品の確保	災害用備蓄品（3日分の食糧の確保及び災害時に必要な備品の確保）	3.0日分	3.0日分	病院局	総務管理課	2-2	保健医療・福祉	一
74	水道施設の耐震化	基幹管路の耐震管率	51.03%	53.00%	上下水道局	水道整備課	2-4,5-4	行政施策	長寿命化対策

2 本市施策の重要業績指標

(1) 各プログラムの重要業績指標一覧

1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
対象とするプログラム：1-1,1-2,1-3	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

指標名	施策 No.	重要業績指標								担当	
		指標数値 の性質	現状値 (R5)	目標値（各年度末）					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
無電柱化をした市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	四国地区無電柱化協議会に対し、概ね10年以内に無電柱化事業に着手する予定の「ニーズ箇所」としての候補区間を提出しており、同協議会で合意・選定されることを待っている状況である。	都市建設部	道路建設課
事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12%	90.12%	100%	—	—	—	育英認定こども園と建物移転補償契約、及び用地補償契約を締結する予定だが、建物はR7年度に取り壊す予定である。建物の取壊しが完了した後に、残りの補償費を支払い、用地取得が完了する。	都市建設部	道路建設課
四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69%	89.5%	95.2%	95.5%	96.3%	97.4%	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課
徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4%	62.6%	100%	—	—	—	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課
既存木造住宅の耐震改修工事等件数	33	累計	1,310件 (見込み)	1,520件	1,620件	1,720件	1,820件	1,920件	年間100件の耐震改修工事等の支援を目指す。	都市建設部	建築指導課
危険な空き家の除却数	34	累計	220件	260件	280件	300件	320件	340件	年間20件の危険な空き家の除却支援を目指す。	都市建設部	建築指導課
家具転倒防止対策事業実施世帯数	51	累計	推進 (924世帯)	推進	推進	推進	推進	推進	備え付け家具である、独自に対策を講じている場合等、実施世帯数の把握ができない。また、分母となる高齢者や障害者がいる世帯数の把握が困難である。	危機管理局	防災対策課
自主防災組織加入者率	52	累計	43.23%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	加入者率は自主防災組織加入者数／徳島市の人口で算出している。	危機管理局	防災対策課
消防車両の現有数維持	61	単年	55台	55台	55台	55台	55台	55台	消防局が保有する緊急車両55台（予備車・広報車を除く）の維持	消防局	警防課
消防団員の定員に対する充足率	60	累計	85.4%	85.7%	86.0%	86.3%	86.6%	86.9%	消防団員の定員の充足率を、0.3ポイントずつ増加させる。	消防局	総務課
住宅用火災警報器の設置率	66	累計	85.4% (R4)	86%	87%	88%	89%	90%	住宅用火災警報器設置率の向上に努める。設置率は、設置世帯数÷調査世帯数を示している。	消防局	予防課

対象とするプログラム：1-4,1-5	
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生

指標名	施策No.	重要業績指標									担当			
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要					
				R6	R7	R8	R9	R10						
予防接種者数・接種率の増加	18	単年	個別小児定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチンの接種率 R4年度 1期 97.6% 2期 93.4%	95%	95%	95%	95%	95%	毎年度の個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上を目指す。	子ども未来部	子ども健康課			
◆無電柱化をした市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	四国地区無電柱化協議会に対し、概ね10年以内に無電柱化事業に着手する予定の「ニーズ箇所」としての候補区間を提出しており、同協議会で合意・選定されることを待っている状況である。	都市建設部	道路建設課			
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12%	90.12%	100%	—	—	—	育英認定こども園と建物移転補償契約、及び用地補償契約を締結する予定だが、建物はR7年度に取り壊す予定である。建物の取壊しが完了した後に、残りの補償費を支払い、用地取得が完了する。	都市建設部	道路建設課			
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69%	89.5%	95.2%	95.5%	96.3%	97.4%	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課			
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4%	62.6%	100%	—	—	—	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課			
都市浸水対策整備面積	37	累計	2,459ha	2,461ha	2,462ha	2,463ha	2,464ha	2,465ha	1ha/年を目標に浸水対策工事を行う。	都市建設部 上下水道局	河川水路課 下水道整備課			
下水道施設の耐震診断実施率	38	累計	14施設(13%)	102施設(97%)	103施設(98%)	103施設(98%)	104施設(99%)	105施設(100%)	処理場・ポンプ場17施設、管路88施設、合計105施設の耐震診断を行う。処理場・ポンプ場のうち14施設は過年度に実施済み。令和6年度末までに管路施設の全88施設の診断を行う。	上下水道局	下水道整備課			
耐水化対策済みの都市下水路ポンプ場箇所数	40	累計	4か所	4か所	6か所	9か所	—	—	R6年度は、都市下水路ポンプ場5か所の耐水化対策設計を実施し、R7年度に2か所、R8年度に3か所の耐水化工事を実施する。	都市建設部	河川水路課			
都市下水路ポンプ場の耐震診断実施件数		累計	5件	6件	7件	8件	8件	9件	R6年度からR10年度までに未診断のポンプ場の耐震診断を4件を行い、全ポンプ場(9件)の耐震診断を完了する。	都市建設部	河川水路課			
◆自主防災組織加入者率	52	累計	43.23%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	加入者率は自主防災組織加入者数／徳島市の人口で算出している。	危機管理局	防災対策課			
◆消防車両の現有数維持	61	単年	55台	55台	55台	55台	55台	55台	消防局が保有する緊急車両55台（予備車・広報車を除く）の維持	消防局	警防課			

◆印の施策は、再掲のものを示す

2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

対象とするプログラム：2-1

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
◆消防団員の定員に対する充足率	60	累計	85.4%	85.7%	86.0%	86.3%	86.6%	86.9%	消防団員の定員の充足率を、0.3ポイントずつ増加させる。	消防局	総務課
◆消防車両の現有数維持	61	単年	55台	55台	55台	55台	55台	55台	消防局が保有する緊急車両55台（予備車・広報車を除く）の維持	消防局	警防課

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：2-2,2-4,2-5,2-6

2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

L-7

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
徳島市域における住宅用太陽光発電システム設置件数	7	累計	6,852件(68.5%)	7,400件(74%)	7,900件(79%)	8,300件(83%)	8,800件(88%)	9,200件(92%)	第3次徳島市環境基本計画に定める定量目標値10,000件(R12)に基づく。令和5年3月時点では6,852件であったが、年400～500件程度の上積みを目指し、令和10年度末で9,200件の設置を目標とする。	環境部	環境保全課
中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	20	累計	365,736m ²	365,736m ²	—	—	—	—	令和6年度が第5期対策の最終年で、第6期以降は未策定のため、現時点では不明。	経済部	農林水産課
◆無電柱化をした市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	四国地区無電柱化協議会に対し、概ね10年以内に無電柱化事業に着手する予定の「ニーズ箇所」としての候補区間を提出しており、同協議会で合意・選定されることを待っている状況である。	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12%	90.12%	100%	—	—	—	育英認定こども園と建物移転補償契約、及び用地補償契約を締結する予定だが、建物はR7年度に取り壊す予定である。建物の取壊しが完了した後に、残りの補償費を支払い、用地取得が完了する。	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69%	89.5%	95.2%	95.5%	96.3%	97.4%	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4%	62.6%	100%	—	—	—	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は、再掲のものを示す

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
耐震性貯水槽点検施設数	43	単年	3箇所/年	3箇所/年	3箇所/年	3箇所/年	3箇所/年	3箇所/年	蔵本公園駐車場、津田小学校校庭及び新町川公園に整備している飲料水兼用耐震性貯水槽について、毎年点検を実施する。	危機管理局	危機管理課
非常用発電機用燃料（A重油）備蓄量	72	単年	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	目標備蓄量である3.0日分を維持する。	病院局	総務管理課
上水受水槽保有水量		単年	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	目標備蓄量である3.0日分を維持する。	病院局	総務管理課
災害用備蓄品（3日分の食糧の確保及び災害時に必要な備品の確保）	73	単年	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	3.0日分	目標備蓄量である3.0日分を維持する。	病院局	総務管理課

対象とするプログラム：2-3,2-7

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
◆予防接種者数・接種率の増加	18	単年	個別小児定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチンの接種率 R4年度 1期 97.6% 2期 93.4%	95%	95%	95%	95%	95%	毎年度の個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上を目指す。	子ども未来部	子ども健康課
◆下水道施設の耐震診断実施率	38	累計	14施設(13%)	102施設(97%)	103施設(98%)	103施設(98%)	104施設(99%)	105施設(100%)	処理場・ポンプ場17施設、管路88施設、合計105施設の耐震診断を行う。処理場・ポンプ場のうち14施設は過年度に実施済み。令和6年度末までに管路施設の全88施設の診断を行う。	上下水道局	下水道整備課
◆耐水化対策済みの都市下水路ポンプ場箇所数	40	累計	4か所	4か所	6か所	9か所	—	—	R6年度は、都市下水路ポンプ場5か所の耐水化対策設計を実施し、R7年度に2か所、R8年度に3か所の耐水化工事を実施する。	都市建設部	河川水路課
◆都市下水路ポンプ場の耐震診断実施件数		累計	5件	6件	7件	8件	8件	9件	R6年度からR10年度までに未診断のポンプ場の耐震診断を4件を行い、全ポンプ場（9件）の耐震診断を完了する。	都市建設部	河川水路課

◆印の施策は、再掲のものを示す

3

必要不可欠な行政機能を確保する

対象とするプログラム：3-1,3-2

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 3-1 | 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| 3-2 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |

6-1

指標名	施策No.	重要業績指標							担当		
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	
				R6	R7	R8	R9	R10			
徳島市危機管理センター（仮称）新築工事の進捗	1	累計	0%	52%	100%	—	—	—	今後ECI方式で施設整備を行い、令和8年3月の機能移転を目指す。	財政部	財産管理活用課
危機管理センター（仮称）の機能整備	45	累計	機能強化に向けての協議	機能整備	機能整備完了	—	—	—	令和7年度末を目標に危機管理センター（仮称）における情報通信機能の整備を行う。	危機管理局	危機管理課
訓練実施回数	47	単年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	災害時における職員の対応力強化を図るため、災害対策本部各班の個別訓練を実施し、課題の解消を図りつつ、実践体制の整備を図る。	危機管理局	危機管理課
◆自主防災組織加入者率	52	累計	43.23%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	47.0%	加入者率は自主防災組織加入者数／徳島市の人口で算出している。	危機管理局	防災対策課
◆消防団員の定員に対する充足率	60	累計	85.4%	85.7%	86.0%	86.3%	86.6%	86.9%	消防団員の定員の充足率を、0.3ポイントずつ増加させる。	消防局	総務課

◆印の施策は、再掲のものを示す

4

経済活動を機能不全に陥らせない

対象とするプログラム：4-1,4-2,4-3

- | | |
|-----|--|
| 4-1 | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響 |
| 4-2 | 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 |
| 4-3 | 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響 |

指標名	施策No.	重要業績指標							担当		
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	
				R6	R7	R8	R9	R10			
徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	19	累計	14社	18社	20社	22社	24社	26社	R5年度当初値で認定されている市内企業数は14社であった。今後は、年2社以上の登録数を保ち、R10年度末には累計で26社以上が登録されるよう目指す。	経済部	経済政策課

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
◆無電柱化をした市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	四国地区無電柱化協議会に対し、概ね10年以内に無電柱化事業に着手する予定の「ニーズ箇所」としての候補区間を提出しており、同協議会で合意・選定されることを待っている状況である。	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12%	90.12%	100%	—	—	—	育英認定こども園と建物移転補償契約、及び用地補償契約を締結する予定だが、建物はR7年度に取り壊す予定である。建物の取壊しが完了した後に、残りの補償費を支払い、用地取得が完了する。	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69%	89.5%	95.2%	95.5%	96.3%	97.4%	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4%	62.6%	100%	—	—	—	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課
◆既存木造住宅の耐震改修工事等件数	33	累計	1,310件 (見込み)	1,520件	1,620件	1,720件	1,820件	1,920件	年間100件の耐震改修工事等の支援を目指す。	都市建設部	建築指導課

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：4-4,4-5	
4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

I-10

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
◆中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	20	累計	365,736m ²	365,736m ²	—	—	—	—	令和6年度が第5期対策の最終年で、第6期以降は未策定のため、現時点では不明。	経済部	農林水産課
◆無電柱化をした市道の延長	24	—	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	四国地区無電柱化協議会に対し、概ね10年以内に無電柱化事業に着手する予定の「ニーズ箇所」としての候補区間を提出しており、同協議会で合意・選定されることを待っている状況である。	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12%	90.12%	100%	—	—	—	育英認定こども園と建物移転補償契約、及び用地補償契約を締結する予定だが、建物はR7年度に取り壊す予定である。建物の取壊しが完了した後に、残りの補償費を支払い、用地取得が完了する。	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69%	89.5%	95.2%	95.5%	96.3%	97.4%	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4%	62.6%	100%	—	—	—	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：4-6								
4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下								

指標名	施策 No.	重要業績指標									担当	
		指標数値 の性質	現状値 (R5)	目標値（各年度末）					目標値等の概要	部局	課	
				R6	R7	R8	R9	R10				
◆中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	20	累計	365,736m ²	365,736m ²	—	—	—	—	令和6年度が第5期対策の最終年で、第6期以降は未策定のため、現時点では不明。	経済部	農林水産課	
鳥獣侵入防止柵の設置延長	21	累計	91.3km	94.3km	96.6km	98.9km	101.2km	103.5km	毎年度同様の事業量として2.3kmの増加を想定。	経済部	農林水産課	

◆印の施策は、再掲のものを示す

5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
---	--

対象とするプログラム：5-1								
5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態							

I-II

指標名	施策 No.	重要業績指標									担当	
		指標数値 の性質	現状値 (R5)	目標値（各年度末）					目標値等の概要	部局	課	
				R6	R7	R8	R9	R10				
津波浸水地域（L2）の映像情報カバー率	49	累計	0%	20%	40%	60%	80%	100%	令和6年度に眉山カメラ（北1、南1）、令和7年度に災害用ドローン（市役所メインボード）、令和8年度に津波監視カメラ（大神子他2）、令和9年度に災害用ドローン（各支所プランチボード）及び河川監視カメラ等、令和10年度に眉山カメラ（西1）、地域カメラ（支所等）、農地カメラ等、中心市街地カメラを導入	危機管理局	危機管理課	

対象とするプログラム：5-2,5-3,5-4								
5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止							
5-3	都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止							
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止							

指標名	施策No.	重要業績指標									担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課	
				R6	R7	R8	R9	R10				
◆徳島市域における住宅用太陽光発電システム設置件数	7	累計	6,852件 (68.5%)	7,400件 (74%)	7,900件 (79%)	8,300件 (83%)	8,800件 (88%)	9,200件 (92%)	第3次徳島市環境基本計画に定める定量目標値10,000件(R12)に基づく。令和5年3月時点では6,852件であったが、年400~500件程度の上積みを目指し、令和10年度末で9,200件の設置を目標とする。	環境部	環境保全課	
し尿処理施設の老朽化対策	11	一	主要設備の維持補修・整備工事を実施	環境部	東部環境事業所施設課							
◆下水道施設の耐震診断実施率	38	累計	14施設 (13%)	102施設 (97%)	103施設 (98%)	103施設 (98%)	104施設 (99%)	105施設 (100%)	処理場・ポンプ場17施設、管路88施設、合計105施設の耐震診断を行う。処理場・ポンプ場のうち14施設は過年度に実施済み。令和6年度末までに管路施設の全88施設の診断を行う。	上下水道局	下水道整備課	
◆耐水化対策済みの都市下水路ポンプ場箇所数	40	累計	4か所	4か所	6か所	9か所	—	—	R6年度は、都市下水路ポンプ場5か所の耐水化対策設計を実施し、R7年度に2か所、R8年度に3か所の耐水化工事を実施する。	都市建設部	河川水路課	
◆都市下水路ポンプ場の耐震診断実施件数		累計	5件	6件	7件	8件	8件	9件	R6年度からR10年度までに未診断のポンプ場の耐震診断を4件行い、全ポンプ場(9件)の耐震診断を完了する。	都市建設部	河川水路課	

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：5-5								
5-5	基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響							

指標名	施策No.	重要業績指標									担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課	
				R6	R7	R8	R9	R10				
地籍調査進捗率	23	累計	21.56%	21.74%	21.94%	22.15%	22.35%	22.56%	地籍調査の進捗率の計算に用いる調査済面積を、国が示す徳島市の計画総面積で除した数値。	都市建設部	都市建設政策課	
◆無電柱化をした市道の延長	24	一	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	四国地区無電柱化協議会に対し、概ね10年以内に無電柱化事業に着手する予定の「ニーズ箇所」としての候補区間を提出しており、同協議会で合意・選定されることを待っている状況である。	都市建設部	道路建設課	
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12%	90.12%	100%	—	—	—	育英認定こども園と建物移転補償契約、及び用地補償契約を締結する予定だが、建物はR7年度に取り壊す予定である。建物の取壊しが完了した後に、残りの補償費を支払い、用地取得が完了する。	都市建設部	道路建設課	

◆印の施策は、再掲のものを示す

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69%	89.5%	95.2%	95.5%	96.3%	97.4%	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4%	62.6%	100%	—	—	—	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は、再掲のものを示す

6

社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

対象とするプログラム：6-1,6-2,6-6

1-13

6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
◆徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	19	累計	14社	18社	20社	22社	24社	26社	R5年度当初値で認定されている市内企業数は14社であった。今後は、年2社以上の登録数を保ち、R10年度末には累計で26社以上が登録されるよう目指す。	経済部	経済政策課

◆印の施策は、再掲のものを示す

対象とするプログラム：6-3,6-4,6-5

6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
施設整備の進捗率	6	累計	10%	40%	50%	60%	70%	80%	R6年度は、一般廃棄物中間処理施設整備基本設計、環境影響評価及びPFI導入可能性調査の実施。また、造成工事詳細設計作成、都市計画決定手続きの着手に入る。	環境部	環境施設整備室

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
ごみ焼却施設の老朽化対策	13	一	主要設備の維持補修・整備工事を実施	環境部	東・西環境事業所施設課						
◆地籍調査進捗率	23	累計	21.56%	21.74%	21.94%	22.15%	22.35%	22.56%	地籍調査の進捗率の計算に用いる調査済面積を、国が示す徳島市の計画総面積で除した数値。	都市建設部	都市建設政策課
◆無電柱化をした市道の延長	24	一	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	計画促進	四国地区無電柱化協議会に対し、概ね10年以内に無電柱化事業に着手する予定の「ニーズ箇所」としての候補区間を提出しており、同協議会で合意・選定されることを待っている状況である。	都市建設部	道路建設課
◆事業用地取得率(面積ベース)	28	累計	90.12%	90.12%	100%	—	—	—	育英認定こども園と建物移転補償契約、及び用地補償契約を締結する予定だが、建物はR7年度に取り壊す予定である。建物の取壊しが完了した後に、残りの補償費を支払い、用地取得が完了する。	都市建設部	道路建設課
◆四国横断自動車道周辺対策進捗率	29	累計	69%	89.5%	95.2%	95.5%	96.3%	97.4%	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課
◆徳島環状道路周辺対策進捗率	30	累計	4%	62.6%	100%	—	—	—	国土交通省の本線事業の進捗に併せて、年次計画的に整備を行っていく。	都市建設部	広域道整備課

◆印の施策は、再掲のものを示す

1-14

(2) 横断的分野の重要業績指標一覧

横断的分野 1	リスクコミュニケーション分野
------------	----------------

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
福祉避難所の受入可能人数	15	累計	1,883人	1,910人	1,940人	1,970人	2,000人	2,030人	R5年度当初値で1,883人であるが、社会福祉施設や旅館・ホテル等の宿泊施設に対し、福祉避難所の協定締結及び指定について協力を求め、R10年度末に2,030人を目指す。	健康福祉部	健康福祉政策課
避難行動要支援者の個別避難計画作成者数	16	累計	1,411人	1,710人	1,870人	2,020人	2,100人	2,200人	R5年度当初値で1,411人であるが、新たに要支援者となった者や個別避難計画の未作成者等に対しては、地域と連携しながら個別避難計画の作成（名簿提供の同意を含む。）を推進し、R10年度末に目標値2,200人を目指す。	健康福祉部	健康福祉政策課
要配慮者利用施設における避難確保計画の提出率	41	単年	100%	100%を維持	100%を維持	100%を維持	100%を維持	100%を維持	毎年増減する要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促し、提出率100%を維持する。	危機管理局	危機管理課
業務継続計画修正回数	46	単年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	より実効性の高い計画とするため、継続して検討・修正を実施する。	危機管理局	危機管理課

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
通信機器のデジタル化率	54	累計	44.37%	44.37%	100%	100%	100%	100%	デジタル防災行政無線の通信システム整備工事を完了(R7.9.30完了予定)し、維持管理を継続する。	危機管理局	防災対策課

横断的分野2 人材育成分野

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
災害ボランティアコーディネーター養成講座参加者数	17	単年	0人	60人	60人	60人	60人	60人	災害ボランティアコーディネーターへのフォローアップや地域での実地訓練を実施し、毎年60人の参加を目指す。	健康福祉部	健康福祉政策課
避難所運営訓練実施地区数	55	累計	8地区	12地区	14地区	16地区	18地区	20地区	年2地区について実施予定で、R10年度末までに20地区で実施する。	危機管理局	防災対策課
応急手当に関する講習等への参加者数	62	単年	7,947人(R4)	10,000人以上	10,000人以上	10,000人以上	10,000人以上	10,000人以上	市民約25万人のうち、5人に1人が応急手当に関する講習等に参加することを目指し、年1万人以上を目標値として5年間で達成する。	消防局	警防課
防火・防災に関する訓練や講習等への参加者数	67	単年	20,222人(R4)	40,000人以上	40,000人以上	40,000人以上	40,000人以上	40,000人以上	市民約25万人のうち、約8割が防火・防災に関する訓練や講習等に参加することを目指し、年4万人以上を目標値として5年間で達成する。	消防局	予防課

1-15

横断的分野3 官民連携分野

指標名	施策No.	重要業績指標								担当	
		指標数値の性質	現状値(R5)	目標値(各年度末)					目標値等の概要	部局	課
				R6	R7	R8	R9	R10			
地震津波避難支援マップ作成数（全体30地区）	57	累計	23地区	27地区	29地区	30地区	30地区	30地区	年に2地区ずつ作成予定で、R8年度末までに30地区で作成する。	危機管理局	防災対策課
地区別津波避難計画策定数（全19地区）	58	累計	15地区	15地区	17地区	19地区	19地区	19地区	年2地区について策定予定で、R8年度末までに19地区で策定する。	危機管理局	防災対策課

長寿命化対策分野

指標名	施策 No.	重要業績指標									担当	
		指標数値 の性質	現状値 (R5)	目標値（各年度末）					目標値等の概要	部局	課	
				R6	R7	R8	R9	R10				
定期点検を行う橋りょう数（橋）	25	単年	中小規模 橋りょう 273橋	小規模 橋りょう 488橋	小規模 橋りょう 478橋	重要 橋りょう 126橋	中小規模 橋りょう 274橋	長寿命化 修繕計画 見直し	令和6年度は、小規模橋りょう488橋について、定期点検を実施する。	都市建設部	道路建設課	
緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率	26	累計	79%	85%	94%	100%	—	—	R8年度での100%達成を目標に耐震化を進める。	都市建設部	道路建設課	
長寿命化対策の橋りょう数	27	累計	96橋	136橋	156橋	176橋	196橋	216橋	令和5年度末に今後5年間の修繕計画を策定する予定であるため、現時点では目標値が未定である。そのため、暫定的に目標値を記入している。	都市建設部	道路建設課	
災害対策連絡所への避難道路点検の進捗率	31	累計	64% (1巡回)	17% (2巡回)	35% (2巡回)	57% (2巡回)	78% (2巡回)	100% (2巡回)	災害時に市内各地区で避難所の開設等の初動対応を行う災害対策連絡所28箇所にアクセスする市道を点検して避難道路の安全を確保する。	都市建設部	道路維持課	
道路ストック長寿命化事業の進捗率	32	累計	点検・健全性 診断の実施	点検・健全性 診断の実施	長寿命化修繕 計画の策定	定期点検・対 策工事の実施	定期点検・対 策工事の実施	定期点検・対 策工事の実施	長寿命化修繕計画の策定後に、定期点検・対策工事の実施数量を決定する。	都市建設部	道路維持課	
外壁改修工事実施数	35	累計	9棟	13棟	15棟	17棟	19棟	21棟	年間2棟程度の改修を確保し、R10年度に目標値21棟を目指す。	都市建設部	住宅課	
都市下水路ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づく改築工事実施施設数	39	累計	0施設	1施設	3施設	4施設	5施設	6施設	都市下水路ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づき、R6年度からR10年度までに6施設の改築工事を実施する。	都市建設部	河川水路課	
下水道ストックマネジメント計画に基づく改築工事の進捗率		累計	設備0施設 管渠0m (0%)	設備5施設 管渠361m (20%)	設備10施設 管渠721m (40%)	設備15施設 管渠1,082m (60%)	設備20施設 管渠1,442m (80%)	設備25施設 管渠1,803m (100%)	下水道ストックマネジメント計画(R6～R10)に基づき、年20%を目標に施設の改築工事を実施する。	上下水道局	下水道整備課	
機能強化・改修を行った施設及び設備数	59	累計	6	16	18	19	19	20	施設・設備の機能強化・改修工事の実施予定数	消防局	総務課	
学校施設の長寿命化	69	累計	2校	5校	7校	9校	11校	13校	施設や設備の老朽化が著しい学校の長寿命化について、年2校を自安に、令和10年度に目標値13校を目指す。	教育委員会	総務課	
学校施設の防災機能強化	70	累計	6校	12校	15校	18校	21校	24校	施設の劣化が著しい学校の非構造部材の耐震対策等について、年3校を自安に、令和10年度に目標値24校を目指す。	教育委員会	総務課	
基幹管路の耐震管率	74	累計	51.03%	51.66%	51.97%	52.32%	52.65%	53.00%	効果的・効率的な基幹管路の耐震化に取り組む。	上下水道局	水道整備課	

別紙2 その他資料編

目 次

1 本市の特性に関する資料	
(1) 徳島市の気象	2-1
(2) 徳島市の人ロ	2-2
2 SDGsについて	2-4
3 各種被害想定について	
(1) 南海トラフ巨大地震	2-5
(2) 中央構造線・活断層地震	2-13
(3) 大規模風水害（洪水）	2-18
(4) 大規模風水害（高潮）	2-22
(5) 大規模土砂災害	2-24
(6) 大雪	2-25
4 「国土強靭化」とは（強靭な社会のイメージ）	2-26

1 本市の特性に関する資料

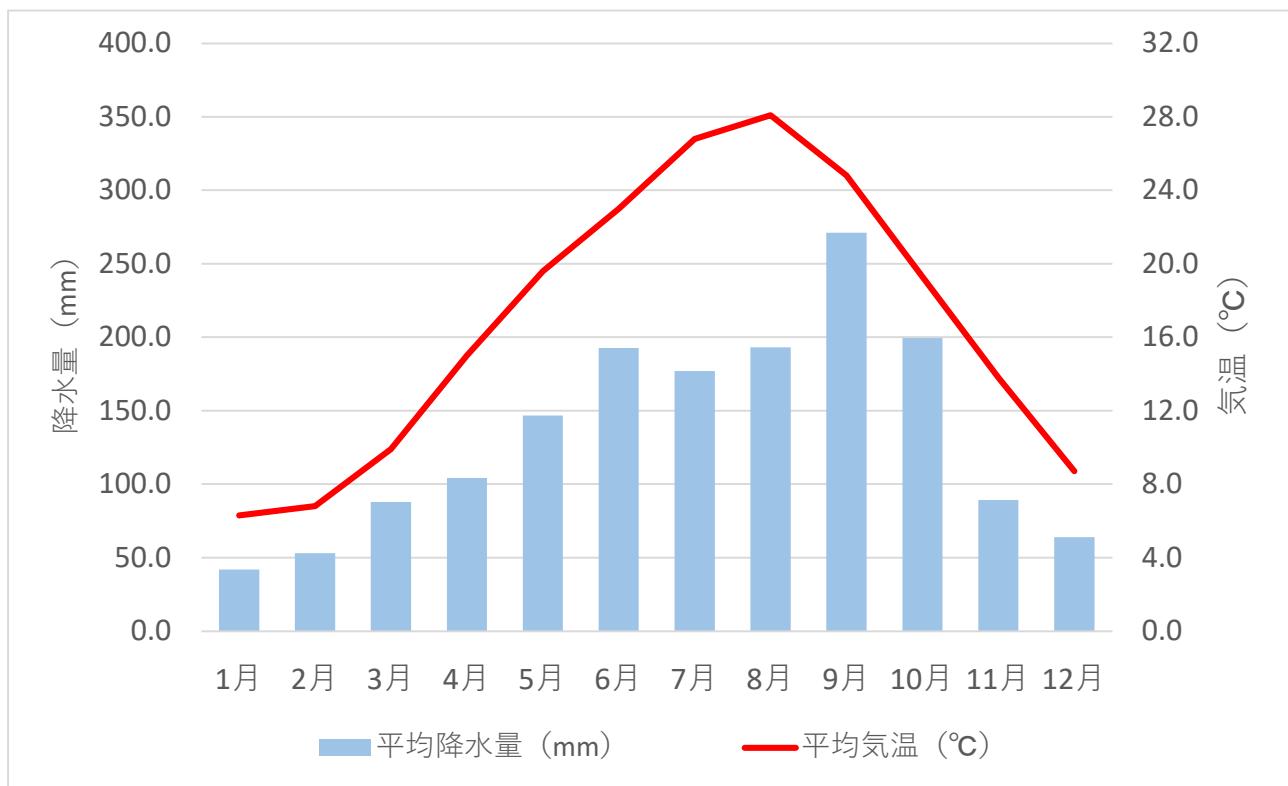
(1) 徳島市の気象

表 1 徳島市の気象データ

(平成3年から令和2年まで30年間の月別平均気温及び月別平均降水量)

月	平均 降水量 (mm)	平均気温 (°C)			風向・風速 (m/s)		日照時間 (h)	雪 (cm)		
		平均	日最高	日最低	平均 風速	最多 風向		降雪の深さ	最深 積雪	
								合計		
1月	41.9	6.3	10.0	2.9	3.4	西北西	160.3	1	1	1
2月	53.0	6.8	10.8	3.1	3.4	西北西	152.5	1	1	1
3月	87.8	9.9	14.3	5.8	3.3	西北西	179.8	0	0	0
4月	104.3	15.0	19.6	10.6	3.3	西北西	197.9	--	--	--
5月	146.6	19.6	24.0	15.6	3.2	南南東	205.7	--	--	--
6月	192.6	23.0	26.8	19.8	2.8	南南東	151.9	--	--	--
7月	177.0	26.8	30.6	23.9	3.0	南南東	192.0	--	--	--
8月	193.0	28.1	32.3	24.9	3.1	南南東	230.6	--	--	--
9月	271.2	24.8	28.5	21.6	3.1	西北西	162.0	--	--	--
10月	199.5	19.3	23.1	15.9	2.9	西北西	163.6	--	--	--
11月	89.2	13.8	17.7	10.1	2.9	西北西	150.4	--	--	--
12月	63.9	8.7	12.5	5.2	3.2	西北西	160.1	0	0	0
年	1619.9	16.8	20.9	13.3	3.1	西北西	2106.8	2	1	1

(資料参照：徳島地方気象台資料)



(資料参照：徳島地方気象台資料)

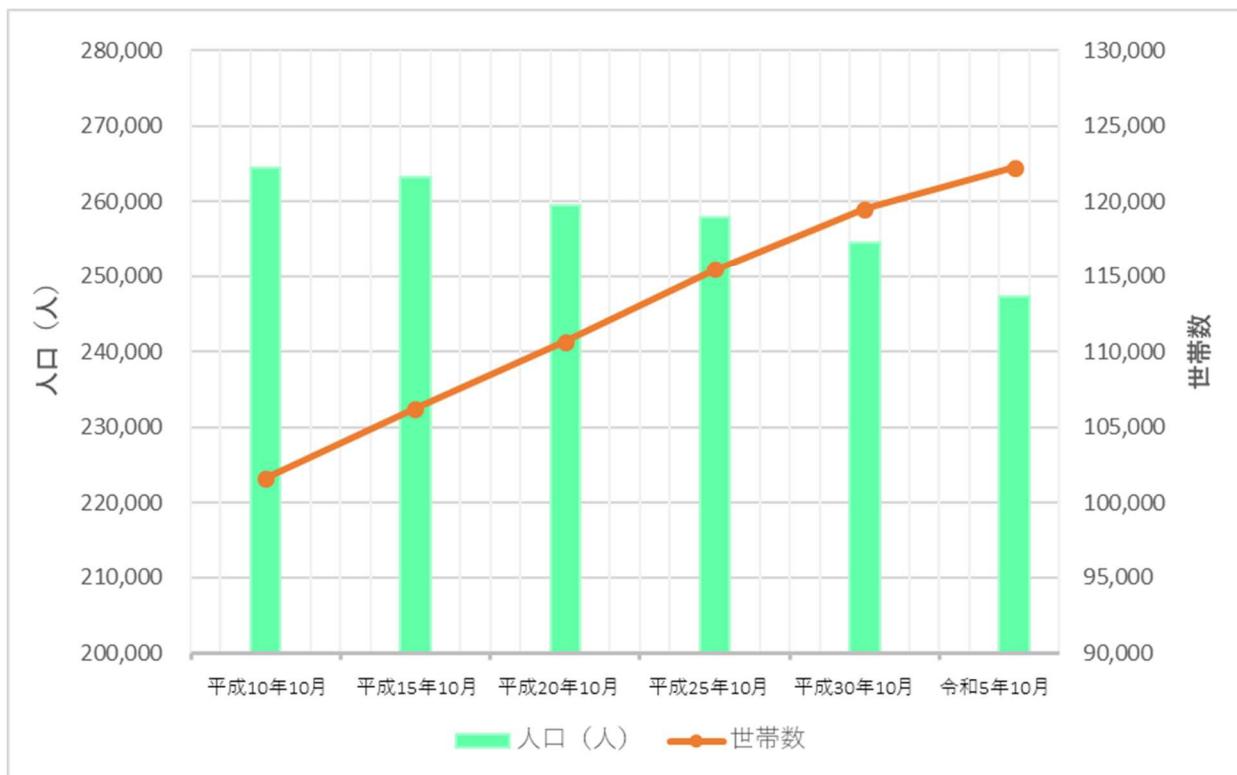
図 1 徳島市の気象データ
(平成3年から令和2年まで30年間の月別平均気温及び月別平均降水量)

(2) 徳島市の人口

表2 人口・世帯の推移

年次	世帯数		人口(人)			
	世帯	増減数	総数	男	女	増減数
平成10年10月	101,631	-	264,471	126,464	138,007	-
平成15年10月	106,222	4,591	263,202	125,568	137,634	△ 1,269
平成20年10月	110,657	4,435	259,488	123,387	136,101	△ 3,714
平成25年10月	115,451	4,794	257,831	122,279	135,552	△ 1,657
平成30年10月	119,493	4,042	254,515	120,810	133,705	△ 3,316
令和5年10月	122,257	2,764	247,285	117,711	129,574	△ 7,230

(資料参照：徳島市住民基本台帳)



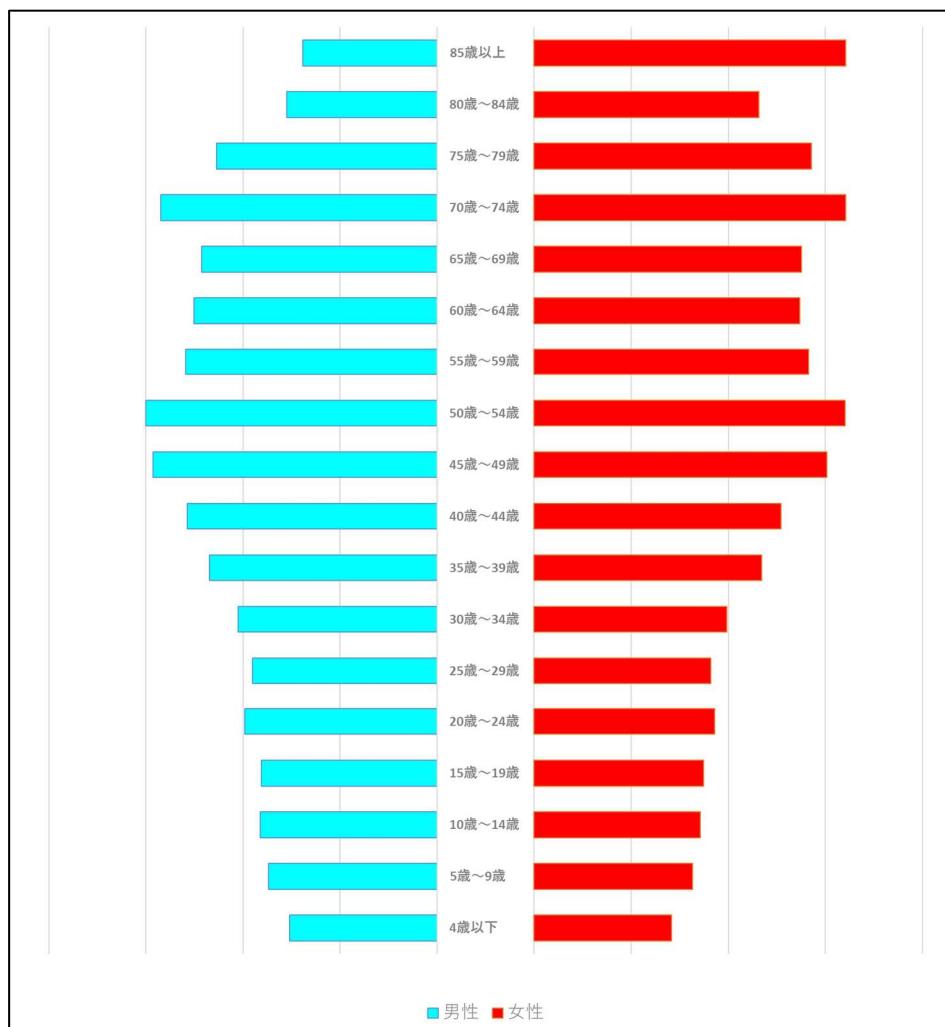
(資料参照：徳島市住民基本台帳)

図2 人口・世帯の推移

表3 人口ピラミッド（令和5年10月時点）

年齢	男性	女性
4歳以下	4,553	4,252
5歳～9歳	5,202	4,893
10歳～14歳	5,460	5,141
15歳～19歳	5,438	5,229
20歳～24歳	5,947	5,575
25歳～29歳	5,704	5,467
30歳～34歳	6,148	5,958
35歳～39歳	7,030	7,039
40歳～44歳	7,727	7,636
45歳～49歳	8,787	9,052
50歳～54歳	8,997	9,611
55歳～59歳	7,770	8,478
60歳～64歳	7,512	8,208
65歳～69歳	7,274	8,261
70歳～74歳	8,545	9,633
75歳～79歳	6,817	8,570
80歳～84歳	4,653	6,950
85歳以上	4,147	9,621
合計	117,711	129,574

(資料参照：徳島市住民基本台帳)



(資料参照：徳島市住民基本台帳)

図3 人口ピラミッド（令和5年10月時点）

2 SDGsについて

◆SDGsの17の目標

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ②飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ⑨強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ⑩各国内及び各国間の不平等を是正する
- ⑪包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



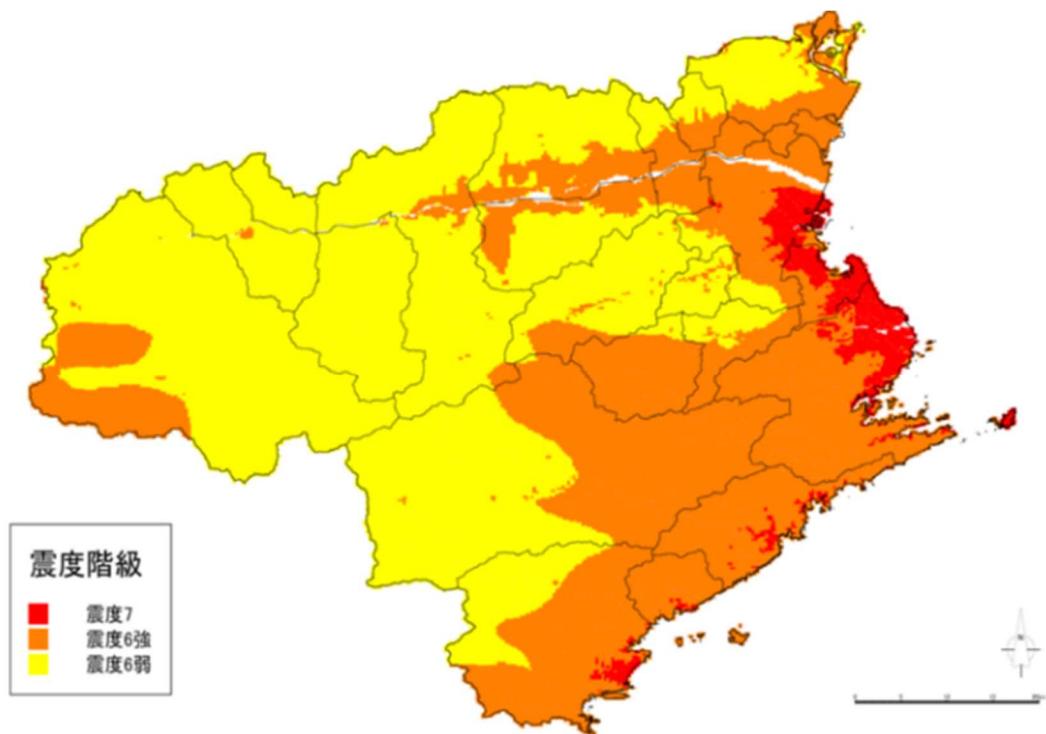
※SDGsとは

2015年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leaving no one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取組むこととしています。

3 各種被害想定について

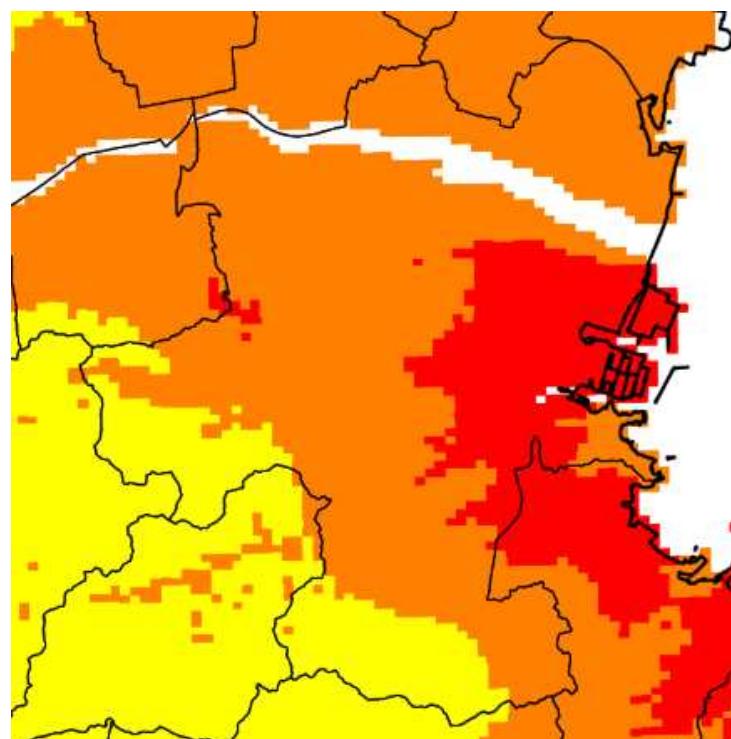
(1) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震について、徳島県の被害想定（第一次・第二次）等の資料を示す。



図の出典：徳島県 安心とくしま「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について」
(平成 25 年 7 月)

図 4 南海トラフ巨大地震 被害想定 震度分布図



(徳島市域拡大図)

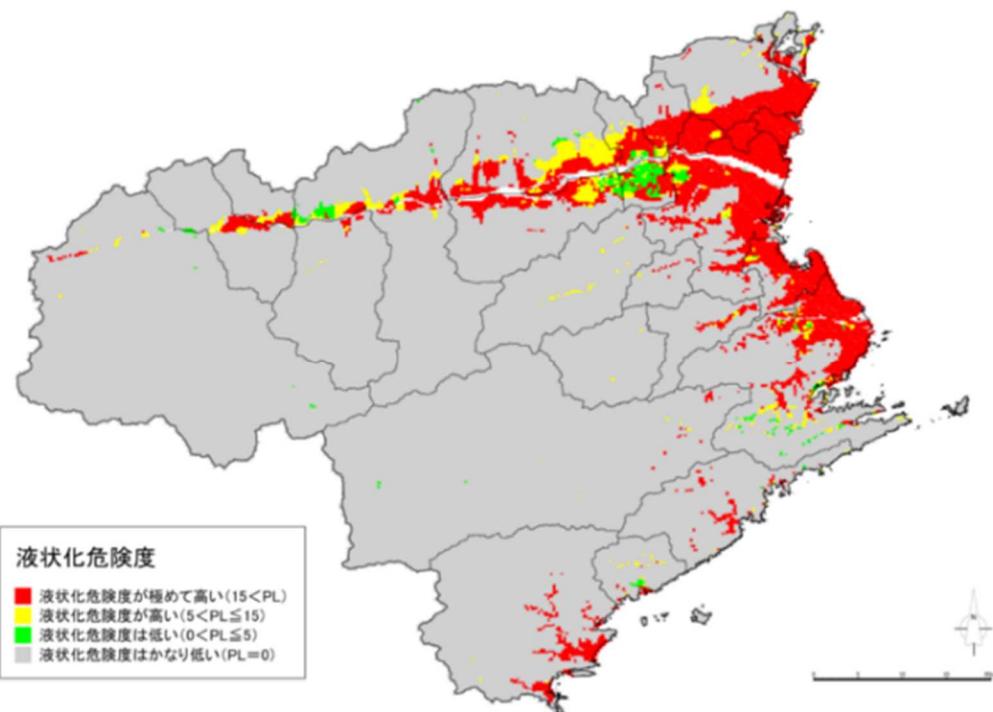
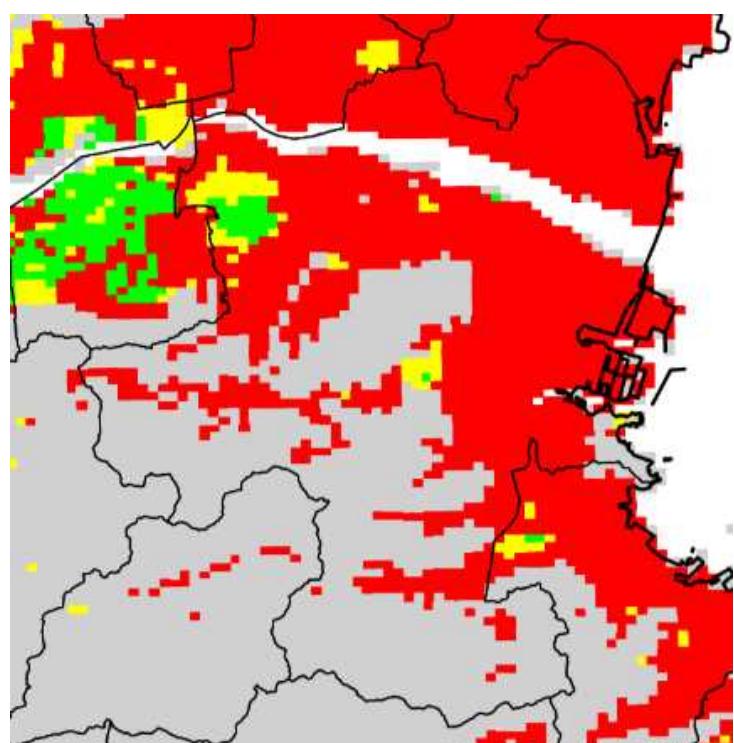
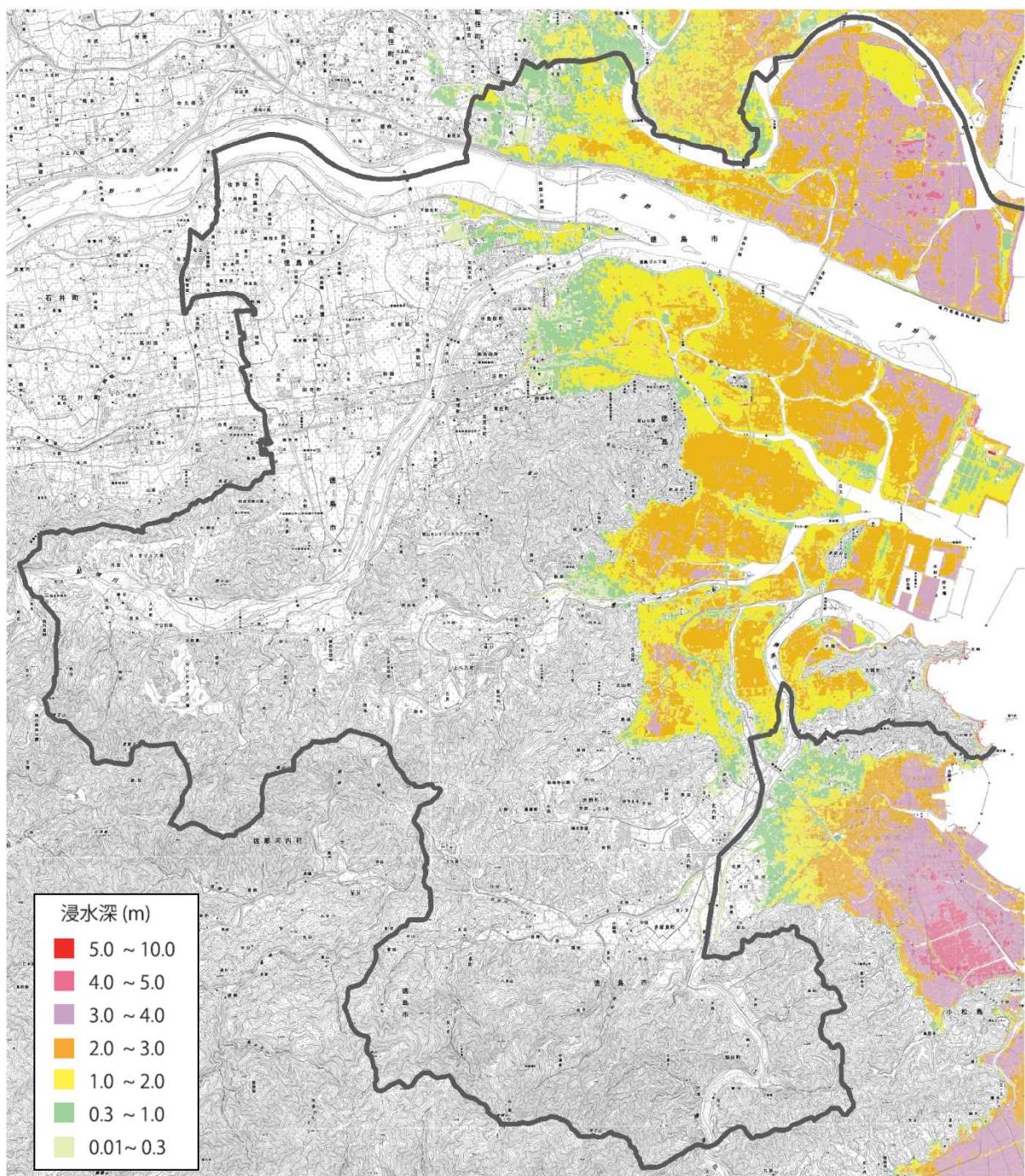


図 5 南海トラフ巨大地震 被害想定 液状化危険度分布図



(徳島市域拡大図)



※この地図は、国土地理院発行の数値地図 25000 を使用したものである。

図 6 南海トラフ巨大地震津波浸水予測図（レベル 2 地震・津波）

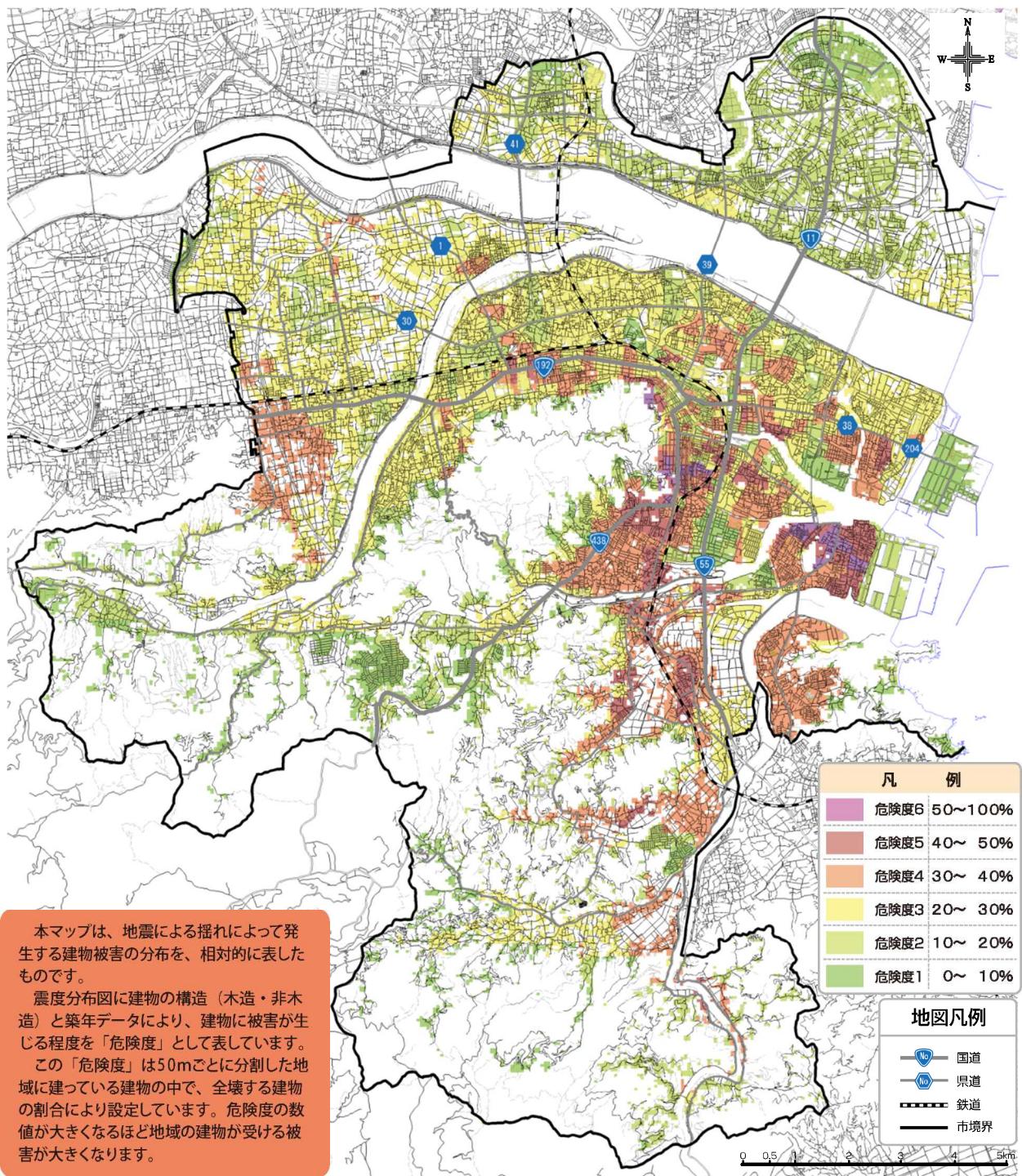


図 7 摆れに対する建物倒壊危険度マップ

表4 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（徳島市の人的・物的・ライフライン等の被害）
平成25年7月及び11月に徳島県より公表

建物全壊・焼失棟数（棟）

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
22,300	190	70	16,200	4,700	7,500	9,600	43,500	46,200	48,300

建物半壊棟数（棟）

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
12,500	3,100	110	9,700	-	25,500

死者数一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津波（うち自力脱出困難者）			火災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1,400 (130)	910 (80)	1,000 (90)	※	※	※	8,600 (4,400)	7,500 (3,700)	7,100 (3,700)	410	490	780
プロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	※	※	10,400	8,900	9,000						

負傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津 波			火 災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
5,500 (2,200)	4,500 (1,600)	4,300 (1,600)	※	※	※	※	※	※	640	850	1,100
プロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	180	380	6,200	5,500	5,800						

重傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			津 波			火 災		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1900 (470)	1400 (340)	1400 (340)	※	※	※	※	※	※	180	240	300
プロック塀・自動販売機転倒等			合計								
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時						
0	60	120	2,100	1,700	1,900						

ライフライン被害（上水道）

給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 (人)
		断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	
253,400	204,700	91	229,600	68	173,100	51	128,500	23	58,900	48,600

ライフライン被害（下水道）

処理人口 (人)	復旧対象 処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 (人)
		支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	
78,000	63,100	100	78,000	100	78,000	29	22,900	0	0	15,000

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

ライフライン被害（電力）

代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後		津波全壊 相当 電灯軒数
			停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数	
6.5	145,000	117,200	100	145,000	84	121,500	27,800

ライフライン被害（固定電話）

回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後		津波 全壊相当 回線数
		不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数	
61,800	49,900	100	61,800	87	53,700	11,900

ライフライン被害（都市ガス：冬18時）<県合計>

復旧対象 重要家数	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	供給停止 率 (%)	供給停止 戸数						
5,400	100	5,400	100	5,400	63	3,400	0	0

交通施設被害（道路施設）

津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
3,250	690	11,760	940	15,020	1,600

交通施設被害（鉄道施設）

津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
57	110	172	430	229	550

交通施設被害（港湾）

岸壁			その他係留施設			防波堤 延長 (km)	防波堤 被災延長 (km)
総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数		
76	3	60	207	1	160	13,280	6,000

避難者数：冬18時（人）

人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計
264,548	93,300	48,600	141,900	99,300	53,600	152,800	44,100	102,900	146,900

・警報解除後当日における避難所生活者数の割合は、93,300／264,548×100 ≈ 35.3%で、

避難所外生活者の割合は、48,600／264,548 ≈ 18.3%と設定される。

・帰宅困難者は15,500名～22,300名とされる。

要配慮者：冬18時（人）

避難所 生活者数 (1週間後)	避難所生活者（1週間後）のうちの要配慮者数（人）							
	65歳以上の 高齢単身者	5歳未満の 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
99,300	4,100	3,800	4,000	790	3,600	700	800	430

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

医療機能（人）

重傷者数 (※注1)	死者の一割 (※注2)	要転院 患者数	合計
1,900	900	920	3,700

・「重傷者一覧」参照（冬18時）、「死者数一覧」参照（冬18時）

災害廃棄物

重量換算（万t）		体積換算（万m ³ ）		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物
442	158～336	600～778	679	144～230 823～909

エレベーター閉じ込め

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる停電	停電	合計
1,600	※	140	300	440

文化財<県合計>

全施設数	要因別被害想定結果		
	津波浸水	揺れ	火災
17	2	9	0

住機能

徳島市	必要応急
全戸数	仮設住宅戸数
111,600	34,400

孤立集落

孤立の可能性がある 集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	計
2	1	0	1

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

表5 南海トラフ地震臨時情報

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 (ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

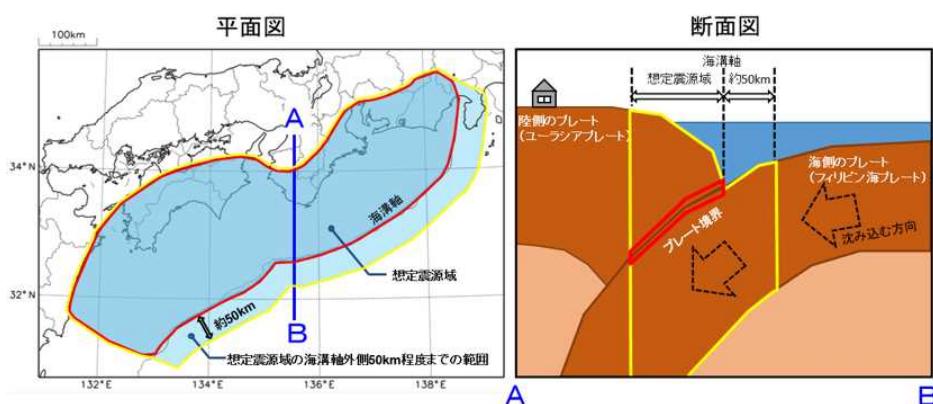
キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{※1} の地震^{※2}が発生 ・1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすれば発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固定状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合 (巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすれば発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。

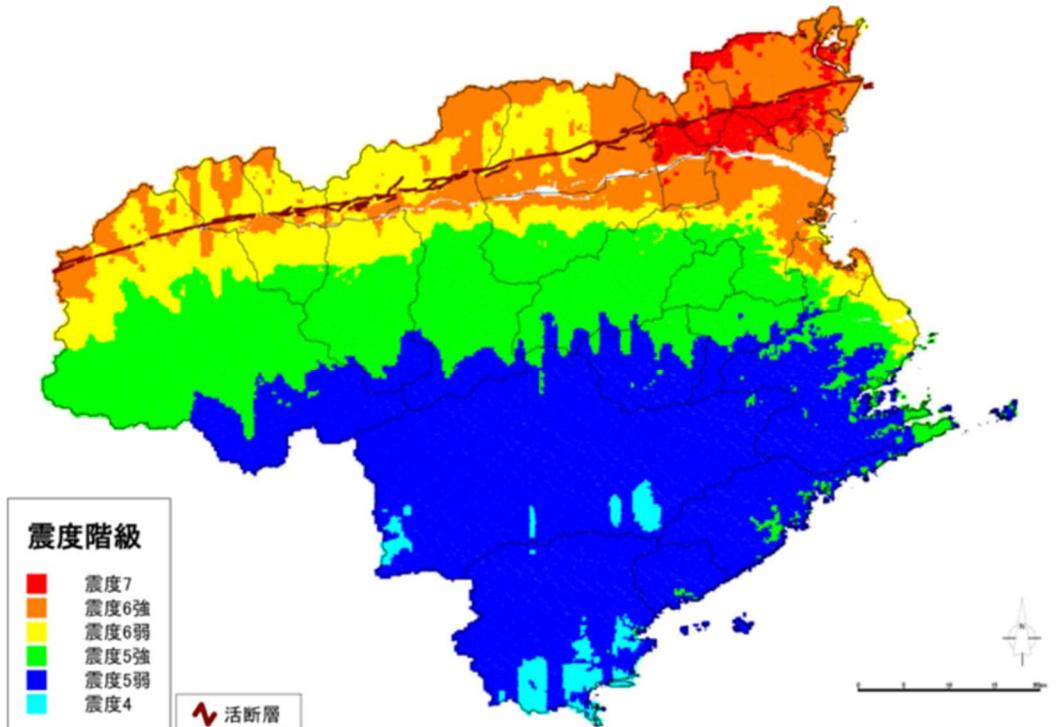
※4：断層のずれの規模（ずれた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。



(資料参照：気象庁 南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件)

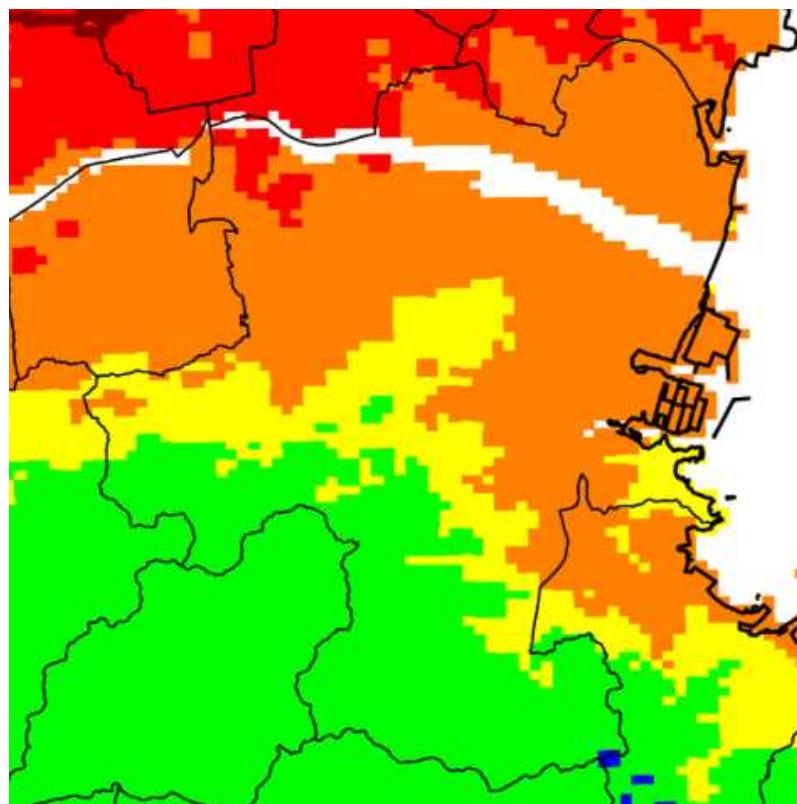
(2) 中央構造線・活断層地震

中央構造線・活断層地震について、徳島県の被害想定資料を示す。

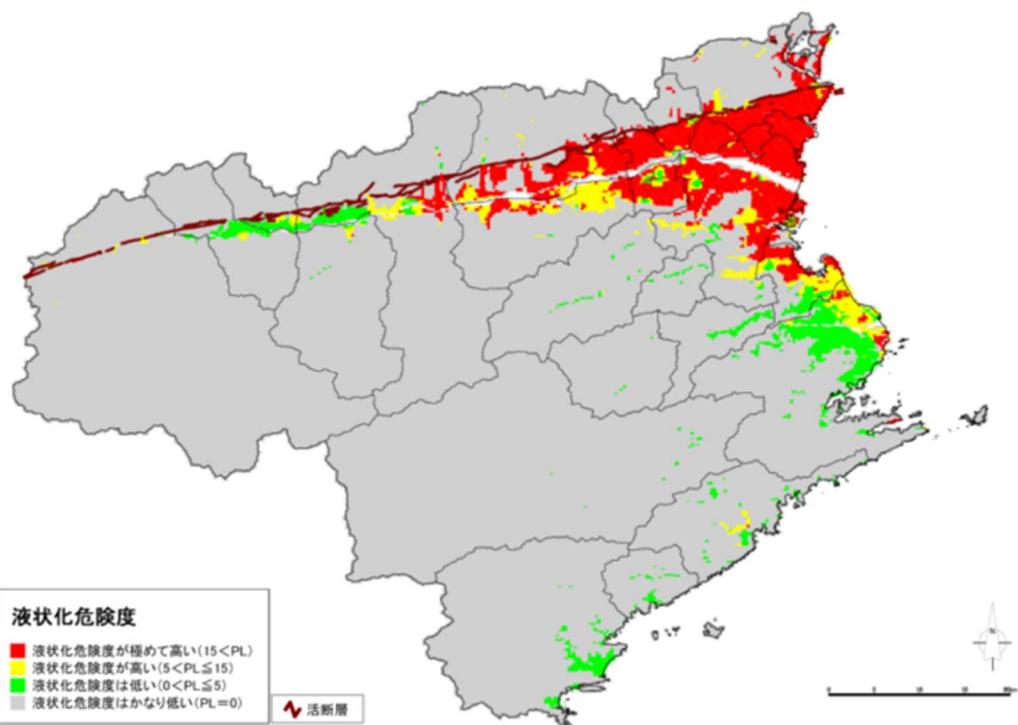


図の出典：徳島県 安心とくしま「中央構造線・活断層地震による震度分布及び液状化危険度分布の公表について」
(平成 29 年 7 月)

図 8 中央構造線・活断層地震 被害想定 震度分布図

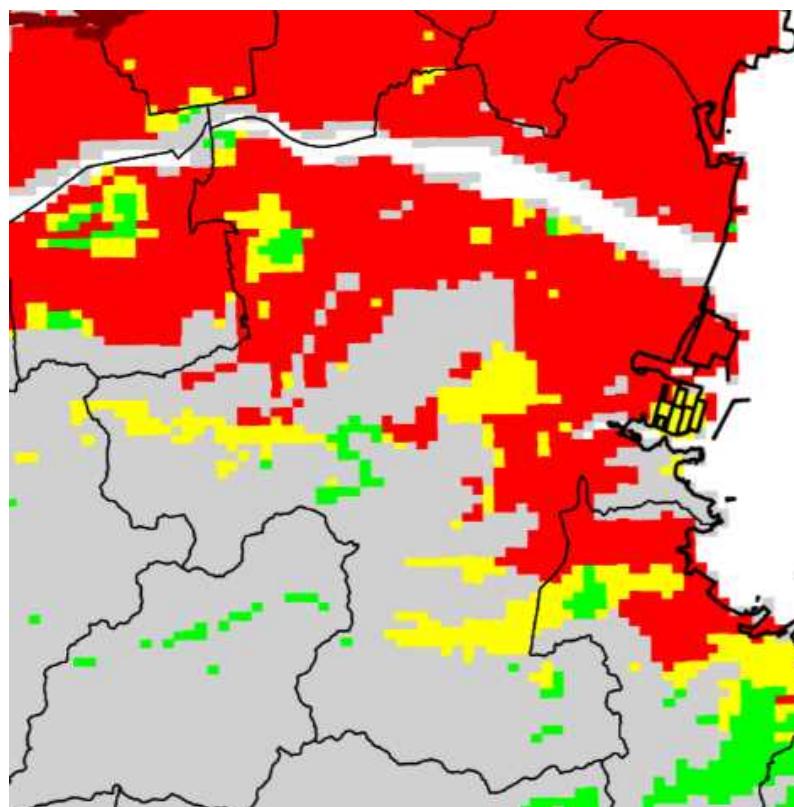


(徳島市域拡大図)



図の出典：徳島県 安心とくしま「中央構造線・活断層地震による震度分布及び液状化危険度分布の公表について」
(平成 29 年 7 月)

図 9 中央構造線・活断層地震 被害想定 液状化危険度分布図



(徳島市域拡大図)

表 6 中央構造線・活断層地震被害想定（徳島市の人的・物的・ライフライン等の被害）
平成 29 年 7 月に徳島県より公表

建物全壊・焼失棟数（棟）

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
84,397	13,500	200	50	4,900	4,900	11,900	18,600	18,600	25,600

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計
84,397	17,300	5,200	90	-	22,600

死者数一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒等		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
860 (70)	560 (50)	640 (50)	※	※	※	300	200	690	※	※	※
合計											
冬深夜	夏12時	冬18時									
1,160	770	1,340									

負傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒等		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
4,800 (1,300)	3,800 (950)	3,800 (920)	※	※	※	350	300	700	※	130	270
合計											
冬深夜	夏12時	冬18時									
5,200	4,200	4,700									

重傷者一覧（人）

揺れ（うち家具転倒）			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒等		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
1200 (270)	790 (200)	840 (200)	※	※	※	100	80	200	※	50	90
合計											
冬深夜	夏12時	冬18時									
1,300	920	1,100									

ライフライン被害（上水道：冬18時）

給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)
253,400	217,600	79	172,700	49	105,700	30	65,300	4	9,100

ライフライン被害（下水道：冬18時）

処理人口 (人)	復旧対象 処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)
78,000	67,000	71	47,600	71	47,600	8	5,700	0	0

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

ライフライン被害（電力：冬18時）

電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直 後		1日後	
		停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
145,000	124,600	100	124,600	76	94,700

ライフライン被害（通信：冬18時）

回線数	復旧対象 回線数	直 後		1日後	
		不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数
61,800	53,100	100	53,100	76	40,400

ライフライン被害（都市ガス：冬18時）<県合計>

重要家数	復旧対象 重要家数	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		供給停止 率 (%)	供給停止 戸数						
43,000	36,900	100	36,900	100	36,900	85	31,400	0	0

交通施設被害（道路施設）<県合計>

道路種別		延長 (km)	被害箇所数	被害率 (箇所／km)
全路線		15,000	1,100	0
うち高速道路・直轄国道		390	70	0
うち補助国道・県道・市町村道		14,600	1,000	0
緊急輸送道路		1,100	100	0

交通施設被害（鉄道施設）<県合計>

鉄道区分	路線	延長 (km)	被害箇所数	被害率 (箇所／km)
四国旅客鉄道 (JR四国)	高徳線	25	70	2.8
	鳴門線	8	20	2.8
	牟岐線	79	80	1.0
	徳島線	67	170	2.6
	土讃線	41	70	1.7
	計	222	410	1.9
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	7	※	※
全体		229	420	1.8

交通施設被害（港湾）<県合計>

鉄道区分	岸壁			その他係留施設			防波堤 延長 (km)	防波堤 被災延長 (km)
	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数		
重要港湾	56	4	10	99	0	20	5,510	1,700
地方港湾	22	0	※	108	1	30	7,760	4,300
全体	78	4	10	207	1	50	13,280	6,000

避難者数：冬18時（人）

人口	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計	避難所 生活者数	避難所外 生活者数	合計
264,548	52,900	35,200	88,100	50,700	50,700	101,300	28,400	66,400	94,800

・警報解除後当日における避難所生活者数の割合は、52,900／264,548×100 ≈ 20.0%で、

避難所外生活者の割合は、35,200／264,548 ≈ 13.3%と設定される。

・帰宅困難者は15,500名～22,300名とされる。

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

要配慮者：冬18時（人）

避難所 生活者数 (1週間後)	避難所生活者（1週間後）のうちの要配慮者数（人）							
	65歳以上の 高齢単身者	5歳未満の 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
50,700	2,090	1,960	2,030	400	1,760	360	450	220

入院需要：冬18時（人）

重傷者数	死者の 一割	要転院 患者数	合計
1,000	130	770	1,900

災害廃棄物：冬18時

重量換算（万ton）		
冬深夜	夏12時	冬18時
370	370	490

エレベーター閉じ込め

エレベーター数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる停電	停電	合計
1,600	※	130	310	440

文化財<県合計>

全施設数	要因別被害想定結果	
	揺れ	火災
17	11	4

住機能

徳島市	必要応急	
全戸数	仮設住宅戸数	
111,600	16,600	

孤立集落

孤立の可能性がある 集落数	孤立集落数		
	農村	漁村	計
2	0	0	0

注意：各表中の※は若干数を表す。

各数値は一の位又は十の位、百の位等で処理されており、合計や率が合わない場合もある。

(3) 大規模風水害（洪水）

国及び徳島県の想定する河川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）のうち、本市域が含まれる図を次に示す。

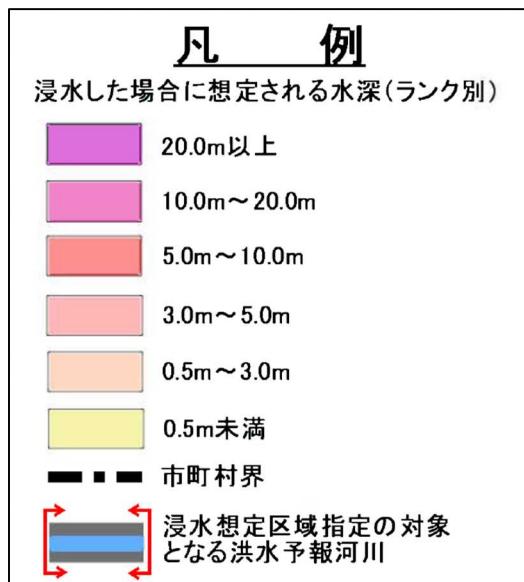
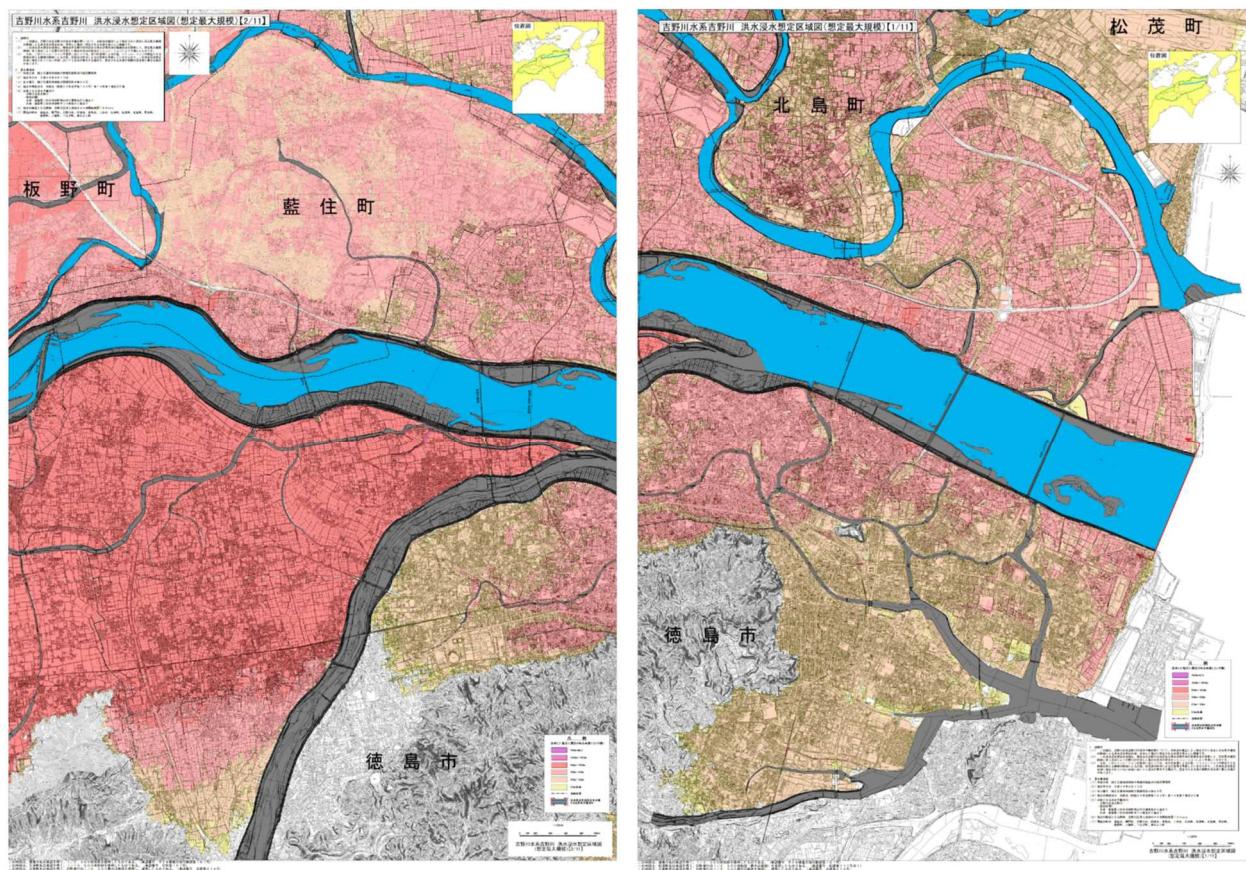
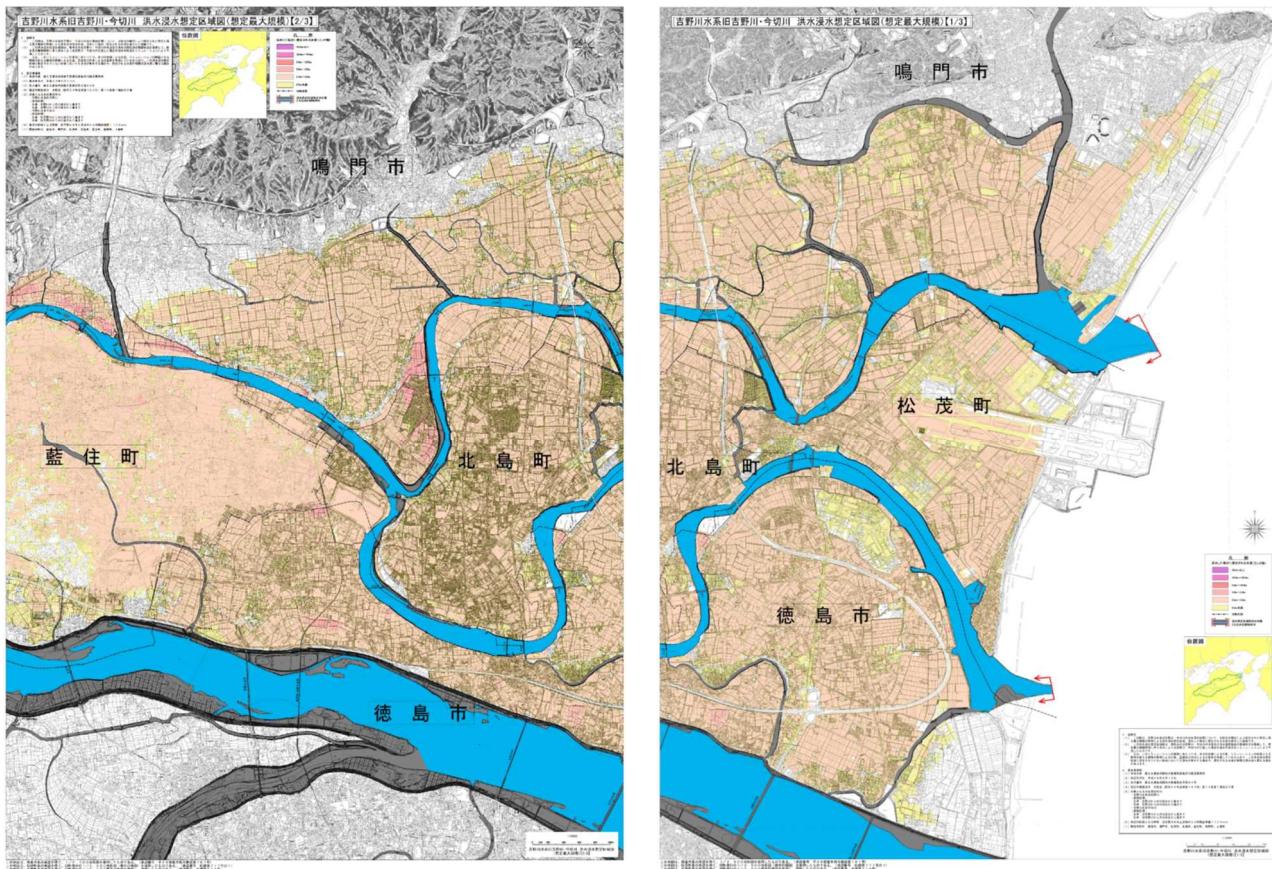


図 10 凡例



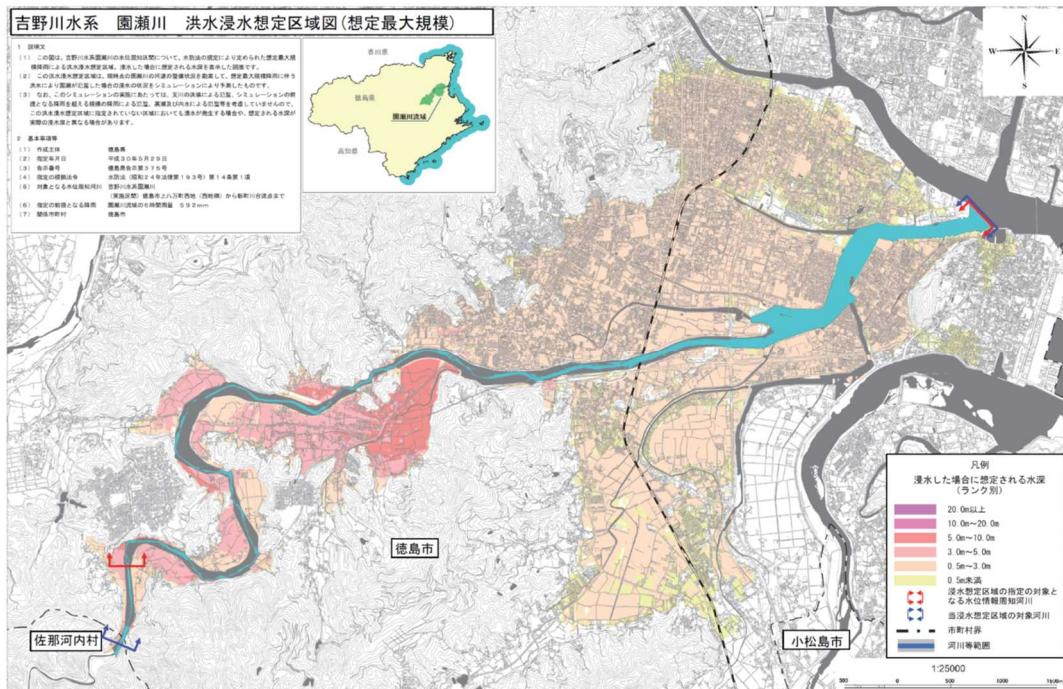
(図の出典：国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所ホームページ
(<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>)

図 11 吉野川水系 吉野川



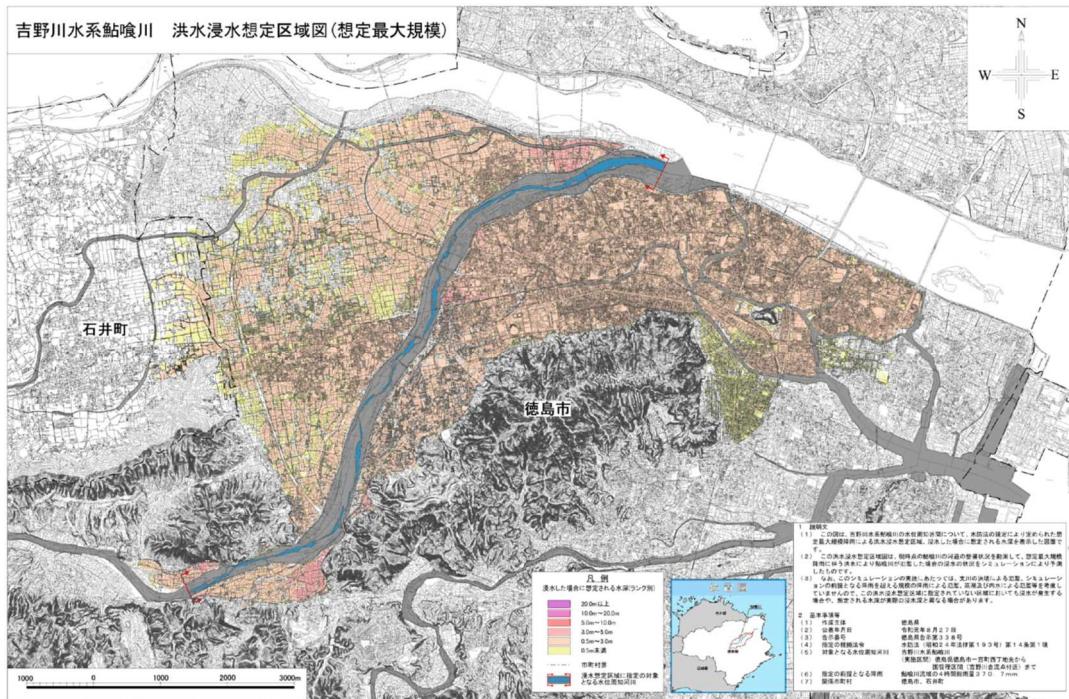
(図の出典：国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所ホームページ
(<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>)

図 12 吉野川水系 旧吉野川・今切川



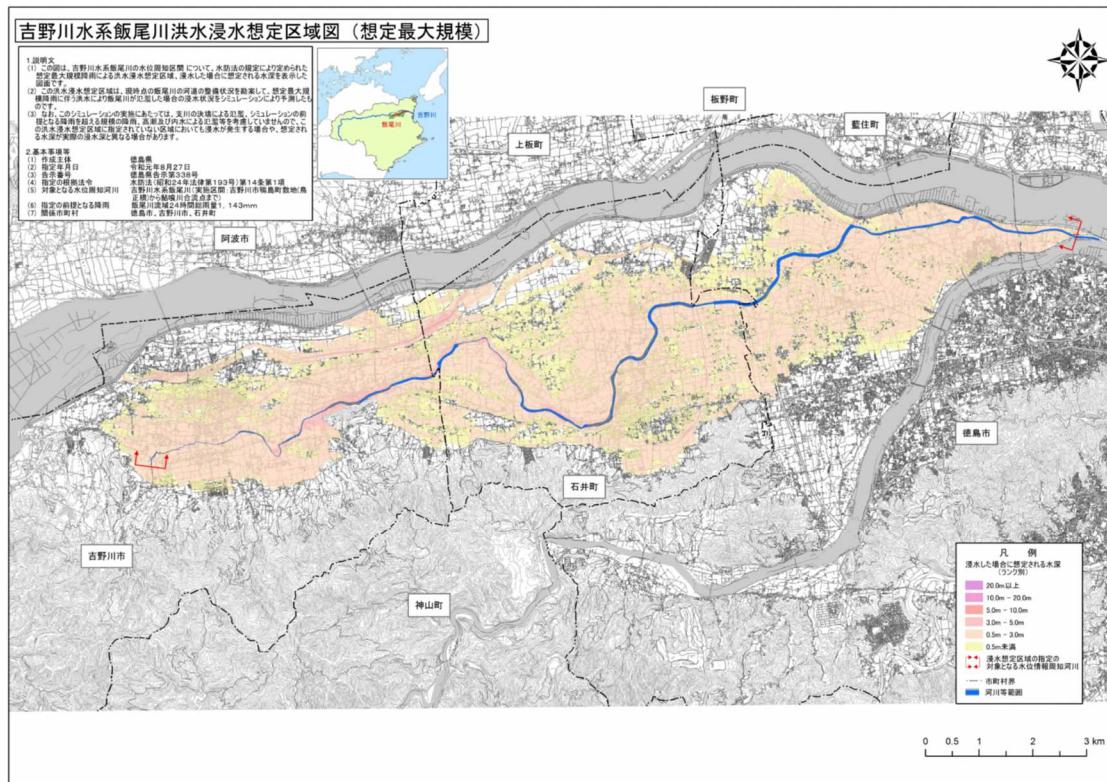
(図の出典：徳島県ホームページ「吉野川水系 園瀬川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」)

図 13 吉野川水系 園瀬川



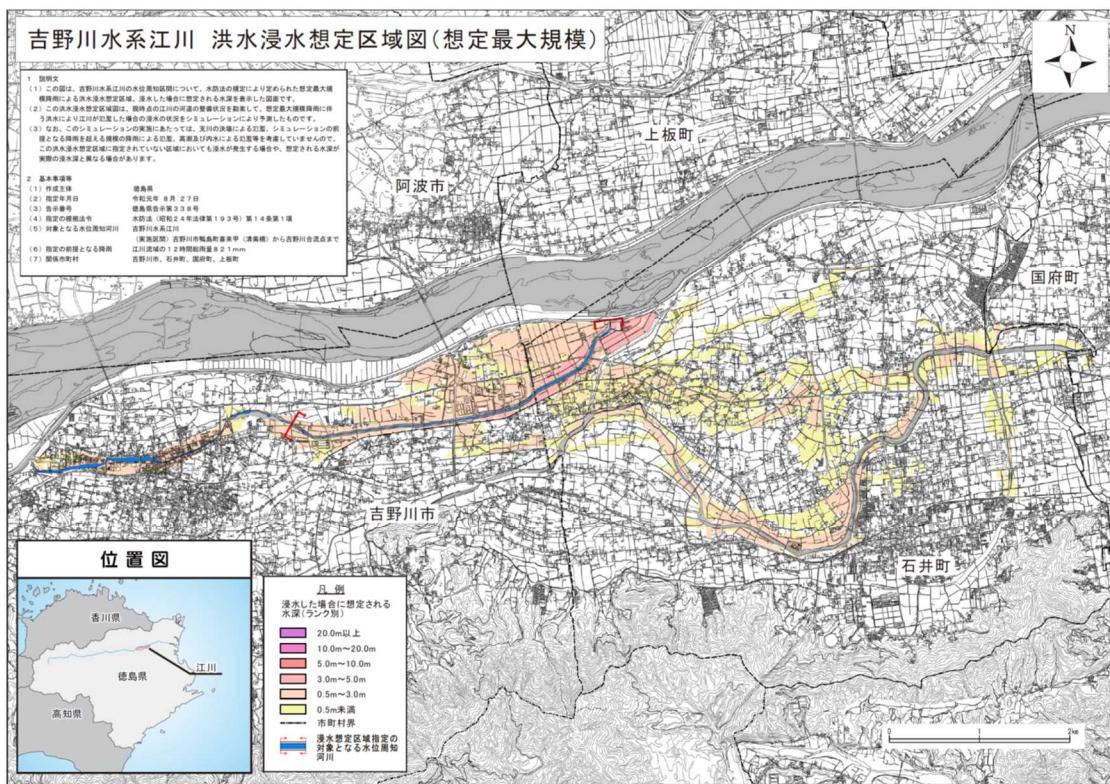
(図の出典：徳島県ホームページ「吉野川水系鮎喰川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」)

図 14 吉野川水系 鮎喰川



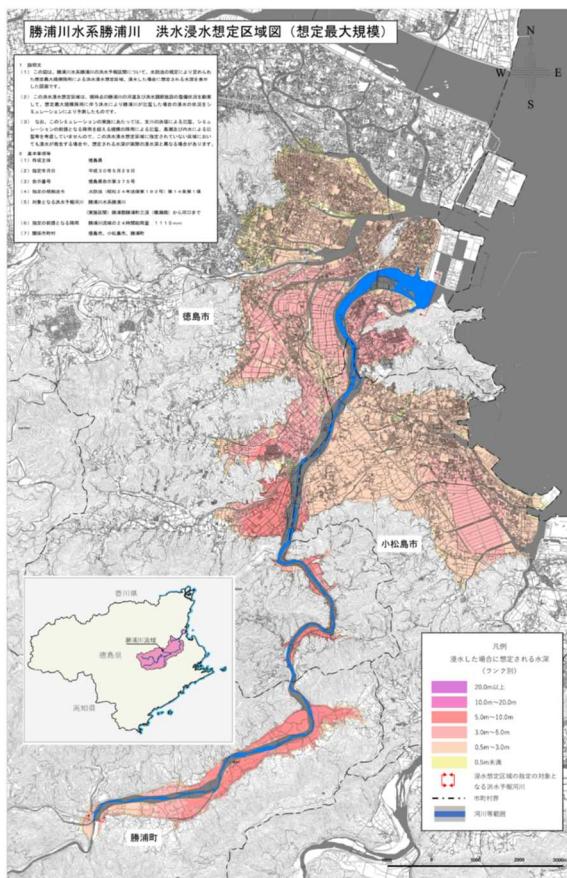
(図の出典：徳島県ホームページ「吉野川水系 飯尾川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」)

図 15 吉野川水系 飯尾川



(図の出典：徳島県ホームページ「吉野川水系 江川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」)

図 16 吉野川水系 江川



(図の出典：徳島県ホームページ「勝浦川水系 勝浦川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」)

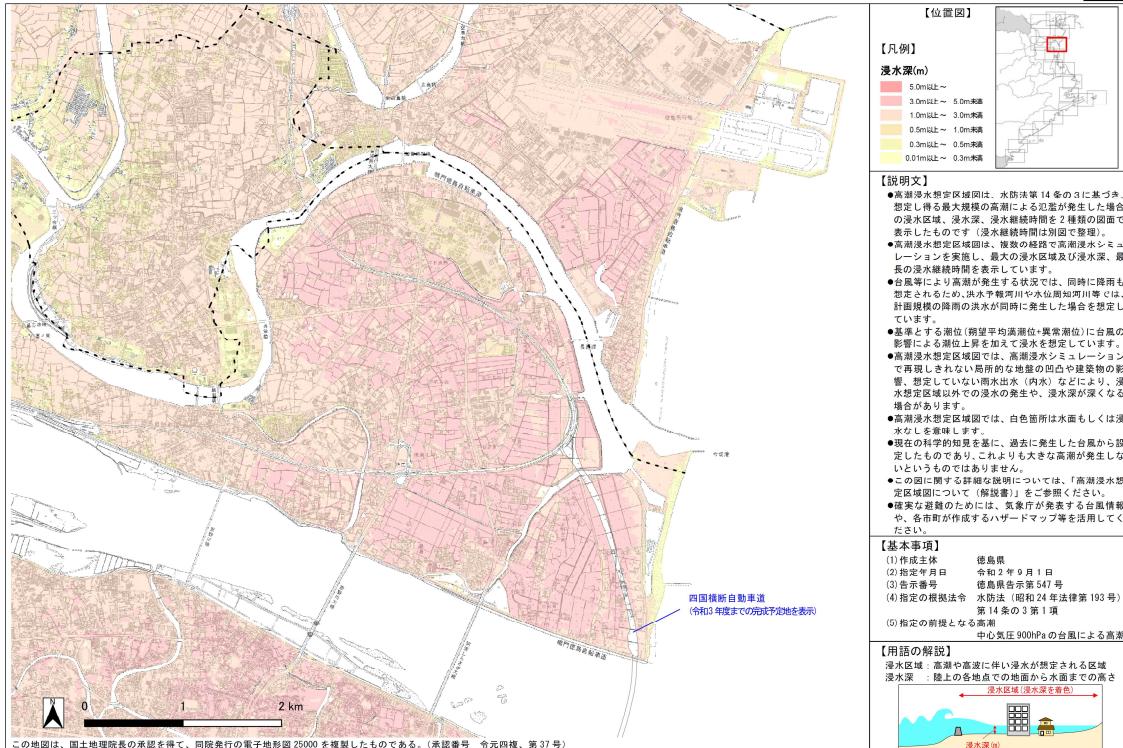
図 17 勝浦川水系 勝浦川

想定最大規模の浸水想定区域図以外に、各河川の各種浸水想定区域図（計画規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食））も徳島県ホームページで公開されている。

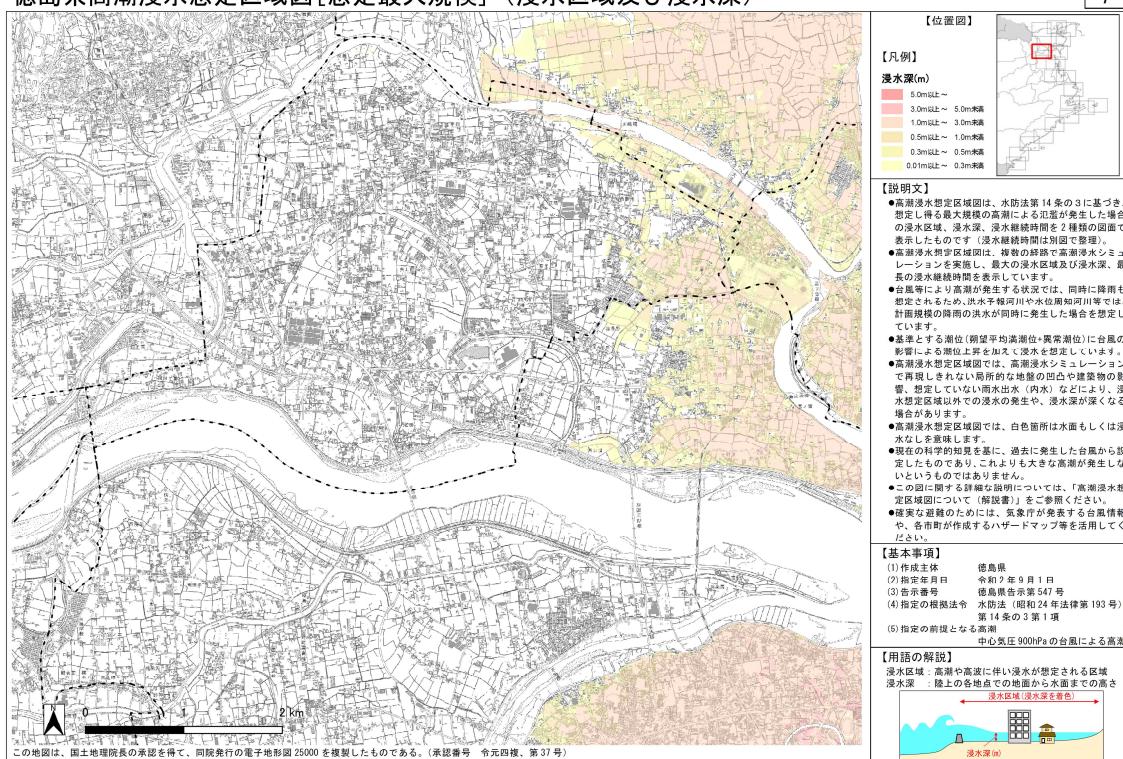
（4）大規模風水害（高潮）

徳島県の想定する高潮浸水想定区域図【想定最大規模】（浸水区域及び浸水深）のうち、本市域が含まれる図を次に示す。

徳島県高潮浸水想定区域図【想定最大規模】（浸水区域及び浸水深）

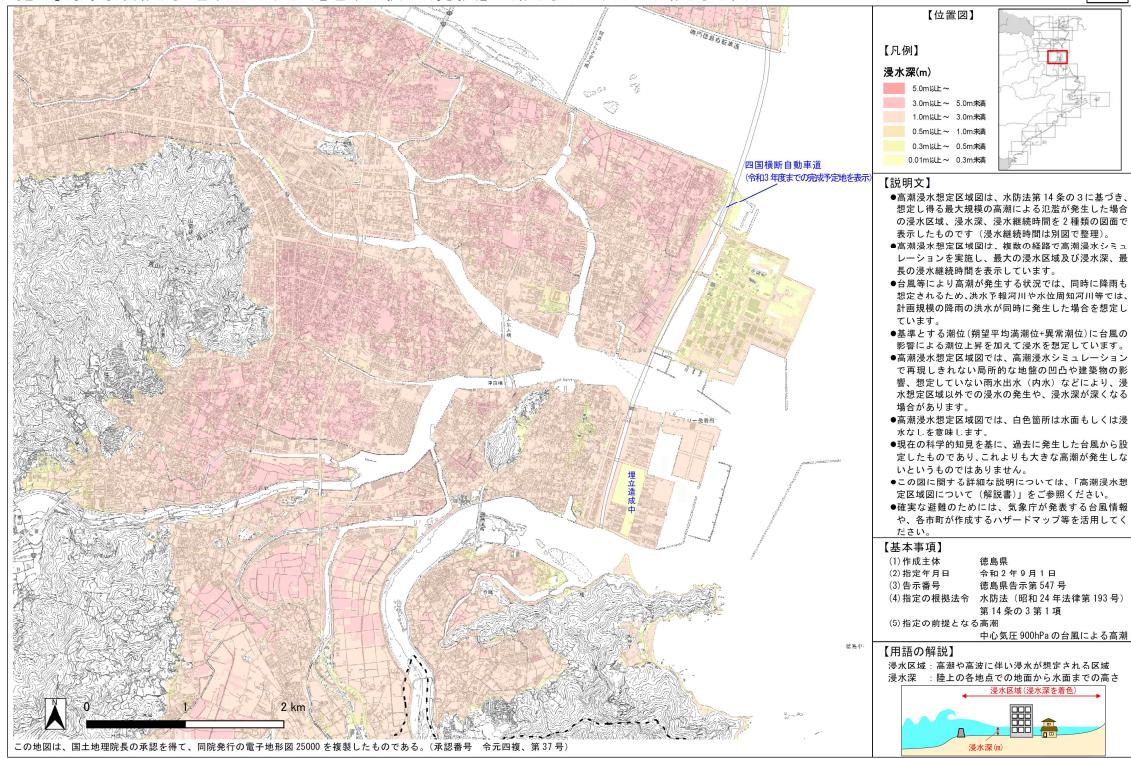


徳島県高潮浸水想定区域図【想定最大規模】（浸水区域及び浸水深）



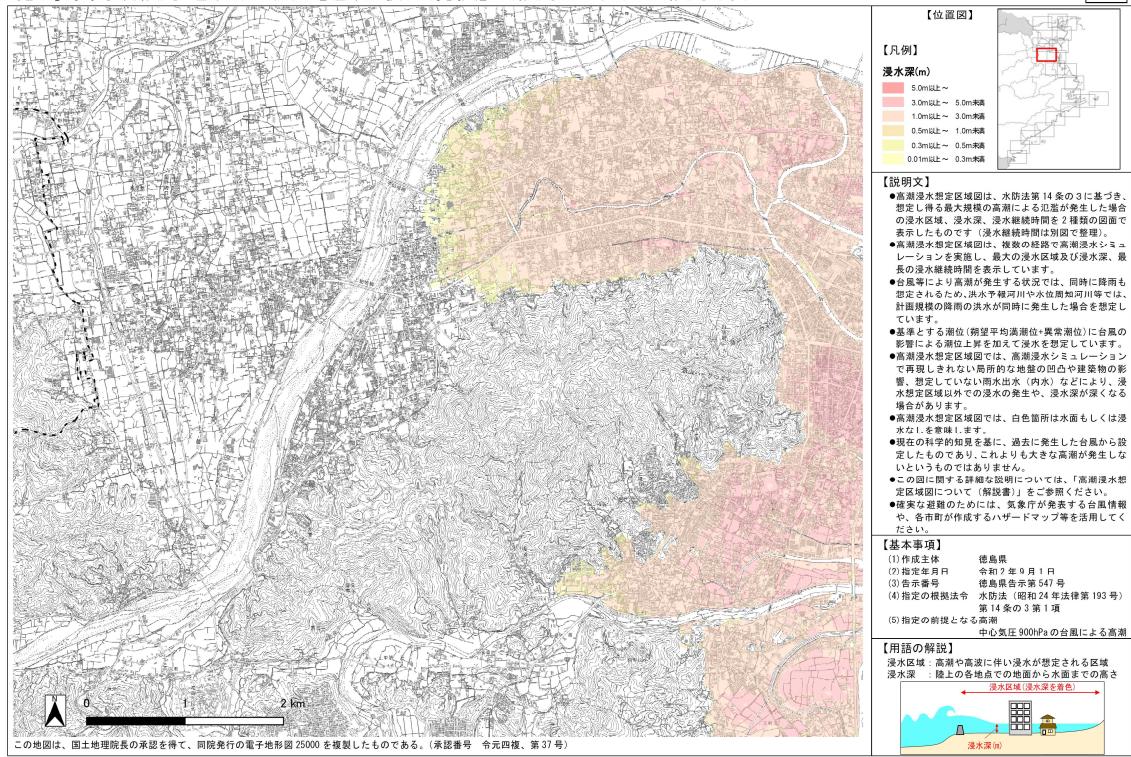
徳島県高潮浸水想定区域図[想定最大規模]（浸水区域及び浸水深）

8



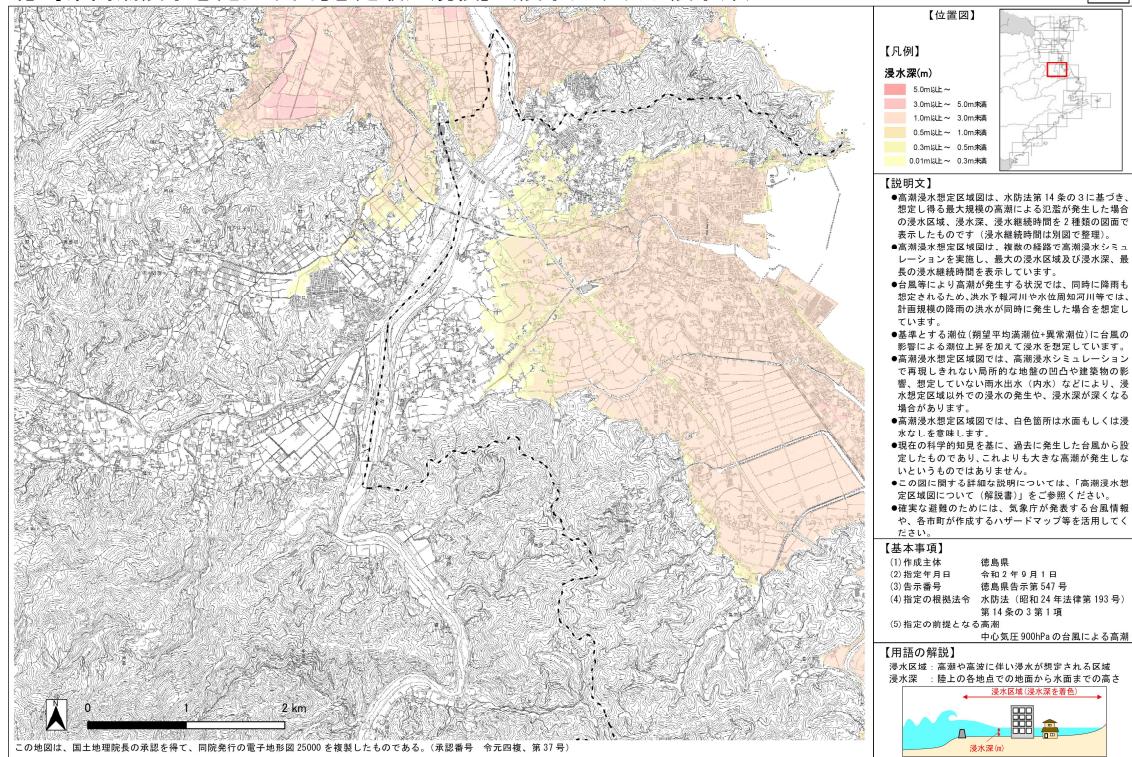
徳島県高潮浸水想定区域図[想定最大規模]（浸水区域及び浸水深）

9



徳島県高潮浸水想定区域図[想定最大規模]（浸水区域及び浸水深）

10



（図の出典：徳島県ホームページ「徳島県高潮浸水想定区域図 [想定最大規模]（浸水区域及び浸水深）」）

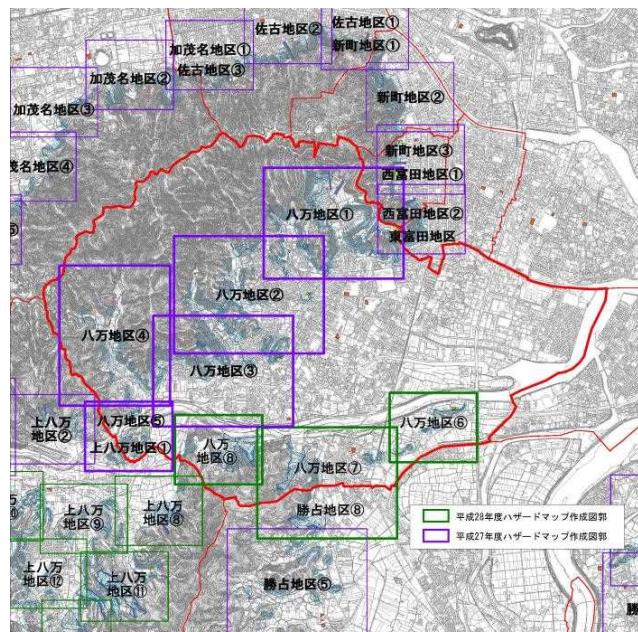
図 18 徳島県高潮浸水想定区域図 [想定最大規模]（浸水区域及び浸水深）

上記の浸水区域及び浸水深を示した想定区域図以外にも、浸水継続時間の想定区域図が徳島県ホームページで公開されている。

（5）大規模土砂災害

徳島市では、台風や集中豪雨により、がけ崩れ（急傾斜の崩壊）や土石流などが発生する恐れがある場合に、住民が適切な避難行動がとれるよう土砂災害ハザードマップを作成している。

マップの区割りは右図で示すように、各地区でも細かく分けて作成され、避難場所や避難経路が把握しやすい内容となっており、対象区域周辺に居住する住民や、本市ホームページでも公開されている。



（図の引用：徳島市ホームページより）
図 19 徳島市土砂災害ハザードマップの区割図

(6) 大雪

大雪時の特別警報、警報、注意報の種類・概要と、それぞれの本市での発令状況（平成30年～令和4年）を以下に示す。

表7 気象情報の種類

特別警報・警報・注意報の種類	概要
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されたときに発表される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

表8 徳島市の発令状況（平成30年～令和4年）

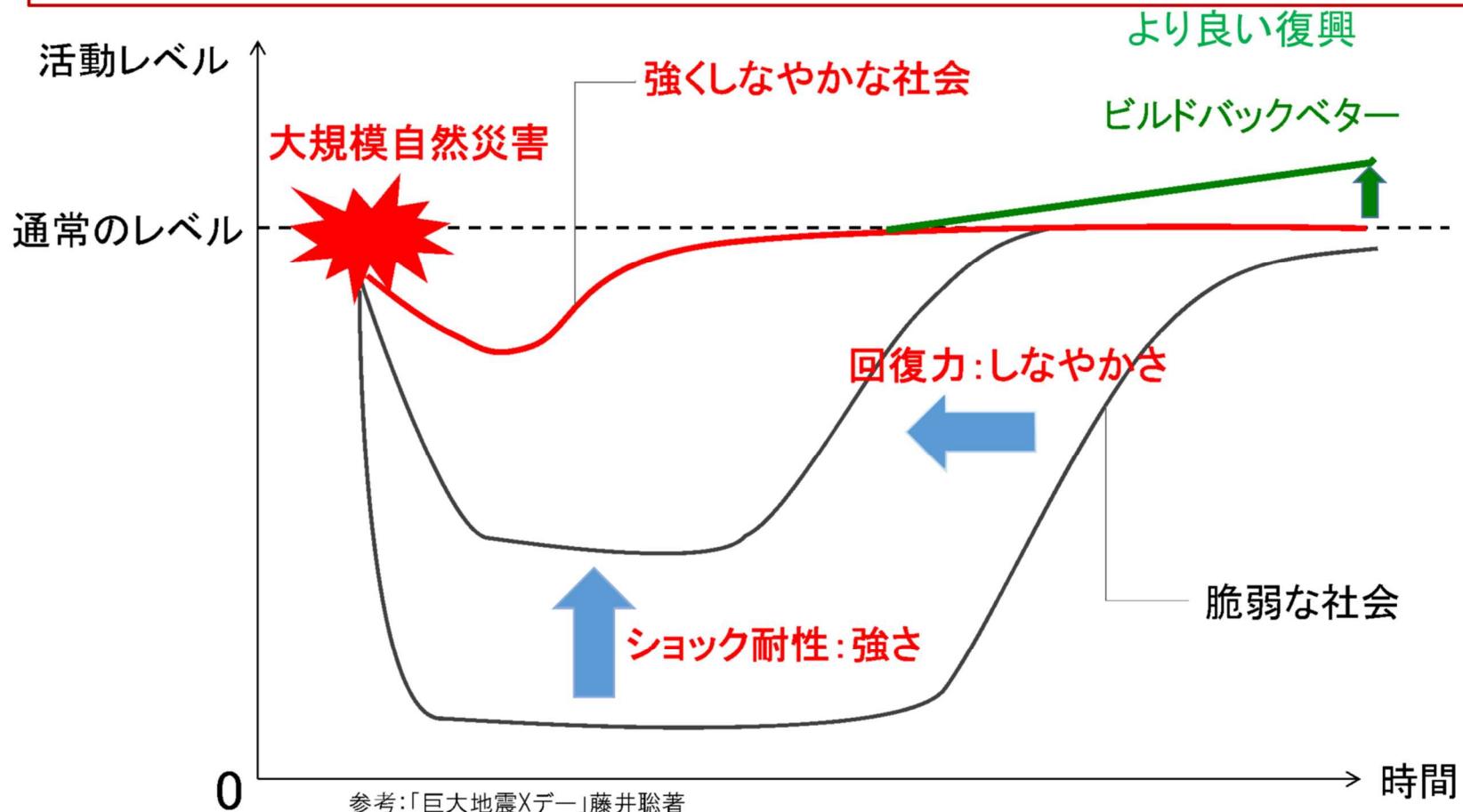
種別	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
		大雪	0	0	0	1
警報	暴風雪	0	0	0	0	0
	大雪	4	0	0	1	4
注意報	風雪	3	0	2	2	2
	大雪	0	0	0	0	0

※上記5年間で徳島市において大雪特別警報、暴風雪特別警報は発令されてない

（資料参照：徳島地方気象台資料）

4 「国土強靭化」とは（強靭な社会のイメージ）

○大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築



(図の参考) 『国土強靭化に関する担当者会議』内閣官房国土強靭化推進室

別紙3 脆弱性評価結果

目 次

1 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

※次の（1）～（6）は「事前に備えるべき目標」を表示

（1）あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ.....	3-1
（2）救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の 健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ ..	3-11
（3）必要不可欠な行政機能を確保する.....	3-18
（4）経済活動を機能不全に陥らせない.....	3-20
（5）情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通 ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる ..	3-26
（6）社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する.....	3-31

2 横断的分野ごとの脆弱性評価結果

（1）リスクコミュニケーション分野.....	3-38
（2）人材育成分野.....	3-39
（3）官民連携分野.....	3-40
（4）長寿命化対策分野.....	3-41
（5）研究開発分野.....	3-42

1 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

住宅・建築物・交通施設の耐震化

【公共施設の耐震化推進】

○ 避難拠点施設や災害対策連絡所となる施設の耐震化を進める必要がある。

○ 学校施設の耐震化は、財政支援措置の拡充等の活用によりすべて完了したが、老朽化が進行している建物及び設備等の耐久性を確保していく必要がある。

【住宅・建築物の耐震化】

○ 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ることにより一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。

【交通施設の耐震化】

○ 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。

○ 市内には134の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。

＜関連する施策 No. 及び関連指標 No.＞

施策 No.2、25、26、27、33、69、70
関連指標 No.2、3

避難路等の整備・安全対策

【公共施設の耐震化推進】

○ 住宅・建築物等の倒壊による避難路及び緊急輸送道路の寸断を防ぐため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

【避難路の安全確保】

○ 地震・津波発生時に、避難経路となる道路が、土砂災害によって通行不可となりよう、危険性の高い箇所への対策が必要である。

○ 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。

- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。
- 道路舗装、道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、定期点検を計画的に実施していく必要がある。
- 鉄道による地域分断を解消し、津波からの避難を確実に行うため、避難路や救援路、高架施設を活用した一時避難場所などの機能確保が図れる鉄道高架事業を推進する必要がある。

【避難路として活用できる道路の整備】

- 高速道路や環状線等の建設に伴い、地域間の道路等が分断された地域に、新たな道路整備等の周辺対策事業が必要となる。

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞

　　施策 No.24、28、29、30、31、32、33、35

　　関連指標 No.12

防火対策の推進、消防車両等の維持管理

【防火対策の推進、消防車両等の維持管理】

- 長年放置されている空き家は、地震時の倒壊や道路閉塞の危険性が高いことや、建物から建物への延焼拡大を防ぐために、早急に所有者を特定して、除却などの措置を求める必要がある。
- 消防車両や資機材等については、故障等により消防活動能力が低下しないよう、適切な点検整備や必要に応じた更新を行い、消防体制の維持管理を行う必要がある。
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進を図る必要がある。
- 住宅用火災警報器の設置等については、火災予防啓発を通じて推進する。
- 地震や津波によるLPGガスの放出による延焼を防止するため、LPGガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 住宅密集地における防火帯がなく、延焼被害が拡大するおそれがある。

【高機能消防指令センターの安定的な運用】

- システムダウンによる消防車両等の出動遅延や119番通報が受理できなくなるリスクに対し、高機能消防指令センターが安定的に運用できるよう対策を講じなければならない。

【災害に強い情報収集・伝達手段の確保】

- 大規模災害時において、人命救助活動等に空白時間が生じないよう、災害に強い通信システムを整備する必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの 119 番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年 5 月に導入した民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳システムについて、周知を図るため広報手段を工夫する必要がある。
- 聴覚や言語に障害のある方で音声による 119 番通報が困難な方のため平成 28 年 2 月に導入した NET119 緊急通報システムの周知を図るため、広報手段を工夫する必要がある。

<関連する施策 No. >

施策 No.28、34、54、60、61、63、64、65、66、67

避難体制の強化

【避難関連情報の周知】

- 避難場所及び避難所について、どの災害種別（洪水、地震、津波、大規模火災、土砂災害等）に対応しているかを、標識板の設置等により平常時から住民に周知する必要がある。
- 津波による浸水想定などの情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、市民の防災意識向上を図る必要がある。そのため、「地震・津波防災マップ」、「避難支援マップ」及び「地区別津波避難計画」等が有効に活用されるよう住民等に対し、地震・津波災害に対する教育や避難訓練等、啓発活動を行う必要がある。

【避難施設の整備】

- 多数の避難者に対応するため、公園における避難場所としての防災機能を強化する必要がある。
- 津波に対する避難路や避難場所については、がけ崩れ対策等の公共事業や高速道路の法面を活用した避難施設の整備を進めるとともに、速やかな避難行動に役立つ海拔表示シートの設置や L E D 蓄電型照明等の整備、津波避難ビルの指定も積極的に行っている。今後も必要に応じて、津波避難施設の確保に取り組む必要がある。

【情報伝達体制の強化】

- 本市災害対策本部から発令される避難指示などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 「避難行動要支援者名簿」を地域団体等と共有し、個別避難計画作成の取組を一層促進する必要がある。

- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。
- 社会福祉施設では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やB C P（業務継続計画）等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。
- 要配慮者利用施設は、想定される災害種別（津波、水害及び土砂災害）ごとの避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。

【福祉避難所の拡充】

- 福祉避難所を拡充するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。

【被害軽減対策】

- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所で発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する必要がある。

【非常用電源の確保】

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の設置や耐津波浸水対策並びに発電用燃料備蓄に努める必要がある。

【南海トラフ地震臨時情報への対応】

- 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、情報伝達体制を図る必要がある。また、後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備え、万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No. 15、16、41、50、57、58、65

関連指標 No. 8、10、11、13、14

地域防災力の強化

【家具転倒防止対策】

- 地震による家具の転倒で下敷きになった場合、直接死または負傷を負うおそれがある。負傷した場合は火災や津波からの逃げ遅れのリスクが高まるため、家具固定対策等を進める必要がある。

【人材の育成・確保】

- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
- 地域での共通認識欠如及び知識不足による地域防災力強化の停滞、防災意識の低下による災害時の混乱等を防ぐ必要がある。

【支援対策】

- 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No. 51、52、53、55、56、67

関連指標 No.1

1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や大雪等による多数の死傷者の発生

事前の防災力強化

【予防接種の推進】

- 定期予防接種の接種者を増やし、災害時の感染リスクを軽減するため、広報や個人通知での周知を図る。

【都市浸水対策】

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能を確保する対策を推進する必要がある。
- 高低差による自然排水ができない地区が多く、ポンプ排水に頼っているため、設備の動作不良等による浸水被害の発生リスクがある。
- 大規模水害における堤防の決壊や老朽化した排水機場、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。
- 近年の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化を鑑み、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が連携し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進する必要がある。
- 下水道施設の破損等による道路の冠水、陥没等の被害を防止するため、耐震化を進めるとともに、津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。

【要配慮者等への対策】

- 「避難行動要支援者名簿」を地域団体等と共有し、個別避難計画作成の取組を一層促進する必要がある。**再掲**
- 社会福祉施設は、大規模災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。**再掲**
- 要配慮者利用施設は、想定される災害種別（津波、水害及び土砂災害）ごとの避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対象となる施設の策定率が100%となるよう啓発を行う必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.16、18、37、38、39、40、41

関連指標 No.8、15、16、21

安全な避難体制の確立

【コミュニティセンター・支所の整備】

- コミュニティセンター・支所が避難拠点施設や災害対策連絡所として機能するため必要がある場合は、施設・設備の計画的な改修、整備等に取り組む。
- 公的施設は、災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の洪水浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。

【避難関連情報の周知】

- 避難場所及び避難所について、どの災害種別（洪水、地震、津波、大規模火災、土砂災害等）に対応しているかを、標識板の設置等により平常時から住民に周知する必要がある。**再掲**
- 水害による浸水想定や土砂災害警戒区域などの情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、市民の防災意識向上を図る必要がある。そのため、「避難支援マップ」及び「徳島市洪水・高潮ハザードマップ」等が有効に活用されるよう住民等に対し、地震・津波災害に対する教育や避難訓練等、啓発活動を行う必要がある。**再掲**
- 土砂災害ハザードマップが有効に活用されるよう住民等に対し、土砂災害に対する教育や避難訓練等、啓発活動を行う必要がある。

【土砂災害に関する対策】

- 土砂災害警戒区域において、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る必要がある。
- 国及び県と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携をした訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

【ため池対策】

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため

池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、ため池ハザードマップまたは浸水想定区域図を活用し、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。

【福祉避難所の拡充】

- 福祉避難所を拡充するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。**再掲**

【避難関連情報の周知・啓発】

- 令和3年5月に公表された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、安全な避難体制の確立による事前の防災力の強化を図る必要がある。また、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促すためには、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を図る必要がある。

【情報伝達体制の強化】

- 本市災害対策本部から発令される避難指示などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。**再掲**

【災害に強い情報収集・伝達手段の確保】

- 大規模災害時において、人命救助活動等に空白時間が生じないよう、災害に強い通信システムを整備する必要がある。**再掲**

【要配慮者等への対策】

- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの119番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年5月に導入した民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳システムについて、周知を図るために広報手段を工夫する必要がある。**再掲**
- 聴覚や言語に障害のある方で音声による119番通報が困難な方のため平成28年2月に導入したNET119緊急通報システムの周知を図るため、広報手段を工夫する必要がある。**再掲**

【通信手段の確保、大雪等への対策】

- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保が必要である。

<関連する施策No.及び関連指標No. >

施策 No.2、15、41、50、54、57、63、64、65

関連指標 No.17、18、19、20、22、23、24

避難路等の整備・安全対策

【避難路の安全確保】

- 洪水・高潮発生時に避難経路となる道路が、土砂災害によって通行不可とならない

よう、危険性の高い箇所への対策が必要である。

- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。**再掲**
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。**再掲**
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。**再掲**
- 道路舗装、道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、定期点検を計画的に実施していく必要がある。**再掲**

【避難路として活用できる道路の整備】

- 高速道路や環状線等の建設に伴い、地域間の道路等が分断された地域に、新たな道路整備等の周辺対策事業が必要となる。**再掲**

<関連する施策 No.>

施策 No. 24、28、29、30、31、32

関連指標 No.3

地域防災力の強化

【人材の育成・確保】

- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。**再掲**
- 地域での共通認識欠如及び知識不足による地域防災力強化の停滞、防災意識の低下による災害時の混乱等を防ぐ必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.>

施策 No.52、53、56、67

消防力の強化

【高機能消防指令センターの安定的な運用】

- システムダウンによる消防車両等の出動遅延や119番通報が受理できなくなるリスクに対し、高機能消防指令センターが安定的に運用できるよう対策を講じなければならない。**再掲**

【消防車両等の維持管理】

- 消防車両や資機材等については、故障等により消防活動能力が低下しないよう、適切な点検整備や必要に応じた更新を行い、消防体制の維持管理を行う必要がある。

再掲

＜関連する施策 No.＞

施策 No.61、64

地盤沈下対策

【地盤沈下対策】

- 地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある。
- 地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、国、県等と連携し海岸堤防・河川堤防の耐震化や防潮林の整備を引き続き推進する必要がある。

2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 2-1 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
|-----|------------------------------------|

災害対応能力の強化

【徳島市地域防災計画の改定】

- 地域防災計画について、法改正や国や県の上位計画の改定への対応、新たな防災対策の反映など、必要に応じて見直しを行い、災害対応能力を高めていく必要がある。

<関連する施策 No.>

施策 No.42

消防力・消防施設等の強化

【消防施設・消防力の強化】

- 消防局個別施設計画に基づき、消防施設等を適正に維持管理する必要がある。
- 市の消防体制や訓練環境等の充実強化、消防車両や資機材等の適切な点検整備や必要に応じた更新等、施設の整備を図るとともに、情報通信機能の災害対応体制の強化・高度化を着実に推進する必要がある。
- 地域の防火・防災活動への支援を通じて、幼少年・女性防火クラブ等の人員確保を図る必要がある。
- 被害が広範囲に及ぶ場合は絶対的に救護者が不足することから、応急手当の普及啓発活動を推進する必要がある。

<関連する施策 No.>

施策 No.59、60、61、62

2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

災害時のエネルギー確保

【再生可能エネルギーの活用】

- エネルギー供給リスクの分散をはかるため、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めていく必要がある。

<関連する施策 No.>

施策 No.3、7

飲料水の確保

【飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理】

- 飲料水兼用耐震性貯水槽の点検を実施し、機能維持のための修繕・補修を行う必要がある。

<関連する施策 No.>

施策 No.43

農業生産基盤の強化

【農業生産活動の維持】

- 災害時に市外からの物資輸送ルートが寸断されても、ある程度の食料を確保できるよう、市内の農業生産活動を維持する必要がある。

<関連する施策 No.>

施策 No.20

救助・救急、医療活動の維持

【救助・救急、医療活動の維持】

- D M A T 指定医療機関においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、D M A T の更なる充実・強化を図る必要がある。
- 大規模災害時に医療施設や関係者の不足する事態に備え、他都道府県との相互応援体制を構築し連携強化を図る必要がある。
- 災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、交通網等が寸断された状況を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。

- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやBCPの整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。

【帰宅困難者対策】

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と自主防災組織等地域との連携強化の推進など帰宅困難者対策を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。
- 訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの119番通報や救急現場での対応を迅速かつ的確に行うため、令和元年5月に導入した民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳システムについて、周知を図るために広報手段を工夫する必要がある。**再掲**

<関連する施策No.及び関連指標No.>

施策No.72、73

関連指標No.25

消防指令機能の維持

【高機能消防指令センターの安定的な運用】

- システムダウンによる消防車両等の出動遅延や119番通報が受理できなくなるリスクに対し、高機能消防指令センターが安定的に運用できるよう対策を講じなければならない。**再掲**

<関連する施策No.>

施策No.64

物資等の確保

【物資輸送体制の整備】

- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園などを活用した物資の集積拠点の防災機能を強化する必要がある。
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進することに加え、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

【訓練の実施】

- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した

民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のため様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。

- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞

施策 No.44

関連指標 No.11

水道施設の整備

【水道施設の耐震化】

- 災害時における管路破損及び給水不良、管路破損に伴う道路陥没による交通障害を引き起こさないよう、管路の耐震化を進める必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.74

通信手段の確保

【通信手段の確保】

- 孤立集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.54

交通網の維持

【道路・港湾等の機能強化】

- 本市各地への輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路、高速道路等（高規格道路）の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進める必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 市内には134の河川が流れしており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。再掲

- 道路舗装、道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、定期点検を計画的に実施していく必要がある。再掲
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。再掲
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。再掲
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。再掲
- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。
- 市道の多くは平均幅員4m未満の1車線道路で、大型車の侵入が困難な道も少なくなく、小型車でもすれ違いに注意が必要な箇所もあり、災害時には放置車両等で閉塞する可能性も十分に考えられる。
- 高速道路や環状線等の建設に伴い、地域間の道路等が分断された地域に、新たな道路整備等の周辺対策事業が必要となる。再掲

【被害軽減対策】

- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。再掲
- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能を確保する対策を推進する必要がある。再掲

＜関連する施策No.及び関連指標No.＞

施策 No.24、25、26、27、28、29、30、31、32

関連指標 No.2、3、4、5、6、7、8、9、13、14、16

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生

衛生環境の維持

【衛生環境対策】

- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。また、県、他市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。
- 南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。
- 下水道施設の破損等による衛生面の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.5、38、39、40

感染症対策

【衛生害虫駆除活動】

- 浸水した家屋等の消毒活動を実施する場合に、被害が大規模な場合は人員及び薬剤のストック量の両方で不足する可能性があり、関連組織等との協定締結等を検討する必要がある。

【感染症対策】

- 避難所等における感染症の発生・蔓延を防ぐため、本市は県と連携して、調査に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加により、対応技術の向上を図る必要がある。
- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。
- 定期予防接種の接種者を増やし、災害時の感染リスクを軽減するため、広報や個人通知での周知を図る。**再掲**
- 感染症の集団発生を防ぐため、学校・子育て支援施設の感染防止対策が必要となる。

【避難所運営体制の強化】

- 行政側が被災した場合、避難所運営等については、大部分を住民側の対応に頼らざるを得ない状況になるため、総合防災訓練等において、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図る必要がある。

- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。**再掲**
- 大規模災害発生時、P T S D（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対し中長期に渡り専門的なこころのケアを円滑に行うため構築したD P A Tについて、資機材の充実、訓練等を行い更なる専門的対応技術の向上を図る必要がある。
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。
- 福祉避難所を拡充するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。**再掲**
- 多くの学校施設で体育館等が避難所に指定されているため、避難所として使用できるよう長寿命化対策を進める必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.4、15、18、55、70

3

必要不可欠な行政機能を確保する

3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

治安の維持

【地域の巡回】

- 大規模災害発生時には、被災や人員の不足等により、警察機能の低下が懸念される。そのため、地域住民による巡回活動等で、治安の維持を図る必要がある。
- 大規模災害発時においても治安の維持が図られるよう、警察や関係機関との情報共有体制の構築が必要になる。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.52、53、60

行政機関の機能強化

【行政機関の機能強化】

- 大規模災害に見舞われると平時に比して業務量も膨大となるため、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、その対策手順を明確化しておく必要がある。そのためには、業務継続計画の継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。
- 大規模災害を見据え、市役所本庁舎の災害対応機能を強化する必要性がある。
- 災害発生時においては、災害のフェーズに応じた災害対応などの「災害マネジメント」が求められる。このため、マネジメント人材の育成を行う必要がある。
- 本庁舎地下にあるインフラ設備について、浸水のリスクを解消する必要がある。また、公用車駐車場についても同様である。
- 市役所本庁舎等の市関連施設が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを遠隔地に保管するなど、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。

【消防施設・消防力の強化】

- 消防局個別施設計画に基づき、消防施設等を適正に維持管理する必要がある。再掲

【関係機関との連携等】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、県警との連携が必要である。

【事前復興の取組】

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街を現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へつながらないようにしていく必要がある。

<関連する施策 No. 及び関連指標 No.>

施策 No.1、45、46、47、48、59

関連指標 No.26

地域防災力の強化

【避難所運営体制の強化】

- 行政側が被災した場合、避難所運営等については、大部分を住民側の対応に頼らざるを得ない状況になるため、総合防災訓練等において、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図る必要がある。**再掲**
- 多くの学校施設で体育館等が避難所に指定されているため、避難所として使用できるよう長寿命化対策を進める必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.>

施策 No.55、69、70

4

経済活動を機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による地域経済への甚大な影響
4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

B C P 策定等の促進

【「事業継続計画（B C P）」の策定支援等】

- 企業 B C P の策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高いものである。サプライチェーンの寸断等による生産力の低下を最小限に抑えるために、各関係機関との連携により、市内中小企業に対する B C P 策定について支援を行う必要がある。
- 企業 B C P の策定支援セミナーについては、情報提供や啓発のみにとどまることなく、実際の策定や運用につながるよう内容を検討する必要がある。
- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。
- 洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進し、配電施設等の耐災害性を高める必要がある。

【訓練の実施】

- 防災関係機関等と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）などを実施し、応急対処能力の向上等を図る必要がある。また、火災、爆発等を起こす可能性のある施設等にも呼びかけて訓練を実施する必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.19

交通網の維持

【道路・港湾等の機能強化】

- 本市各地への輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路、高速道路等の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加 I C の設置等による機能強化を図る必要がある。**再掲**
- 市内には134の河川が流れしており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。**再掲**

- 道路舗装、道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、定期点検を計画的に実施していく必要がある。**再掲**
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。**再掲**
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。**再掲**
- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。**再掲**
- 高速道路や環状線等の建設に伴い、地域間の道路等が分断された地域に、新たな道路整備等の周辺対策事業が必要となる。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.24、25、26、27、28、29、30、32

関連指標 No.2、3、4、5、6、7、9

有害物質の拡散防止

【有害物質対策】

- 市内の危険物保有事業所の保有・管理状況について把握・指導する必要がある。
- 災害により被災した建築物からの拡散を防止するため、含有アスベスト調査・除去を促進する必要がある。
- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。
- 国において、高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定が行われており、高圧ガス事業者は、対策を進める必要がある。
- 平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により、津波や地震による流出の防止を図る必要がある。

<関連する施策 No.>

施策 No.33

金融機関との連携

【金融機関との連携】

- 本市と指定金融機関のそれぞれのB C Pの実効性を向上させるため、災害時における資金決済の手段など、事前にできる準備として、具体的な業務の連携方法について

確認を行う必要がある。

- 市内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やB C Pの実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組みを促進していく必要がある。

【支援対策の周知】

- 被災企業に対する県の融資制度である「災害対策資金」について、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく必要がある。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図る。

<関連する施策 No.>

施策 No.68

4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・経済活動への甚大な影響
4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

農業生産基盤の強化

【農業生産基盤の強化】

- 高齢化による担い手不足で、集落構成員が減少し、それに伴い対象農用地も減少しているが、被災することで減少に拍車がかかるおそれがある。

【農地への被害軽減対策】

- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。 **再掲**
- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、ハザードマップまたは浸水想定区域図を活用し、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。
再掲

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.20

関連指標 No.14、24

交通網の維持

【交通網の維持】

- 物流インフラの機能を維持するため、高速道路等の機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する道路の整備を推進する必要がある。 **再掲**
- 市内には134の河川が流れしており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。 **再掲**
- 道路舗装、道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、定期点検を計画的に実施していく必要がある。 **再掲**
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。 **再掲**
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。 **再掲**

- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。**再掲**
- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。**再掲**
- 高速道路や環状線等の建設に伴い、地域間の道路等が分断された地域に、新たな道路整備等の周辺対策事業が必要となる。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.24、25、26、27、28、29、30、31、32

関連指標 No.2、3、4、5、6、7、8、9、27

備蓄・輸送体制の整備

【備蓄・輸送体制の整備】

- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、物資の集積拠点の防災機能を強化する必要がある。
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進することに加え、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。**再掲**
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、B C P の策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。**再掲**
- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を毎年度実施し、発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.22

関連指標 No.11

農地・森林の保全・管理

【保全・管理】

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせて取り組む必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進し、防災力を強化する必要がある。
- 森林の整備にあたっては、侵入防止柵設置による野生動物の動向の変化をとらえ、設置個所の最適化を検討する等、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

【担い手不足】

- 高齢化による担い手不足で、集落構成員が減少し、それに伴い対象農用地も減少しているが、被災することで減少に拍車がかかるおそれがある。再掲

＜関連する施策 No.＞

施策 No. 20、21

5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

- 5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

市民への情報伝達体制の強化

【情報伝達体制の強化】

- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、システムの安定運用や各種情報の普及啓発など、さらなる取り組みが必要である。
- 迅速かつ効果的な避難行動につなげるため、交通情報提供に関する関係機関との連携を図る必要がある。
- 本市災害対策本部から発令される避難指示などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。**再掲**
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。
- 大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないよう対策を講じておく必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.49、54、65

避難行動要支援者への対策

【避難行動要支援者等への対策】

- 災害情報が入手できなくなった要支援者への対策として、「避難行動要支援者名簿」を地域団体等と共有し、個別避難計画作成の取組を一層促進する必要がある。**再掲**
- 障害のため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き継ぎ制度の適正な執行を図るとともに、災害時に、障害者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。
- 社会福祉施設では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やB C P（業務継続計画）等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。**再掲**

＜関連する施策 No.＞

施策 No.16

5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止

電力供給体制の整備

【再生可能エネルギーの普及啓発】

- エネルギー供給リスクの分散をはかるため、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めていく必要がある。 **再掲**
- 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等（公共施設等）において、高い給電機能を有するEV（電気自動車）を活用するなど、初動対応に必要不可欠な電力を確保する必要がある。
- 公共施設のうち、自家発電設備のある施設の災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.3、7

上水道等施設の整備

【上水道等施設の整備】

- 災害時における管路破損及び給水不良、管路破損に伴う道路陥没による交通障害を引き起こさないよう、管路の耐震化を進める必要がある。 **再掲**
- 「液状化」については、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.74

下水道処理施設等への対策

【下水処理施設等への対策】

- 東部環境事業所し尿処理施設は、老朽化が著しいことから、災害時にも安定して施設を稼働できるように、設備の維持補修及び整備を行う必要がある。
- 地震対策上重要な下水道施設の耐震化を進めるとともに、津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。
- 凈化槽については、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。

- 「液状化」については、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.>

施策 No.9、10、11、38、39、40

5-5

基幹的な陸上・海上・航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

交通網の維持

【緊急輸送路等の強化】

- 本市各地への輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路、高速道路等（高規格道路）の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。**再掲**
- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。**再掲**
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。**再掲**
- 高速道路や環状線等の建設に伴い、地域間の道路等が分断された地域に、新たな道路整備等の周辺対策事業が必要となる。**再掲**
- 道路舗装、道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、定期点検を計画的に実施していく必要がある。**再掲**

【維持管理の強化】

- 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。**再掲**
- 市内には134の河川が流れしており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。**再掲**
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。**再掲**
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。**再掲**

【被害軽減対策】

- 高潮被害による沿岸の輸送ルートへの被害が大きくならないよう、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。
- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。**再掲**

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化などの治水対策やポンプ場の耐水化等による排水機能を確保する対策を推進する必要がある。**再掲**

【関係機関との連携体制の強化】

- 災害時情報共有システムを適切に運用することにより、通行可能ルートの把握等を迅速に行うことができるところから、防災機関やライフライン事業者等とも情報を共有し、円滑に運用できるよう訓練を定期的に実施する必要がある。
- 公共交通機関等の各種団体との支援協定の締結を推進することにより、連携体制を構築する必要がある。また、発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、情報収集・共有体制を整える必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進、関係機関との合同訓練の実施が必要である。
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。

＜関連する施策 No. 及び関連指標 No.＞

施策 No.24、25、26、27、28、29、30、31、32

関連指標 No.2、3、4、5、6、7、8、9、13、14、16、20、21、27

土地境界の復元

【地籍調査の推進】

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.23

6

社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

復興を支える人材確保

【復旧・復興事業への備え】

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へつながらないようにしていく必要がある。**再掲**
- 地区自主防災連合組織について組織率100%を達成したが、引き続き、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
- 地域での共通認識欠如及び知識不足による地域防災力強化の停滞、防災意識の低下による災害時の混乱等を防ぐ必要がある。**再掲**
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- 被災者生活再建支援制度の充実については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける必要がある。
- 平時は地域住民の交流施設、災害時は要配慮者の福祉避難所としての機能を実装する「地域生活支援拠点」を整備し、地域の絆を深め、互いに支え合う地域共生社会の実現を図る必要がある。
- 道路啓開等にあたっては、国、県等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。
- 移住・定住の支援を推進し、地域コミュニティの維持や復興を支える人材を確保する必要がある。

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞

施策 No.17、56

関連指標 No.26

事前復興への取組

【事前復興の取組】

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へつながらないようにしていく必要がある。再掲

＜関連する施策 No.及び関連指標 No.＞

施策 No.48

関連指標 No.26

B C P策定等の促進

【各事業におけるB C P策定等の促進】

- 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援の仕組みについて、平時から説明会等を通じて的確に周知し、市の対応力向上を図る必要がある。
- 金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるB C Pの実効性の確保が必要であり、策定されたB C Pの実効性の検証・改善を継続的に実施していく必要がある。
- 企業B C Pの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高いものである。サプライチェーンの寸断等による生産力の低下を最小限に抑えるために、各関係機関との連携により、市内中小企業に対するB C P策定について支援を行う必要がある。再掲
- 企業B C Pの策定支援セミナーについては、情報提供や啓発のみにとどまることなく、実際の策定や運用につながるよう内容を検討する必要がある。再掲
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、B C Pの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。再掲
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやB C Pの整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。再掲

- 市内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やB C Pの実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組みを促進していく必要がある。

再掲

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のB C Pの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進することに加え、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。**再掲**

<関連する施策 No.及び関連指標 No.>

施策 No.19、44

関連指標 No.25

6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

災害廃棄物の処理

【災害廃棄物処理計画】

- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。また、県、他市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。**再掲**
- 南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。**再掲**

＜関連する施策 No.＞

施策 No.5

廃棄物の収集体制の整備

【廃棄物の収集体制の整備】

- 新たな一般廃棄物中間処理施設を整備し、一般廃棄物及び災害廃棄物を処理できる環境を整える必要がある。
- 東部環境事業所は、ごみ処理施設等の建物の耐震性が新耐震基準を満たしておらず、避難施設の確保が必要となる。さらに、南海トラフ巨大地震の津波による浸水を防止する対策や、機器や車両基地の移設を検討する必要がある。また、長期間の停炉となる場合の緊急的な対策（西部環境事業所への搬入、近隣市町村への搬出等）を検討する必要がある。
- 西部環境事業所は、吉野川、飯尾川、鮎喰川等、複数の河川の洪水浸水想定区域内に位置しており、塵芥収集車等の車庫等は浸水の危険性があり、対策が必要とされる。
- 東部環境事業所及び西部環境事業所は、ともに老朽化が著しく災害時にも安定して施設を稼働できるように、設備の維持補修及び整備を行う必要がある。**再掲**
- 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、貨物鉄道や海上輸送等についても検討する必要がある。
- 既存の処理施設（焼却施設、破碎機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。

【廃棄物の収集ルート整備】

- 新たに整備される避難拠点施設を兼ねた中間処理場への運搬ルート及び近隣住民が避難できるルートを整備する必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.6、8、12、13、14

廃棄物処理の人手確保

【廃棄物処理の人手確保】

- 災害時にボランティアに関する手続等が迅速に行えるよう、災害ボランティアコーディネーターを養成する必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.17

交通網の維持

【輸送路の確保】

- 本市各地への輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路、高速道路等（高規格道路）の建設を促進する。既に開通している箇所については早期啓開に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ＩＣの設置等による機能強化を図る必要がある。**再掲**
- 環状道路が未完成で、代替道として堤防上の道路が活用されている地域もあるため、災害により堤防が被災した場合は、緊急時の通行に大きな影響が生じる。**再掲**
- 緊急輸送道路を補完する市道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる市道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。**再掲**
- 高速道路や環状線等の建設に伴い、地域間の道路等が分断された地域に、新たな道路整備等の周辺対策事業が必要となる。**再掲**
- 道路舗装、道路照明灯、道路標識等の健全度を適切に把握するため、定期点検を計画的に実施していく必要がある。**再掲**
- 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。**再掲**
- 市内には134の河川が流れており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。**再掲**
- 交通施設では、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。**再掲**
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。**再掲**

＜関連する施策 No. 及び関連指標 No.＞

施策 No.24、25、26、27、28、29、30、31、32

関連指標 No.2、3、4、5、6、7、9、21、27

復旧・復興事業への備え

【地籍調査】

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。

【復旧・復興事業への備え】

- 大規模災害からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを進める必要がある。そのためには、被災した街が現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へつながらないようにしていく必要がある。**再掲**
- 防災関係機関が、被災状況等を同一のG I S上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について、平時から情報共有を図る必要がある。
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査や被災宅地危険度判定の迅速化など、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、方向性を示していく必要がある。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が進められるよう、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要となる基本的データの整備など復興事前準備を進めておく必要がある。
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、市職員が罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。

＜関連する施策 No. 及び関連指標 No.＞

施策 No.23、36、48

関連指標 No.26

文化財の保護

【文化財保護意識向上】

- 文化財の喪失を防ぐためには、平時から市民の文化財保護意識を醸成する必要がある。
- 文化財の耐震化についての意識向上を図る必要がある。

【文化財保護対策】

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
- 博物館（博物館相当施設、博物館類似施設を含む）における展示方法・収蔵方法等を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。

<関連する施策 No.>

施策 No.71

2 横断的分野ごとの脆弱性評価結果

横断的分野 1	リスクコミュニケーション分野
【リスクコミュニケーション】	
○ リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する必要がある。	
○ 発達段階に応じた防災教育をはじめ、市民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供し、地域の中で災害に対する危機意識を共有する必要がある。	
【業務継続計画の改善計画】	
○ 大規模災害に見舞われると平時に比して業務量も膨大となるため、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、その対策手順を明確化しておく必要がある。そのためには、業務継続計画の継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。 再掲	
【情報収集・伝達手段の確保】	
○ 本市災害対策本部から発令される避難指示などの防災情報をいち早く確実に住民に伝えるため、情報伝達体制の強化を図る必要がある。 再掲	
【福祉避難所の拡充】	
○ 福祉避難所を拡充するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。 再掲	
【要配慮者等への対策】	
○ 要配慮者利用施設は、想定される災害種別（津波、水害及び土砂災害）ごとの避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施することが義務付けられており、対象となる施設の策定率が 100%となるよう啓発を行う必要がある。 再掲	
<関連する施策 No. >	
施策 No.15、16、41、46、54	

【地域防災力の向上】

- 各地域における防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成等、防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
- 地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。**再掲**
- 被害が広範囲に及ぶ場合は絶対的に救護者が不足することから、応急手当の普及啓発活動を推進する必要がある。**再掲**

【避難所運営能力の向上】

- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。**再掲**

【産業の担い手育成】

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へつながらないようにしていく必要がある。**再掲**
- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。**再掲**
- 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。**再掲**

【文化財保護対策】

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。**再掲**

【職員等の災害対応力向上】

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るために、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。

- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、市職員が罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。**再掲**
- 災害から児童生徒の安全確保を図るため、防災教育に係る指導力を高め、地域と連携した防災訓練等を実施する「防災士の資格を持つ教員」の養成が必要である。
- 災害発生時においては、災害のフェーズに応じた災害対応などの「災害マネジメント」が求められる。このため、マネジメント人材の育成を行う必要がある。**再掲**
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。

<関連する施策 No.>

施策 No.17、55、56、62、67、71

横断的分野 3	官民連携分野
【官民連携】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウを活用するための官民連携体制を確保する必要がある。民間企業や業界団体との協定の締結や実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報をはじめとする災害対応の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用を図るため、災害時情報共有システムの機能強化を行う必要がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市と指定金融機関のそれぞれのB C Pの実効性を向上させるため、災害時における資金決済の手段など、事前にできる準備として、具体的な業務の連携方法について確認を行う必要がある。再掲 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。再掲 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進することに加え、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。再掲 	

- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。再掲
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。再掲
- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報の活用により、渋滞状況を正確に把握し交通渋滞を回避するため、交通管制システムの高度化を図る必要がある。
- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。再掲
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。再掲
- 公共交通機関等の各種団体との支援協定の締結を推進することにより、連携体制を確保する必要がある。また、発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、情報収集・共有体制を整える必要がある。再掲
- 行政側が被災した場合、避難所運営等については、大部分を住民側の対応に頼らざるを得ない状況になるため、総合防災訓練等において、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図る必要がある。再掲
- 「避難支援マップ」や「地区別津波避難計画」のような住民が主体となる取組みについて支援し、地域の防災力向上を図る必要がある。
- 県、他市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。

＜関連する施策 No.＞

施策 No.22、44、57、58、68

横断的分野 4	長寿命化対策分野
【長寿命化対策】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の日々の「生活」や「社会経済活動」は、道路、河川、港湾といった「公共インフラ施設」や、学校、文化・スポーツ施設、行政庁舎などの「ハコモノ施設」で支えられており、市民がそれぞれの「夢と希望」の実現に向け、心豊かな暮らしを送るために、「これら公共施設の安全・安心の確保」が不可欠であるが、市、県はもと 	

より国全体において、高度成長期以降に集中的に建設された公共施設の老朽化が大きな課題となっている。

【公共施設の長寿命化対策】

- 防災拠点、避難拠点や災害対策連絡所となる施設の長寿命化対策を進める必要がある。
- 災害時において、災害廃棄物や汚水の処理が迅速に進められるよう、廃棄物処理施設及び屎処理施設の長寿命化対策を進める必要がある。
- 学校施設の耐震化は、財政支援措置の拡充等の活用によりすべて完了したが、老朽化が進行している建物及び設備等の耐久性を確保していく必要がある。**再掲**
- 災害時に迅速な消防活動が実施できるよう消防機能を維持するため、消防施設の長寿命化対策を進める必要がある。**再掲**

【交通網の長寿命化対策】

- 道路の維持管理では、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。**再掲**
- 市内には134の河川が流れしており、橋りょうの数も多く、落橋等で機能不全となった場合に、緊急時の通行に大きな影響が生じるため、対策が必要となる。**再掲**
- 避難所を兼ねる災害対策連絡所等と主要道路（国道、県道）をつなぐ市道について、避難道路として安全か確認・点検を行う必要がある。**再掲**

【上下水道施設の長寿命化対策】

- 災害時における管路破損及び給水不良、管路破損に伴う道路陥没による交通障害を引き起こさないよう、管路の耐震化を進める必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。**再掲**

＜関連する施策 No. 及び関連指標 No.＞

施策 No.2、25、26、27、31、32、35、39、59、69、70、74

横断的分野 5 研究開発分野

【研究開発】

- 各防災機関等の自律的災害対応や速やかな被災者支援を実現するため、ビッグデータ、IoT、ICT技術等を活用し、様々な災害情報を地図上で可視化する高度利用に向けた取組みを実施する必要がある。

- 林業・木材産業を活性化させることにより、森林の保全を図る必要があることから、災害に強い健全な森林育成のため、市産材の利用を促進する必要がある。